

令和3年度

包括外部監査報告書

市税の賦課徴収に関する事、
徴収事務の執行について

倉敷市包括外部監査人

緋 田 充

— 目 次 —

第1章 外部監査の概要

1. 外部監査の種類	1
2. 外部監査のテーマ	1
3. 外部監査の方法	3
4. 包括外部監査人及び補助者の氏名・資格	4
5. 利害関係	4

第2章 倉敷市市税の概要

1. 市税の種類	5
2. 一般会計歳入総額と市税収入額の推移	6
3. 税目別の市税収入額の推移	6
4. 市税収納率の推移	8
5. 徴税費の推移	10
6. 市の組織	11

第3章 監査の結果及び意見（総括）

1. 結果及び意見に関する総論	17
2. 指摘、意見及び評価の要約	17

第4章 監査の結果と意見（各論）

I 個人市民税

1. 個人市民税の概要	24
2. 個人市民税の組織体制	30
3. 個人市民税課税事務の流れ	31
4. 個人市民税の推移	35
5. 監査の着眼点	38
6. 主な監査手続	39
7. 監査の結果及び意見	40

II 法人市民税

1. 法人市民税の概要	42
2. 法人市民税の組織体制	46
3. 法人市民税課税事務の流れ	47
4. 法人市民税の推移	51
5. 監査の着眼点	54

6. 主な監査手続	54
7. 監査の結果及び意見	55
III 固定資産税・都市計画税	
1. 固定資産税・都市計画税の概要	57
2. 固定資産税・都市計画税事務の組織体制	68
3. 固定資産税・都市計画税課税事務の流れ	68
4. 固定資産税・都市計画税の推移	78
5. 監査の着眼点	84
6. 主な監査手続	85
7. 監査の結果及び意見	87
IV 事業所税	
1. 事業所税の概要	96
2. 事業所税の組織体制	97
3. 事業所税課税事務の流れ	98
4. 事業所税の推移	99
5. 監査の着眼点	100
6. 主な監査手続	100
7. 監査の結果及び意見	101
V 軽自動車税	
1. 軽自動車税種別割の概要	103
2. 軽自動車税種別割の組織体制	110
3. 軽自動車税種別割課税事務の流れ	111
4. 軽自動車税種別割の推移	116
5. 監査の着眼点	120
6. 主な監査手続	121
7. 監査の結果及び意見	122
VI 市たばこ税	
1. 市たばこ税の概要	130
2. 市たばこ税の組織体制	135
3. 市たばこ税課税事務の流れ	136
4. 市たばこ税の推移	138
5. 監査の着眼点	140

6. 主な監査手続	141
7. 監査の結果及び意見	141
VII 入湯税	
1. 入湯税の概要	145
2. 入湯税の組織体制	145
3. 入湯税課税事務の流れ	146
4. 入湯税の推移	147
5. 監査の着眼点	150
6. 主な監査手続	150
7. 監査の結果及び意見	151
VIII 税務事務所	
1. 税務事務所・支所 往査結果	155
2. 監査の結果及び意見	157
IX 収納事務	
1. 収納事務の概要	158
2. 納税課の組織体制	158
3. 納税課収納管理係収納事務の流れ	159
4. 市税収納率の推移	163
5. 監査の着眼点	164
6. 主な監査手続	165
7. 監査の結果及び意見	166
X 滞納整理事務	
1. 滞納整理事務の概要	167
2. 監査の着眼点	179
3. 主な監査手続	180
4. 監査の結果及び意見	181

第1章 外部監査の概要

1. 外部監査の種類

地方自治法第 252 条の 37 第 1 項の規定に基づく包括外部監査

2. 外部監査のテーマ

(1) 選定した特定の事件（テーマ）

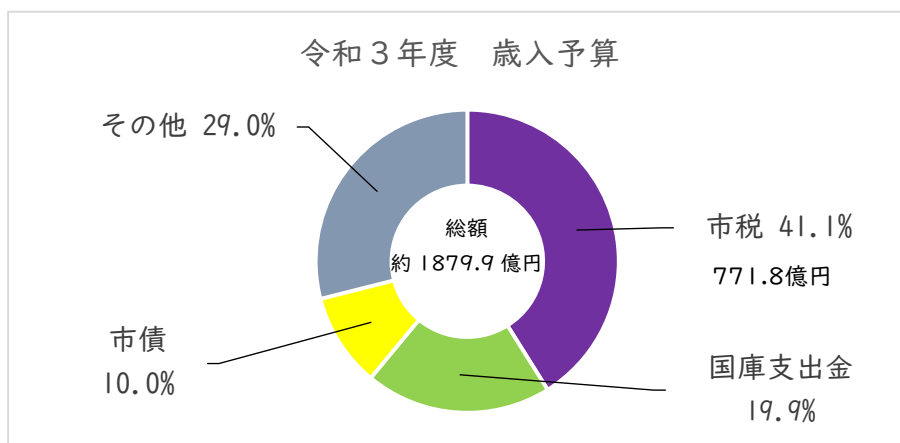
市税の賦課徴収に関する事、徴収事務の執行について

(2) 特定の事件（テーマ）の選定理由

倉敷市の令和3年度当初予算の市税収入は、771.85億円で一般会計歳入予算全体1879.92億円の41.1%を占めており、市政を推進していく上で重要な財源となっている。

令和2年度当初予算の市税収入832.94億円と比較すると61.09億円の減少となっており、歳入構成比は前年度比で3.2%の減少となっている。ところで、少子高齢化等による社会保障関連の歳出増加が続く中、他都市同様倉敷市においても財源の確保が厳しい状況にある。

このような環境において、財源の確保を行う上で、市民の税負担の公平性を確保し、市税の適切な収納対策を実施することは倉敷市の重要な課題である。以上を踏まえ、倉敷市の市税に関する財務事務の執行が適切に行われているかを合規性・経済性・効率性・有効性等の視点から調査報告することは市民の利益に有効であると判断し、本テーマを選定した。



(参考：倉敷市 HP を基に監査人作成)

※その他は、県支出金・地方交付税・地方消費交付金・繰入金等を表す。

(3) 監査対象

・監査対象部署

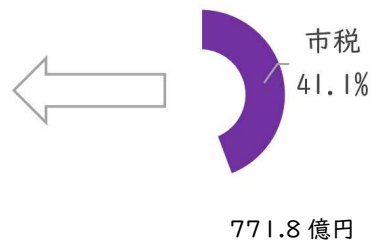
税制課、児島税務事務所、玉島税務事務所、水島税務事務所、市民税課、資産税課、納税課、滞納対策室、船穂支所市民税務係、真備支所市民課税務係

※対象部署の組織図については後述

・監査対象税目

令和3年度予算 市税の内訳

対象税目	金額	構成比
固定資産税	364億6千万円	47.2%
個人市民税	232億1千万円	30.1%
都市計画税	51億3千万円	6.7%
事業所税	43億5千万円	5.6%
法人市民税	32億5千万円	4.2%
市たばこ税	31億3千万円	4.1%
軽自動車税	その他の税を構成している一部 (その他: 16億5千万円)	2.1%
入湯税		
合計	771億8千万円	100.0%



・監査対象年度

令和2年度（令和2年4月1日～令和3年3月31日）

必要に応じて令和元年度以前の各年度及び令和3年度も対象とする。

3. 外部監査の方法

(1) 監査の着眼点

① 合規性

市税の事務の執行は、関係する法令・条例等に準拠して適切に行われているか。

② 経済性・効率性・有効性

事務を執行する部署の組織体制や人員は適切であるか、これらを勘案した効率的かつ経済的な業務フローが構築されているか。

③ 正確性・公平性

市税の課税収納が法規に準拠し、公平かつ正確に行われているか。

(2) 主な監査手続

監査手続	課	収	滞	
担当者へ質問・意見聴取	○	○	○	
法令・条例等関連文書の閲覧	○	○	○	
証憑の閲覧・突合など、 担当課での調査による概況把握	○	○	○	課・・・課税事務
税額計算の正確性の確保	○	○	○	収・・・収納事務
外部委託業務の適正性の検証	○	○	○	
税法等の改正の反映	○			滞・・・滞納整理事務
課税客体の異動の捕捉状況	○			
未申告者への対応	○			
減免事務の合規性の検証	○	○	○	
還付金・延滞金等事務の 適正性及び正確性		○	○	
納付方法等の検討		○		
収納額の正確性の検証		○	○	
欠損処理の合規性の検討			○	
滞納に関する手続きの適正性			○	

(3) 監査実施期間

令和3年4月1日から令和4年1月31日まで

4. 包括外部監査人及び補助者の氏名・資格

包括外部監査人	緋田 充	(税理士)
補助者	尾川 望	(税理士)
	永井 康志	(税理士)
	中原 教	(税理士)
	小野田隼也	(公認会計士・税理士)
	曾根田美世	(税理士)

5. 利害関係

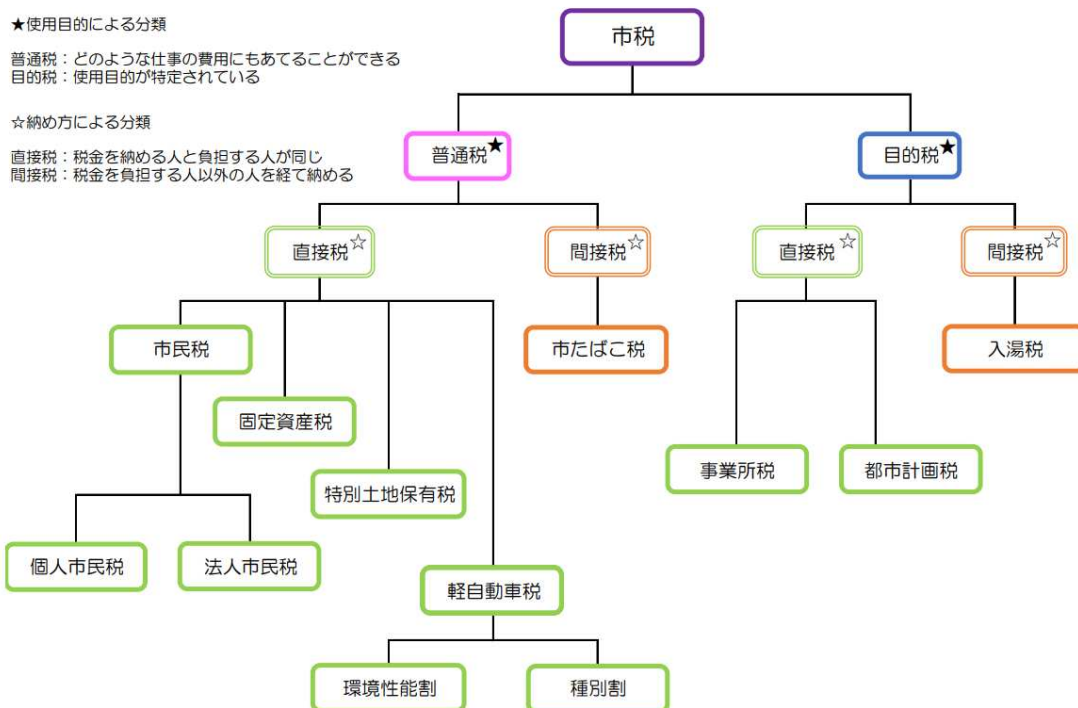
市と包括外部監査人及び補助者との間には、いずれも監査の対象とした事件について、地方自治法第 252 条の 29 の規定により定める利害関係はない。

第2章 倉敷市市税の概要

1. 市税の種類

倉敷市（以下「市」という）において課税される市税は、次のとおりである。

（参考：「なるほど！市税 令和3年度版」を基に監査人作成）

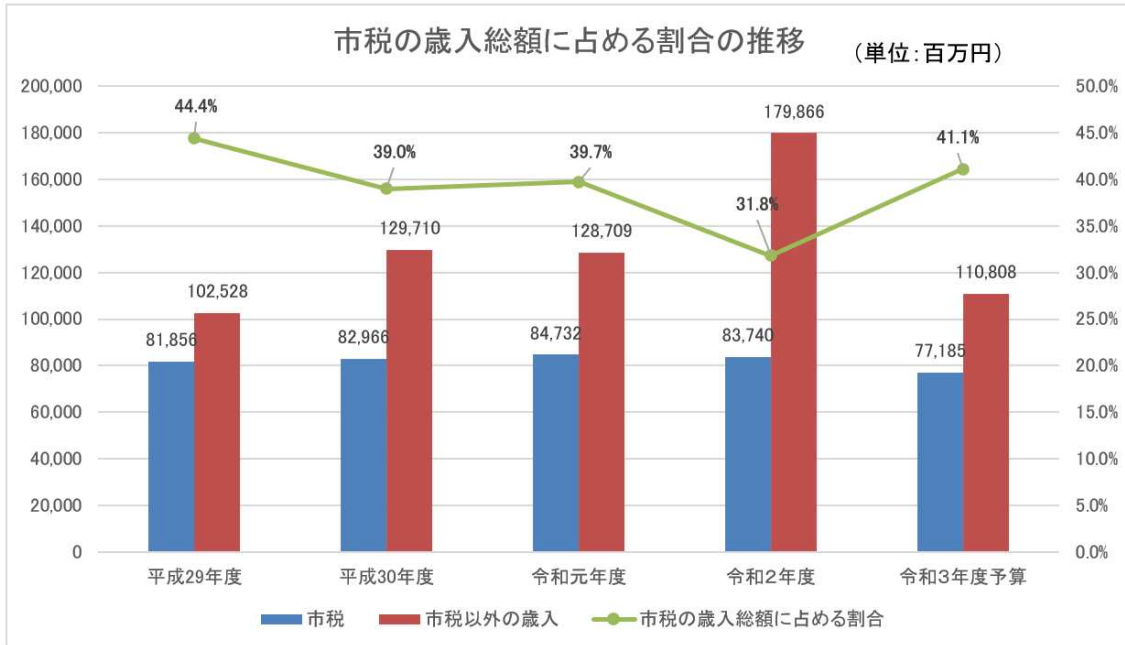


個人市民税	個人の前年の所得に対して課す税
法人市民税	法人の所得にかかる法人税を基礎として課す税
固定資産税	土地、家屋、償却資産に対して課す税
軽自動車税環境性能割	三輪以上の軽自動車の取得（取得価格が50万円を超えるもの）に対して課す税
軽自動車税種別割	原動機付自転車やオートバイ、軽自動車、小型特殊自動車などの所有者に対して課す税
市たばこ税	卸売販売業者が小売販売業者または消費者に売り渡したたばこに課す税（小売価格に含まれる）
特別土地保有税 (H15.4.1課税停止)	2,000㎡以上の土地を保有している場合や取得した場合に課す税
入湯税	鉱泉浴場における入湯行為に対して課す税
事業所税	事務所・事業所の事業活動に対して課す税
都市計画税	市街化区域内の土地・家屋に対して課す税

2. 一般会計歳入総額と市税収入額の推移

市における市税収入額、市税以外の歳入額及び一般会計歳入総額に占める市税収入額の割合の推移は、次のとおりである。

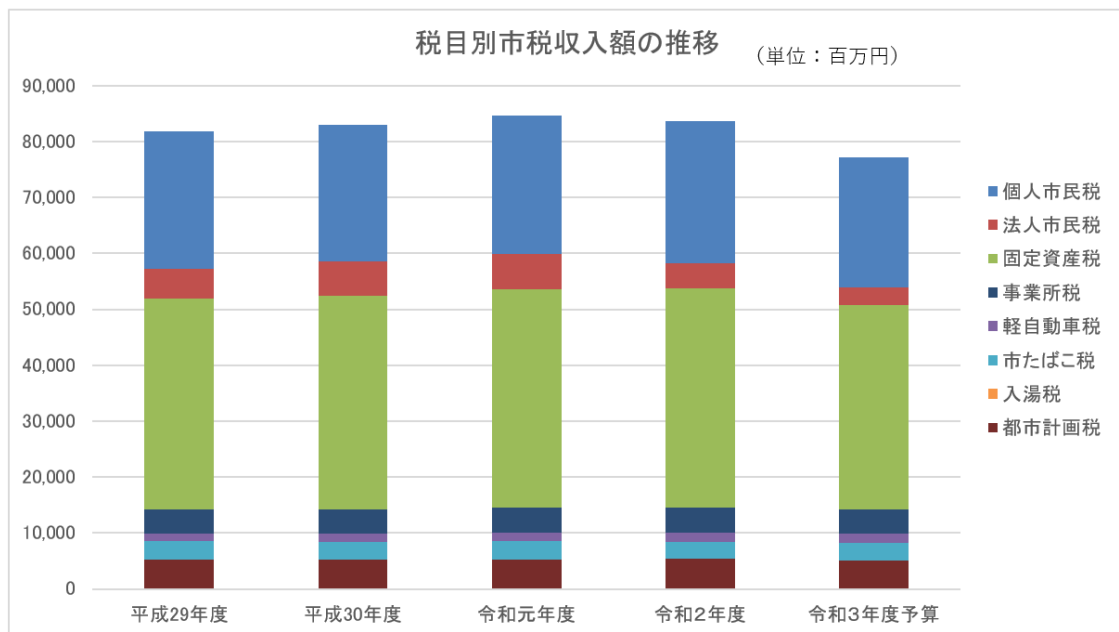
(参考：市税概要を基に監査人作成)



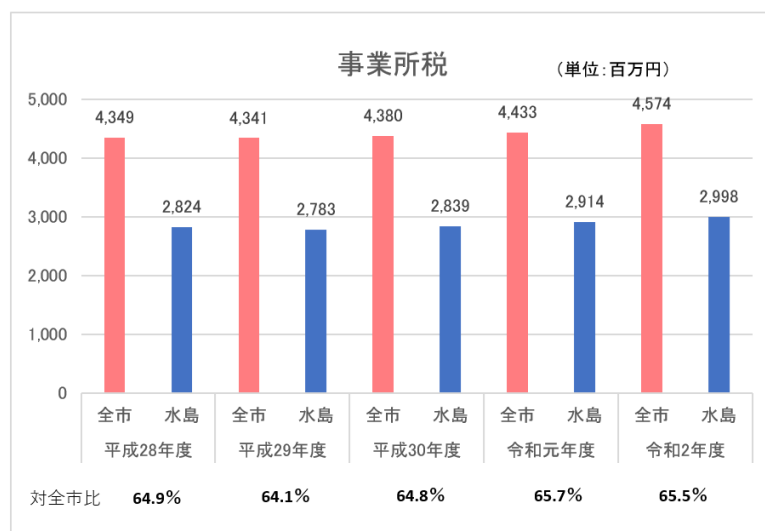
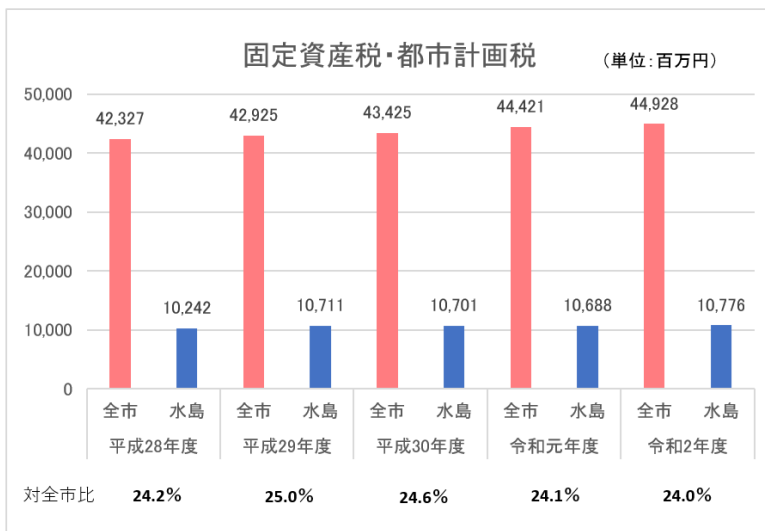
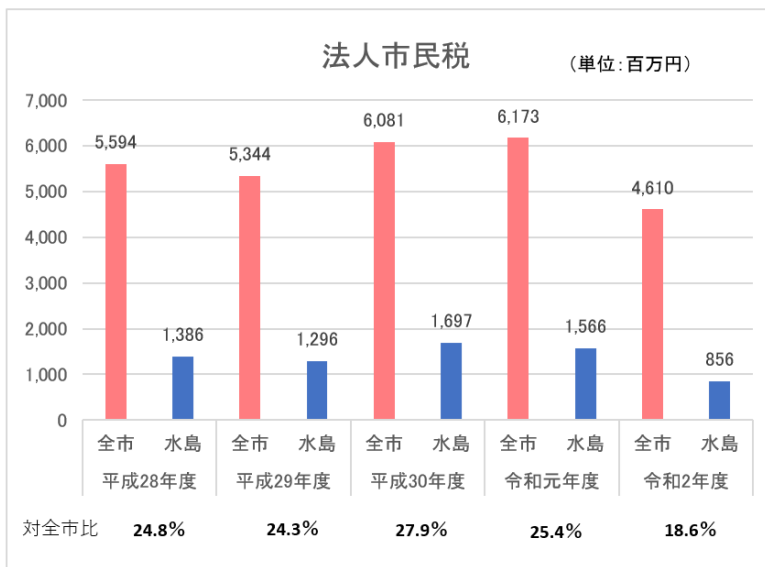
3. 税目別の市税収入額の推移

税目別の市税収入額の推移は次のとおりである。

(参考：市税概要、倉敷市 HP を基に監査人作成)



「水島地区税収（4税）内訳（現年度調定額）」

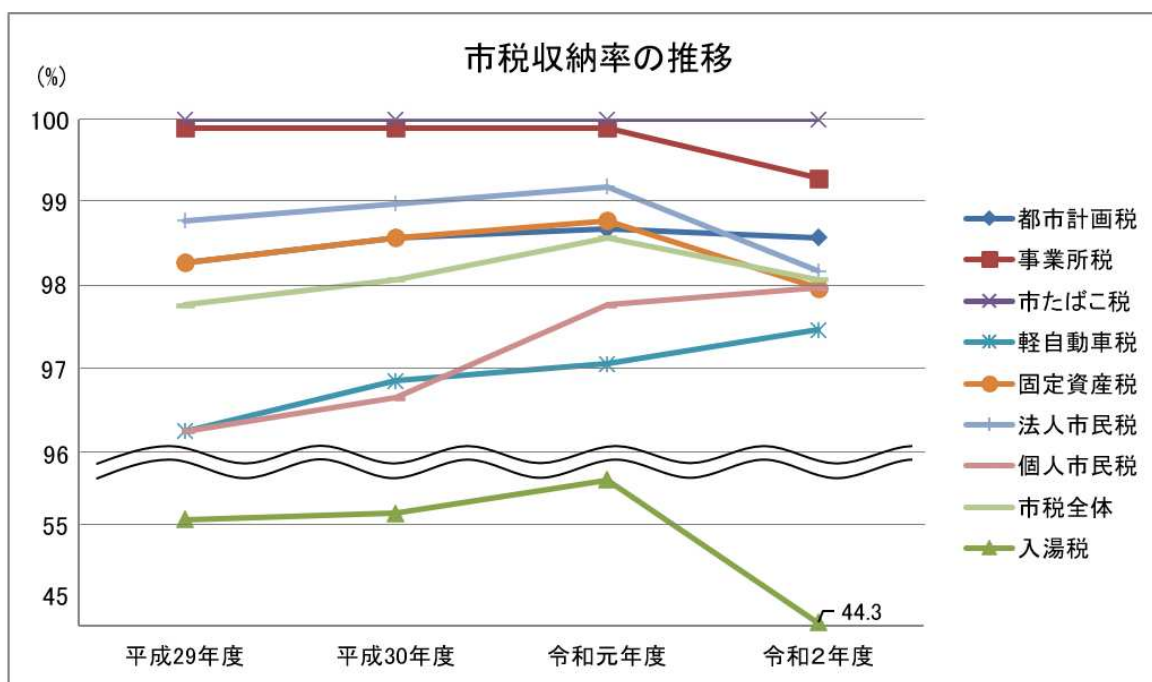


4. 市税収納率の推移

主要な税目別の市税収納率の推移は次のとおりである。なお、ここで市税収納率とは、市税収納額を調定額で除して算定した割合のことである。

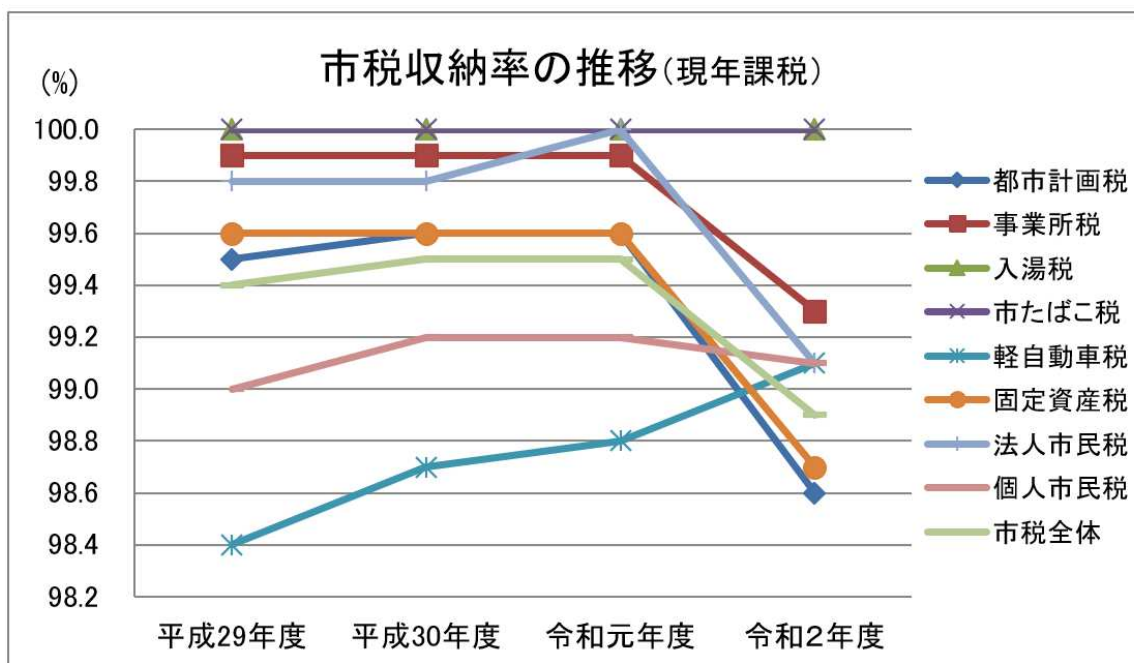
《現年課税分＋滞納繰越分》

(参考：市税概要を基に監査人作成)



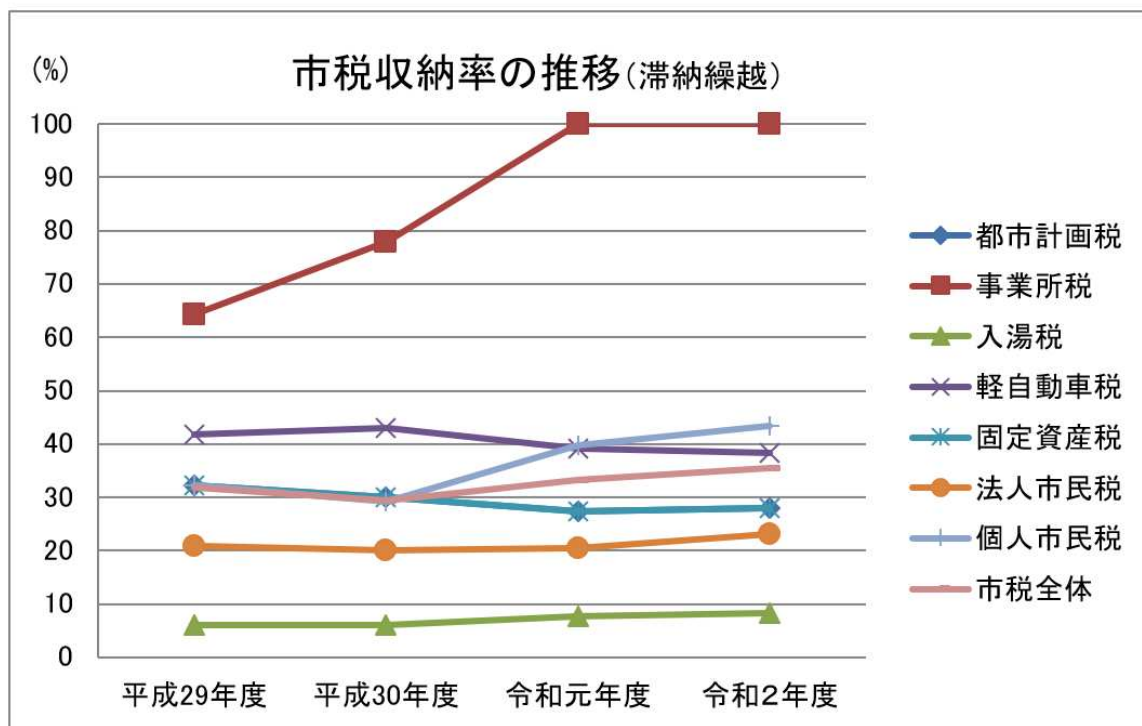
「現年課税分」

(参考：市税概要 令和3年度版を基に監査人作成)



「滞納繰越分」

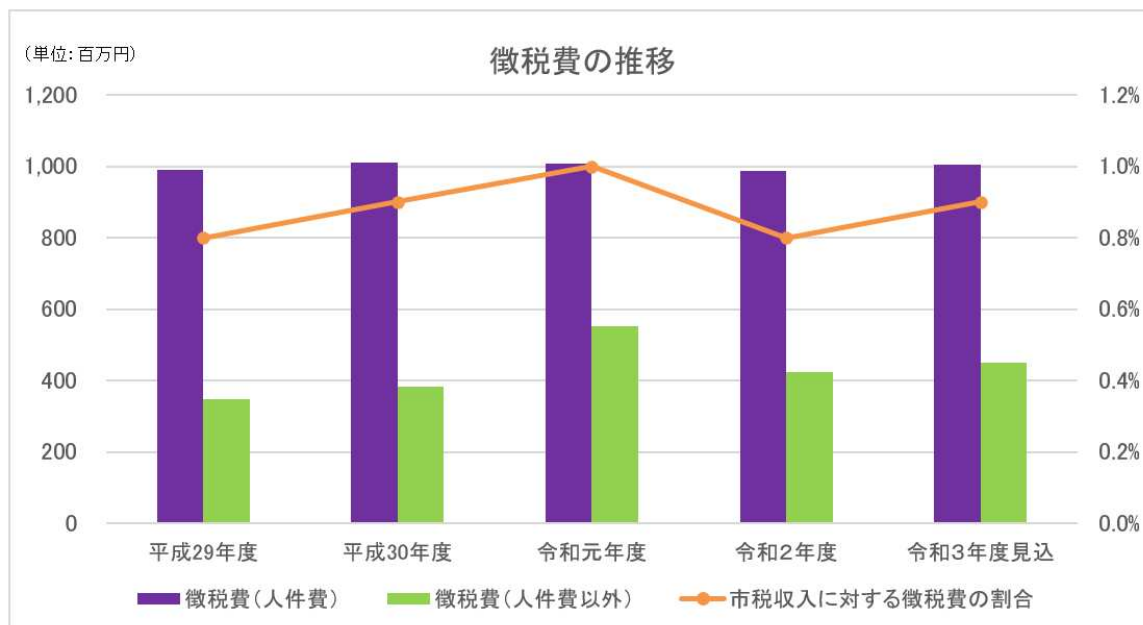
(参考：市税概要 令和3年度版を基に監査人作成)



5. 徴税費の推移

市における徴税費（還付加算金除く）の推移は次のとおりである。

（参考：市税概要を基に監査人作成）



県民税徴収取扱費を差し引いた額の一覧表は次のとおりである。

（参考：市税概要を基に監査人作成）

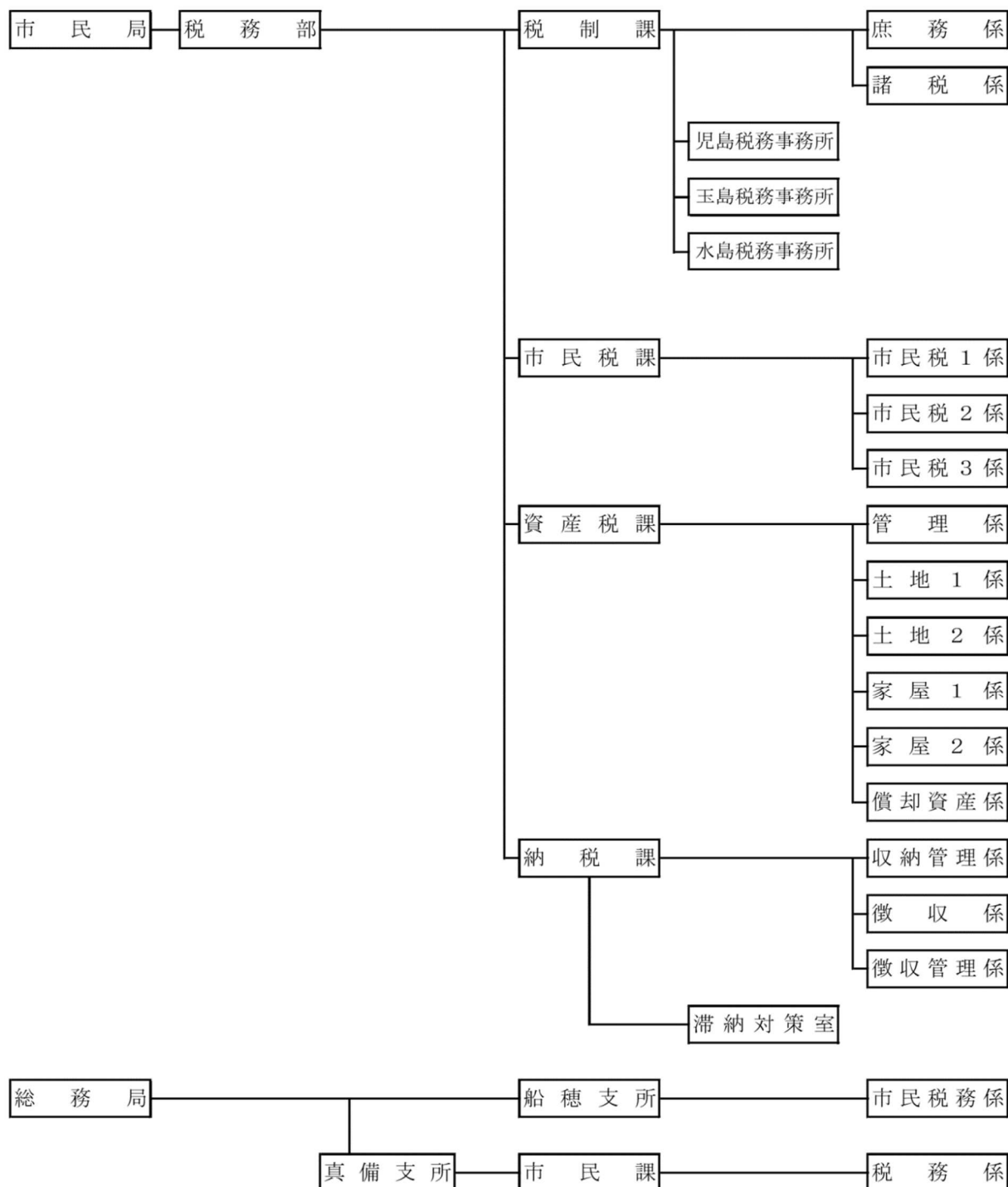
(単位: 百万円)

		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
市税収入額		81,856	82,966	84,732	83,740
①徴税費 (還付加算金 除く)	人件費	991	1,011	1,008	988
	人件費以外	349	383	551	423
②県民税徴収取扱費 (納税義務者に対するもの)		680	687	683	704
③ (①-②)		660	707	876	707
市税収入額に対する③の割合		0.8%	0.9%	1.0%	0.8%

6. 市の組織

(1) 税務機構

(引用：市税概要 令和3年度版)



(2) 税務職員数

(引用：市税概要 令和3年度版)

税務職員の配置状況

令和3年4月1日現在 (単位：人)

	部長	次副参事	課長代理 課長主幹	課長補佐 主幹 事務所長	係長 主任	副主任	主任	計
税務部	1	4						5
税制課			[副参事兼務] 1	1				1
庶務係					(2)	2	(3)	3
諸税係						1	(2)	4
見島税務事務所				1	(1)	3		(1)
玉島税務事務所				1		1	(1)	1
水島税務事務所				1		1	(1)	1
計				4	(3)	8	(7)	9
計				4	(3)	8	(7)	9
市民税課			[副参事兼務] (1) 1					(1)
市民税1係				2		2	(1)	6
市民税2係				1		1	(5)	7
市民税3係				1	(1)	2	(2)	5
計			(1) 1	4	(1)	5	(8)	18
計			(1) 1	4	(1)	5	(8)	18
資産税課			[副参事兼務] 1					1
管理係					(1)	2	(3)	6
土地1係				1		1	(4)	7
土地2係				1		1	(2)	6
家屋1係						2	(3)	7
家屋2係						1	(3)	7
償却資産係				1	(1)	1	(1)	2
計				3	(2)	8	(16)	35
計				3	(2)	8	(16)	35
納税課			[次長兼務] 2					2
収納管理係						2	(5)	9
徴収係						4	(1)	7
徴収管理係						2	(3)	5
滞納対策室				[課長主幹兼務] 1	(1)	1		1
計				1	(1)	9	(9)	22
計				1	(1)	9	(9)	22
税務部合計	1	4	(1) 4	12	(7)	30	(40)	84
計	1	4	(1) 4	12	(7)	30	(40)	84
船穂支所市民税務係					(1)	2		(1)
真備支所市民課税務係				1				2
支所合計				1	(1)	2		2
計				1	(1)	2		2
税務職員合計	1	4	(1) 4	13	(8)	32	(40)	86
計	1	4	(1) 4	13	(8)	32	(40)	86

注：()内は女性職員を内数で示す。

(3) 税務事務分掌

令和3年4月1日現在における市の税務事務分掌は次のとおりである。

<税制課>

●庶務係

- ・税務に関する事務の企画、調査及び調整に関すること。
- ・税務関係の条例・規則等の改正に関すること。
- ・市税に関する諸証明に関すること。
- ・宛名管理に関すること。
- ・市税及び税外収入金（税務関係に限る）の調定に関すること。
- ・税務関係の諸統計及び広報に関すること。
- ・税務関係各種協議会に関すること。
- ・固定資産評価審査委員会に関すること。
- ・税務職員の研修に関すること。
- ・ふるさと納税に関すること。

●諸税係

- ・諸税（軽自動車税、市たばこ税、入湯税、事業所税）の調査、賦課、脱税検査及び犯則取締りに関すること。
- ・諸税（軽自動車税、市たばこ税、入湯税、事業所税）の不服申立てに関すること。
- ・軽自動車税種別割及び事業所税の減免に関すること。
- ・原動機付自転車及び小型特殊自動車の登録、廃車手続及び標識交付に関すること。

◇児島・玉島・水島税務事務所

- ・市税に関する諸証明及び公簿の閲覧に関すること。
- ・原動機付自転車及び小型特殊自動車の登録、廃車手続及び標識交付に関すること。
- ・軽自動車税種別割の減免に関すること。
- ・市税の収納及び徴収に関すること。
- ・市民税及び資産税に関すること。

<市民税課>

●市民税1～3係

- ・個人の市県民税の調査、賦課、脱税検査、犯則取締りに関すること。
- ・個人の市県民税の不服申立て及び減免に関すること。

●市民税2係

- ・個人の市県民税の諸統計及び広報に関すること。

●市民税3係

- ・法人の市民税の調査、賦課、脱税検査、犯則取締りに関すること。
- ・法人の市民税の不服申立て及び減免に関すること。

<資産税課>

●管理係

- ・固定資産税・都市計画税事務の企画・調整に関すること。
- ・固定資産税・都市計画税の賦課に関すること。
- ・固定資産税・都市計画税の不服申立て及び減免に関すること。

●土地1係、土地2係

- ・土地の評価に関すること。
- ・土地に係る固定資産税・都市計画税の調査、賦課、脱税検査、犯則取締りに関すること。
- ・特別土地保有税に関すること。

●家屋1係、家屋2係

- ・家屋の評価に関すること。
- ・家屋に係る固定資産税・都市計画税の調査、賦課、脱税検査、犯則取締りに関すること。

●償却資産係

- ・償却資産の評価に関すること。
- ・償却資産に係る固定資産税の調査、賦課、脱税検査、犯則取締りに関すること。
- ・国有資産等所在市町村交付金に関すること。

<納税課>

●収納管理係

- ・庶務・税広報に関すること。
- ・過誤納金の還付及び充当に関すること。
- ・徴収金の収納管理及び把握に関すること。
- ・収納管理（収納金払込事務）に関すること。
- ・口座振替事務に関すること。
- ・課内の電算処理に関すること。

●徴収係

- ・現年度分及び滞納繰越分（70万円未満）の徴収に関すること。
- ・督促・催告に関すること。
- ・滞納処分に関すること。
- ・納税の猶予に関すること。
- ・執行停止及び不納欠損処分に関すること。

●徴収管理係

- ・徴収管理に関すること。
- ・督促・催告に関すること。
- ・差押調書、交付要求書の編綴・保管に関すること。
- ・滞納整理等にかかる調査及び照会回答に関すること。
- ・証券の受託管理に関すること。
- ・執行停止及び不納欠損処分の総括に関すること。
- ・岡山県滞納整理推進機構に関すること。
- ・納税呼びかけセンターに関すること。
- ・特別徴収の不一致連絡に関すること。

●滞納対策室

- ・現年高額及び滞納繰越分（70万円以上）の徴収に関すること。
- ・滞納処分に関すること。
- ・公売（換価）事務に関すること。
- ・納税の猶予に関すること。
- ・滞納金徴収対策・特別徴収事業に関すること。
- ・執行停止及び不納欠損処分に関すること。

<船穂支所・真備支所市民課>

●市民税務係（船穂支所）・税務係（真備支所市民課）

- ・市税に関する諸証明及び公簿の閲覧に関すること。
- ・原動機付自転車及び小型特殊自動車の登録、廃車手続及び標識交付に関すること。
- ・軽自動車税種別割の減免に関すること。
- ・市税の収納及び徴収に関すること。
- ・市民税及び資産税に関すること。

（参考：市税概要を基に監査人作成）

（４）税務経験年数調

令和３年４月１日現在における市の税務経験年数は次のとおりである。

（引用：市税概要 令和３年度版）

（単位：人、年）

区 分		1年 未満	2年 未満	3年 未満	5年 未満	7年 未満	10年 未満	15年 未満	20年 未満	20年 以上	計	平均 年数
本 庁	税 制 課	2	1	3	4	1	0	0	1	1	13	5.4
	市民税課	4	2	5	10	3	2	1	2	0	29	4.2
	資産税課	7	7	7	12	7	4	0	2	2	48	4.5
	納 税 課	3	4	6	9	2	5	5	1	0	35	4.6
	計	16	14	21	35	13	11	6	6	3	125	4.6
支 所	児島税務事務所	0	1	1	0	0	0	0	2	0	4	5.3
	玉島税務事務所	0	1	0	0	1	0	1	0	0	3	5.7
	水島税務事務所	0	0	0	1	0	0	0	1	1	3	13.1
	船穂支所市民税務係	0	0	0	0	1	1	0	0	0	2	7.5
	真備支所市民課税務係	0	0	0	0	0	0	2	1	0	3	13.0
	計	0	2	1	1	2	1	3	4	1	15	8.8
合 計		16	16	22	36	15	12	9	10	4	140	5.0

（注）部長は、税制課に含む。

第3章 監査の結果及び意見（総括）

1. 結果及び意見に関する総論

本監査では、市税の賦課徴収事務、市税の減免事務及び徴収滞納整理事務について市税に係る法令及び規則等に準拠しているか、並びに経済性、効率性及び有効性が確保されているかという観点から監査を行った。

監査の結果、次頁「指摘、意見及び評価の要約一覧表」に記載のとおり多数の「指摘」及び「意見」が出たが、これと共に多数の「評価」も出ており、そのプラス面とマイナス面を総じてみれば倉敷市の税務事務は相対的に高いレベルにあると評価できる。今後、本報告書に記載した指摘、意見及び評価を参考にして、倉敷市が税務事務（業務）の品質向上の為に組織的に取り組んでいくことを期待したい。

2. 指摘、意見及び評価の要約

包括外部監査の過程で発見された個別検出事項を「指摘」、「意見」及び「評価」に分けて記載している。なお「指摘」、「意見」及び「評価」の包括外部監査における監査上の判断基準は以下のとおりである。

【指摘】 法令や規則等に違反している事項、不当な事項等、合規性・正確性に問題があり、速やかに是正措置が必要と思われるもの。

【意見】 自治体運営の経済性・効率性・有効性・公平性・正確性を踏まえた結果、改善することが望まれるもの。

【評価】 業務を執行する上で経済性・効率性・有効性・公平性・正確性の観点から求められる水準以上のものと思われるもの。

<指摘、意見及び評価の要約一覧表>

頁	区分	税目	項目	記載内容(抜粋)
40	意見1	個人 市民税	課税事務の正確性を担保するための手続きの誤りについて	課税事務に際してマニュアルの内容を十分に理解した上で業務を遂行するとともに、マニュアルそのものが効果的かつ効率的であるかの見直しを行うことも検討すべきである。
41	意見2	個人 市民税	税制改正等の周知方法等について	税制改正等の知識習得・蓄積にあたっては研修会への参加だけではなく、専門的知識を有する者に詳細を確認するなどの連携を行うことが望ましい。
55	意見3	法人 市民税	減免事務の合規性について	減免申請の際には、減免の規定に沿った判断ができるような資料の徴収をするとともに徴収した資料に基づいて慎重な判断を行うべきである。
55	意見4	法人 市民税	課税免除の合規性について	資料受付の際には、受付印の押印に漏れないように業務を行うとともに書類の受付は窓口もしくは郵送のみとするなど特別な対応は実施しないようにすべきである。
56	意見5	法人 市民税	均等割額の検証について	均等割額の正確性を担保するために、特に税額影響の大きくなる資本金等の額が大きい法人については人数をレビューするなどの取組を行うことも効果的である。
87	評価1	固定資産税 (土地)	土地評価の合規性・正確性について	監査の結果、評価誤りは認められなかった。15件のサンプルからとは言え、1件ごとにいくつもの画地補正率があるにもかかわらず1つの誤りも見つからなかったのは、合規性及び正確性については評価に値するレベルと言える。
87	指摘1	固定資産税 (土地)	土地評価の合規性・正確性について	監査データの中に間口距離があるにもかかわらず0と入力されているものがあつた。これはシステム上の不具合を回避するためだが、システム上の不具合を事実と異なる値を入力することにより補うというのは、副次的な問題を生じるおそれがあることから、何らかのシステム改善をすべきである。
88	指摘2	固定資産税 (家屋)	家屋評価の合規性・正確性について	木造(非木造)家屋評点基準表の標準評点数に所要の補正を行ったにもかかわらず、調査表にその理由の記載が漏れているものがあつた。家屋評点基準表の標準評点数に再建築費評点基準表の補正を行った場合は、その理由を調査表へ記載することを徹底されたい。
89	評価2	固定資産税 (土地・家屋)	土地と家屋の用途区分の整合性について	土地または家屋のいずれかに異動があつた場合は、その都度土地と家屋の用途区分の整合性確認が行われており、過去分データについては平成29年度にすべての住宅建物の所在地が宅地として住宅用地の特例が適用されていることの検証をしており、課税が過大となっている可能性を排除できていると評価する。

89	意見6	固定資産税 (土地)	住宅以外の家屋が所在する土地の用途検証について	土地の用途検証のうち過去分の住宅以外の家屋が所在する土地については、家屋の所在地番が実際の所在地番と異なっていることが少なからずあることから手が付けられていない。この実施のために現システムの入替え時に、GIS（地理情報システム）による土地と家屋のデータを地図上で紐付けるシステムの導入も検討されたい。
89	評価3	固定資産税 (土地・家屋)	土地と家屋の非課税適用について	いずれの申告書も法令に従って非課税手続きがなされており、指摘すべき点は認められなかった。法令に基づき適正に処理しているとして評価できる。
90	評価4	固定資産税 (土地・家屋)	減免事務について	いずれの申請書も法令上の判断に必要とする書類が揃っていて適法に作成されており、指摘すべき点は認められなかった。法令に基づき適正に処理しているとして評価できる。
90	評価5	固定資産税 (土地)	路線価評価について	市は全地域で市街地宅地評価法（路線価方式）を採用し、評価に際しては職員が市内にある約25,500路線のすべてを現地調査して評価額を出し、これを不動産鑑定士による検証を受けた上で路線価を決定しており、より実態に即した評価となるように努めているとして評価できる。
90	指摘3	固定資産税 (土地)	路線価評価について	路線価比準表に規定する評価条件以外の要因により路線価評価額を調整する場合には、その内容を路線調書のメモ欄に記入するようになっているが、開示用の書式では一部の路線でメモ欄が空欄のものが散見された。適切な情報公開のためにも開示用資料への調整内容の記載を徹底すべきである。
91	評価6	固定資産税 (土地)	路線価の時点修正率設定について	固定資産税の時点修正を一律に適用していることについて、法令では「課税上著しく均衡を失すると認める場合」とされているが、「著しく均衡を失すると認める場合」とそうでない場合の線引きをするのは実務上困難であり、円滑な税務行政を行うにはこの様な不確定要素は排除せざるを得ず、一律に減額することは適正であると評価できる。
91	評価7	固定資産税 (土地)	標準宅地鑑定評価及び時点修正に係る外部委託契約について(随意契約の選択について)	外部委託契約は競争入札とせず随意契約となっていることについては、契約の性質が不動産鑑定士への報酬・給与としての性格が高いこと、また競争入札に際して極端に低額で落札され、評価に多数の手抜きが起きるなどの問題が生じるリスクもあることから、この様な問題を避けるためにも随意契約は妥当として評価できる。
92	評価8	固定資産税 (土地・家屋)	標準宅地鑑定評価及び時点修正に係る外部委託契約について(鑑定士の選定について)	市では、評価業務を行う不動産鑑定士を不動産鑑定士協会会員のうち倉敷市固定資産評価審査委員会の委員3名を除く全員に募集をかけ、応募者を書類選考の上で個別面接して選定している。同一の鑑定士が継続的に評価する事による評価の偏りを排除しており評価できる。

92	評価9	固定資産税 (土地)	固定資産評価審査委員会 への申出状況について	過去5年分について固定資産評価審査委員会の審査実績状況を確認したところ、審査件数38件のうち2件が認容（一部容認）となっていた。認容した2件はいずれも容易に判断しがたい事案であったことから、担当部署が出している固定資産税評価額の合規性と正確性は高いレベルにあると評価できる。
93	評価10	固定資産税 (償却資産)	償却資産の賦課事務について	賦課事務の執行について、特に課税の観点からは最重要事項である新規納税義務者の捕捉作業について、限られた行政資源の中で非常に効率的、多角的に実施されており、他の地方自治体が範とすべき水準にあると考えられる。課税客体となった後の継続確認にも注力しており、非常に高い水準での賦課事務が行われている。
93	意見7	固定資産税 (償却資産)	早急にマニュアル作成を 実施すべき	現時点における償却資産の高い課税事務水準は現行担当者の個人的な能力に由来する非常に属人的なものであり、現行担当者が何らかの理由で課税事務から離脱した場合、現行保有している課税事務技術は数年を経ずして失伝してしまうであろう。これは市の償却資産における課税事務執行に大きな不利益になると考えられる。
94	意見8	固定資産税 (償却資産)	被災代替特例措置及び減 免措置における事務につ いて	減免申請について減免手続に準拠して承認されていることを検討するため、任意の件数について関連書類を閲覧した。減免税額の算出明細の入力が無く減免手続きを実施している申請が1件あった。減免税額に関しては適正であり税額への影響は無かったが、業務のより一層の徹底をするべきである。
94	意見9	固定資産税 (償却資産)	人員の増加を検討されたい	償却資産については同じ固定資産税でも土地や家屋と異なり課税に対する認識が浅く、申告自体の必要性を知らない事業者も多く賦課業務の適正性の観点から実地調査は大変に有効な手段である。現在の調査業務の執行状況は全国的にみても先進的である。ここに償却資産系の人員を1人増やす事により、実地調査効率は現在の2倍となり、業務の効率性、有効性の観点からも検討に値すると考えられる。
101	意見10	事業所税	減免事務について	新規減免申請分につき確認・検討したところ適正な手続きが行われていた。ただし、市が保管している減免申請決定通知書の控えのうち数件につき、決定通知日の記載がないものが存在した。納税者に送達している決定通知書には決定通知日を記載しているとのことであるが、市が保管する控え書類にも記載すべきである。
101	意見11	事業所税	課税標準の特例適用につ いて	課税標準の特例適用分につき確認・検討したところ、特例の適用については正確に処理がなされていたが、資産割の特例適用対象面積の計算結果につき、1件の申告書で違算が生じていた。特例明細書の書式の改定を検討されたい。

122	評価11	軽自動車税	ナンバープレートの管理について	交付用ナンバープレートは所定規則に則り保管し、保管枚数はシステムで把握している。本庁税制課で適切な在庫管理が行われていることを評価する。各税務事務所及び各支所が所持するナンバープレートの枚数も全て本庁税制課が管理している。廃車などの申告を受け付けた場合に回収するナンバープレートも所定規則に則り保管しており適切な管理を行っている。
124	評価12	軽自動車税	減免事務の周知について	周知方法については毎年2月頃から約4か月間、市の広報誌に申請期間を記載していた。また通年、倉敷市役所のホームページや障がい福祉課が作成しているガイドブック、子育て関連の冊子にもその旨が記載されている。市民にとって有益な減免についてのアナウンスが十分に行われていると評価する。
124	評価13	軽自動車税	「商品であって使用しない軽自動車等」の課税免除申請書類について	「軽自動車税種別割課税免除申請書」を確認していたところ、走行距離が長い軽自動車の申請書への記載が散見された。申請書と同時に提出された証明書類には、「車検証」「市税の納税証明書」及び「古物台帳兼用在庫帳」並びに「古物商の営業許可が確認できる書類」が添付されており、当該軽自動車が中古商品であることが検証できた。
125	評価14	軽自動車税	軽自動車税種別割納税通知書の発送業務について	納税通知書の発送準備期間中に市民からの問い合わせがあった場合、納税通知書の発送取り止めや送付先の変更など柔軟な対応を行うことで、市民サービスの向上と納税通知書の返戻手続きの減少につながっており、評価する。
126	評価15	軽自動車税	納税通知書の返戻に対する対応について	返戻となった納税通知書のうち公示送達に至る事例が極めて少ないことは、市が返戻調査を市で把握している資料から十分に行っている結果であり評価する。
126	意見12	軽自動車税	農耕用作業車について納税義務者の把握	市の農家総戸数の中で、市民税課が把握している情報としては少数にとどまっていた。市農業委員会などの資料から農業従事者数などを把握し農耕用作業車登録台数と比較検討することが必要と考える。
127	評価16	軽自動車税	職権による相続人への名義変更の事前作業について	職権による課税保留を行う前に通知書を送付し相続人などを確認することで、課税の正確性の観点から正しい手続きが行われると評価する。
128	評価17	軽自動車税	廃車手続きについて	課税逃れの観点に注視して同一使用者の課税時期を跨ぐ廃棄、新規登録の手続きを調査した。課税逃れの未然防止に努めている点を評価する。
129	意見13	軽自動車税	標識返納が無い場合の廃車手続きについて	「軽自動車税（種別割）廃車申告書兼標識返納書」による廃車手続きについて、ナンバープレートの返納が必要であることを周知する必要がある。窓口対応ではなく、廃車の手続きにはナンバープレートの返納が必要であることを新たな角度から周知することにより、手続きの不備を未然に防ぐことを提案する。

141	評価18 及び意見14	市たばこ税	市町村たばこ税の申告書の課税標準に関する検証について	市たばこ税については税制課で毎月、調定額確定時に前年度と比較し課税標準の正確性の検証が行われている。課税の公平性の観点から評価する。しかし検証作業した結果が記録されていないため、担当部署内で共有できる記録を残すことも考慮されたい。
144	意見15	市たばこ税	申告者ごとの申告額の管理について	継続して申告していた課税事業者が数ヶ月無申告であれば原因を調査することとなっているが、これまで調査対象となる事業者はなかった。市には調査実績がないことから調査実施マニュアルがないため、調査を実施する場合に初動の遅れ等のリスクが懸念される。効果的かつ効率的な調査を実施するため、調査実施マニュアルを作成しておくことを推奨する。
151	評価19	入湯税	実態調査の実施について	市は実地調査を実施した結果、ある事業所について入湯客数の整合性がとれない理由から申告漏れの可能性を指摘した。入湯客数を帳簿で管理していない事業所に対して申告漏れを減らすための適正な指導を行い、申告漏れが減少したことを評価する。
151	評価20	入湯税	調査結果の記録について	調査時に統一した様式のメモをとることで調査内容の遺漏が少なくなり、また当該メモを検査証跡の記録として編綴していることは「調査報告書」の正確性につながっていると考えられる。
152	意見16	入湯税	実地調査の実施時期の拡大	実地調査の実施状況には問題は無かったが、事業所へ調査する時期を毎年同じ様な時期に実施することは実地調査のマンネリ化を招き、延いては実地調査の効果自体も逡減させてしまう。良い意味での緊張感のある実態調査を実施することを推奨する。限られた行政資源の中であればこそ実地調査は効果的に実施されたい。
152	意見17	入湯税	データによる検証について	入湯税に関して各年月の利用者数や入湯税額を月単位で把握している。合わせて事業所ごとに申告額の前年同月値との比較を行い、増減額が大きい場合には相手方に問合わせ申告額の正確性を確認している。入湯税は過去に現在にも続く大きな更正額が出ており、爾後その様なケースは発生していないとはいえ、今後も確認と検証を徹底されたい。
157	意見18	税務事務所	窓口業務の対応状況について	どこの支所・税務事務所でも共通しているのは窓口での誤交付に対する細心の注意である。総じて3名から5名と少人数でありながら、証明業務、収納業務、プレートの交付を行っている。リスクを減らすためには、プラスチックの番号札などの導入を検討するとともに、業務の性質や市民サービスの観点から増員も検討されたい。

166	意見19	徴収事務	徴収事務の執行状況について	業務の執行状況については特別な問題点は見当たらないが、より一層の高みを目指してeLTAxにおける共通納税システムの推進をして頂きたい。当該システムの周知活動、県単位での勧奨活動などを働き掛けて行くことを提案する。
181	評価21	滞納対策	過去5年間の執行状況について	組織体制再編後の徴収業務の執行について評価する。
183	指摘4	滞納対策	差押えを執行する等、債権の保全に努めるべきである	債務の生成経緯とその累積期間、滞納金額からみると可能な限り差押え等の債権の保全措置を行うべき事案が認められる。現下のコロナ禍の影響で再び膠着しているようである。今後、早期に折衝を再開し債権保全措置等に向けて対応すべきである。
183	意見20	滞納対策	具体的な債権の保全に努められたい	一部事案において、現時点では十分な債権の保全がなされていないものが見受けられた。全体的には債権の保全、状況の改善に向けた努力を続けていることは評価する。ただし高額な滞納事案については、より一層具体的な債権の保全に努められたい。
183	指摘5	滞納対策	債務の承認は書面によってなされるべきである	債権の保全に関して、非常に高額な滞納金額でありながら、債務の承認（時効中断措置）が口頭でなされている事案が認められた。債務の承認については時効の中断という重要な手続きであるため、例外を認めず滞納整理の基準に基づき書面によってなされるべきである。
183	意見21	滞納対策	滞納対策は滞納整理の基準に沿って執行されるべきである	高額な滞納金額である場合は慎重に事を進める必要性は認めるが、自主納付での完納が望めないと判断された時点で毅然と滞納整理を進めるなど、通常の事案と同様に業務を執行するべきである。

第4章 監査の結果と意見（各論）

I 個人市民税

1. 個人市民税の概要

個人市民税は、一般には個人県民税と合わせて住民税とも呼ばれ、住んでいる地域の地方公共団体の行う行政に必要な経費を、市民が応分に負担する税金である。

個人市民税には、均等の税額によって納める均等割と、個人の所得に応じて納める所得割がある。

(1) 納税義務者

納税義務者	均等割	所得割
市内に住所がある人	○	○
市内に住所はないが、事務所・事業所又は家屋敷を持っている人	○	×

※市内に住所があるかどうか、また事業所等を持っているかどうかは、

毎年1月1日現在の状況で判断する。

(参考：倉敷市HP)

(2) 非課税制度（令和3年度基準）

①均等割も所得割もかからない人

- ・生活保護法の規定による生活扶助を受けている人
- ・障害者・未成年者・寡婦又はひとり親で、前年中の合計所得が135万円以下の人

②均等割がかからない人

前年中の合計所得金額が下表の金額以下の人

(参考：倉敷市HPを基に監査人作成、令和3年改正)

扶養人数 (※)	合計所得金額	【参考】 給与収入のみを有する場合に 非課税となる限度の収入金額
0人	450,000円	1,000,000円
1人	1,010,000円	1,560,000円
2人	1,360,000円	2,059,999円
3人	1,710,000円	2,559,999円
4人	2,060,000円	3,059,999円
5人以上	35万円×(扶養人数+1) +10万円+21万円(扶養あり)	扶養人数により異なる

③所得割がかからない人

前年中の総所得金額等の合計額が下表の金額以下の人

(参考：倉敷市HPを基に監査人作成、令和3年改正)

扶養人数 (※)	合計所得金額	【参考】 給与収入のみを有する場合に 非課税となる限度の収入金額
0人	450,000円	1,000,000円
1人	1,120,000円	1,703,999円
2人	1,470,000円	2,215,999円
3人	1,820,000円	2,715,999円
4人	2,170,000円	3,215,999円
5人以上	35万円×(扶養人数+1) +10万円+32万円(扶養あり)	扶養人数により異なる

※ 扶養人数とは、控除対象配偶者（平成31年度以降は「同一生計配偶者(※1)」）と扶養親族数の合計数。

(※1) 同一生計配偶者とは、納税義務者と生計を一にする配偶者（事業専従者を除く）で合計所得金額が48万円以下の人。

(3) 税額の計算

- 均等割額・・・一律5,500円（市民税3,500円、県民税2,000円）

（参考：なるほど！市税 令和3年度版を基に監査人作成）

区分	市民税	県民税	合計
標準税率分の均等割額	3,000円	1,000円	4,000円
東日本大震災からの復興を図る基本理念に基づき実施する防災対策の財源 ※1	500円	500円	1,000円
おかやま森づくり県民税 ※2	—	500円	500円
合計	3,500円	2,000円	5,500円

※1 平成26年度から令和5年度までの各年度分に関り、市民税・県民税の均等割額がそれぞれ500円増額となる。（「東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律」による）

※2 岡山県の森林保全のための負担金。

- 所得割額・・・

$$\text{課税所得金額} \times \text{税率} (10\% (\text{市}6\% \cdot \text{県}4\%)) - \text{税額控除額}$$

(4) 納税の方法

- 普通徴収・・・事業所得者等が市から送付される納付書で、年4回に分けて納税する方法（6月、8月、10月、翌年1月）
- 特別徴収・・・給与所得者や年金所得者の市県民税を、勤務先や公的年金の支払者が給与または年金から天引きして納税義務者にかわって納税する方法



（出典：倉敷市HP）

(5) 所得の種類

所得の種類		計算方法
利子所得	公社債、 預貯金の利子など	収入金額
配当所得	株式や 出資の配当など	収入金額－株式等の元本取得のために要した負債の利子
不動産所得	地代・家賃・ 権利金など	収入金額－必要経費
事業所得	事業をしている場合に 生じる所得	収入金額－必要経費
給与所得	サラリーマンの 給料・賞与など	収入金額－給与所得控除額
退職所得	退職金、 一時恩給など	(収入金額－退職所得控除額) × 1/2
山林所得	山林を売った場合に 生じる所得	収入金額－必要経費－特別控除額(最高50万)
譲渡所得	土地などを売った場合に 生じる所得	収入金額－資産の取得価額等の必要経費－特別控除額
一時所得	生命保険の一時金や 満期返戻金など	[収入金額－必要経費－特別控除額(最高50万)] × 1/2
雑所得	公的年金、原稿料など 他の所得にあてはまらない 所得	次の①と②の合計額 ①公的年金等の収入金額－公的年金等控除額 ②①を除く雑所得の収入金額－必要経費

【非課税所得】

個人市民税の課税の対象とはならない主な非課税所得は次のとおりである。

- ・ 傷病者や遺族などの受け取る恩給や年金
- ・ 給与所得者の出張旅費、通勤手当（通勤距離に応じ、一定限度額まで）
- ・ 損害保険金、損害賠償金、慰謝料など
- ・ 雇用保険失業給付金
- ・ 災害支援金、災害見舞金

【所得控除】（表A参照）

納税義務者の実情に応じた税の負担を求めするために、その納税者に一定の合計所得金額以下の配偶者や扶養親族がいることや、医療費や生命保険料等の出費など、個人的事情を考慮して所得金額から差し引くものである。

【税額控除】

二重課税を避け、または特定の場合における税負担を軽減するため、一定の要件に該当する場合において、所得割の算出税額から差し引かれる金額をいう。（ふるさと納税による寄附金税額控除、住宅ローンによる住宅借入金等特別税額控除など）

（6）申告

毎年1月1日現在における納税者の住所地の市区町村に対して、原則として前年中の所得を申告する必要がある。ただし、以下の人は申告しなくてもよい。

- ・前年中に所得がなかった人
- ・前年中の所得が給与所得のみで、勤務先から市へ給与支払報告書が提出されている人
- ・所得税の確定申告をした人 など

（7）減免について

納税者が、以下のような不幸にして災害にあったり、生活扶助を受けるなどの特別な事情により、市税を納めることが困難な場合は、その状況に応じて市税が減免される。

- ・災害（火災、風水害など）を受けた場合
- ・生活保護法の規定による生活扶助等を受けた場合
- ・失職などにより所得が皆無となったため生活が著しく困難となった場合

所得控除：表 A

(参考：なるほど！市税 令和2年度版を基に監査人作成)

控除区分	内容
雑損控除	前年中に災害や盗難等により生活用資産に損害を受けた場合
医療費控除	前年中に医療費を一定額以上支払った場合
セルフメディケーション税制	前年中に特定一般用医薬品等を一定額以上購入した場合
社会保険料控除	前年中に社会保険料や公的年金の掛金、国民健康保険料を支払った場合
小規模企業共済等掛金控除	前年中に小規模企業共済掛金、確定拠出の個人型年金加入者掛金等を支払った場合
生命保険料控除	前年中に一般生命保険料、個人年金保険料、介護医療保険料を支払った場合
地震保険料控除	前年中に地震保険契約や長期損害保険契約の保険料を支払った場合
障害者控除	本人、同一生計配偶者、扶養親族のうちに障害者がいる場合
寡婦控除（※）	<ul style="list-style-type: none"> 夫と死別又は離婚し、再婚していない人で扶養親族や生計を一にする総所得金額等の合計額が38万円以下の子がある人 夫と死別し再婚していない人で合計所得金額が500万円以下の人
寡夫控除（※）	妻と死別又は離婚し、再婚していない人で生計を一にする総所得金額等の合計額が38万円以下の子があり、かつ合計所得金額が500万円以下の人
勤労学生控除（※）	前年中の合計所得金額が65万円以下で、かつ勤労によらない所得金額が10万円以下の勤労学生
配偶者控除（※）	合計所得金額が1,000万円以下の納税義務者が合計所得金額が38万円以下の生計を一にする配偶者を有する場合
配偶者特別控除（※）	合計所得金額が1,000万円以下の納税義務者が合計所得金額が38万円超123万円以下の生計を一にする配偶者を有する場合
扶養控除（※）	生計を一にする親族（配偶者を除く）で、前年中の合計所得金額が38万円以下の人を扶養している場合
基礎控除（※）	納税義務者すべてに適用

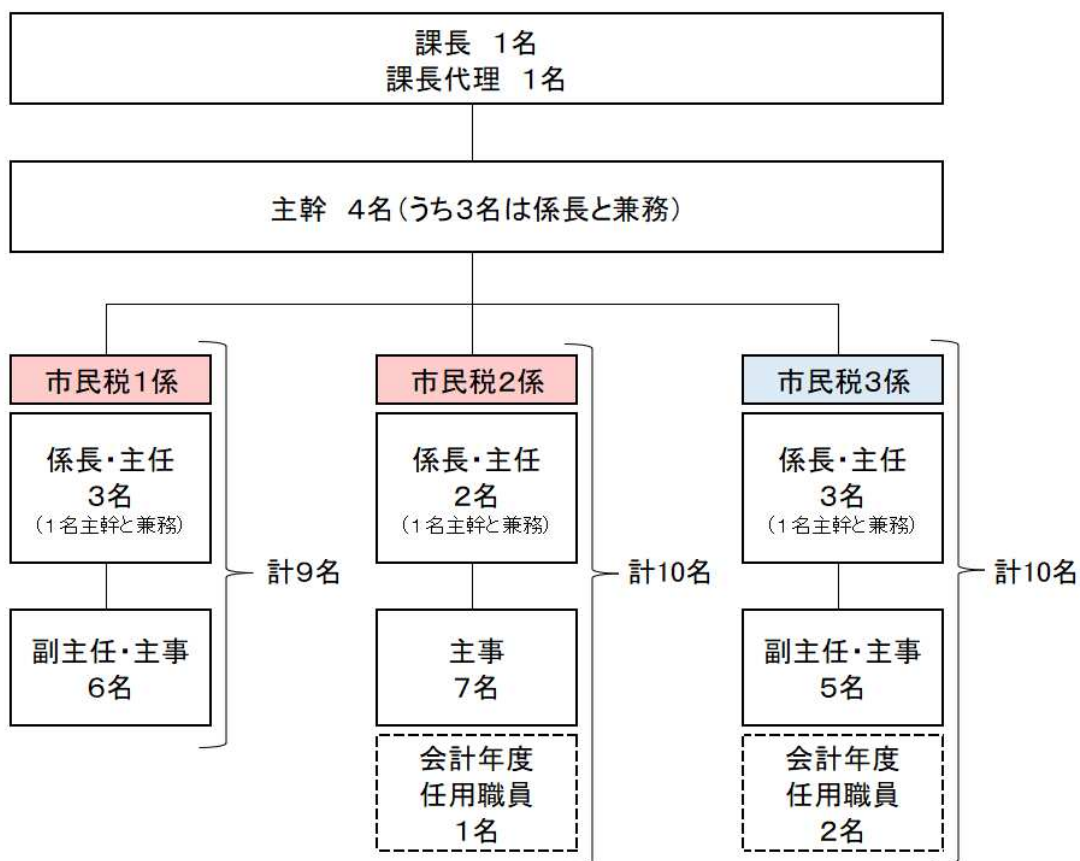
（※）令和3年度より改正

2. 個人市民税の組織体制

個人市民税課税に関する市民税課における人員及び担当業務等の組織体制は、次のとおりである。（令和3年4月1日現在）

なお、市民税3係のうち3名（うち会計年度任用職員1名）が法人市民税を担当している。

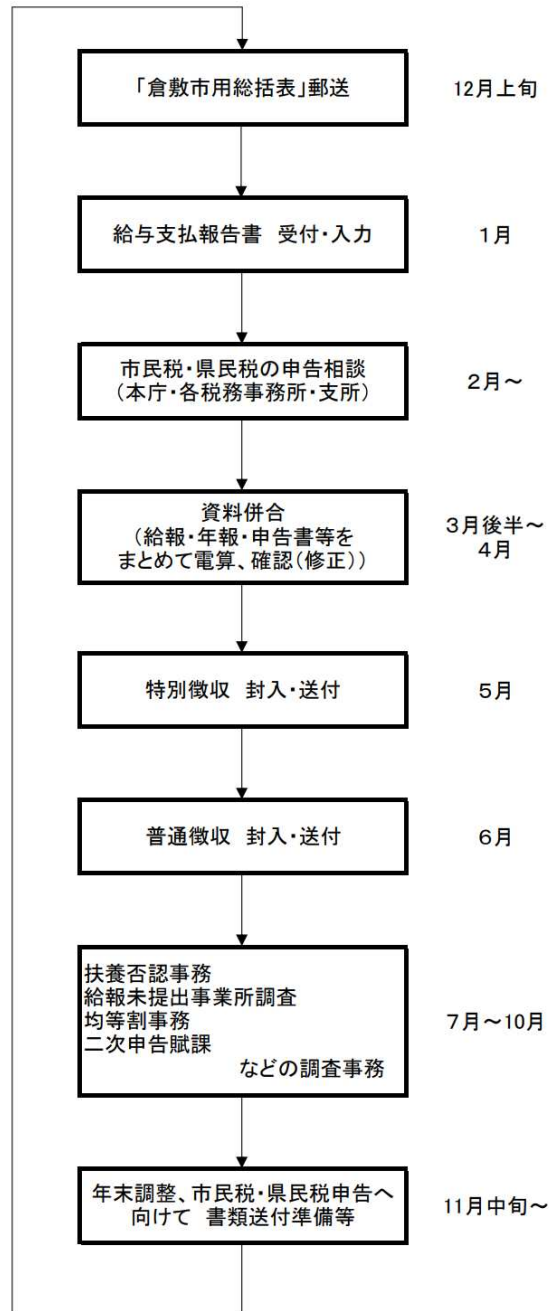
（参考：市職員へのヒアリングを基に監査人作成）



繁忙期（2～3月）は現職員だけで対応することが困難なため、現在別の部署に所属して過去に市民税課での業務を経験している職員20名弱も市民税県民税申告会場の案内・受付を行うことで対応している。

3. 個人市民税課税事務の流れ

個人市民税の年間通しての業務の流れは以下のとおりである。



個人市民税についての業務は大きく分けて

- (1) 当初課税事務
- (2) 例月課税事務
- (3) 定例業務以外の調査事務等

がある。

(1) 当初課税事務について

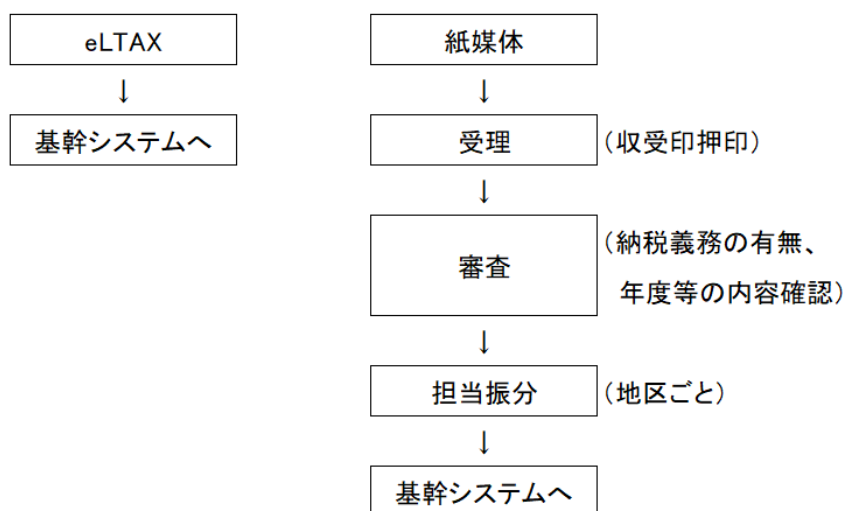
当初課税事務は、課税資料の収集・受付・入力により課税情報の作成を行い、発送によって通知を行うものである。(1～6月頃)

年末調整や市民税県民税申告・確定申告等を経て、

- ・ 給与支払報告書
- ・ 公的年金等支払報告書
- ・ 市民税県民税申告書
- ・ 確定申告書

を受け付け、これらを入力・確認し、場合によっては修正を行い、課税情報の作成となる。

① 受付



※市民税県民税申告書は、紙媒体のみでの受付となる

※修正申告や期限後申告等は「随時課税」となり、

受付は紙媒体や電子データで行う。

但し、電子データで受付したものは、紙媒体へ出力する必要がある。

当初課税と随時課税で異なる業務を以下に記載する。

●確定申告書

- ・当初課税…システムで審査
- ・随時課税…紙媒体を確認

●給与支払報告書・公的年金等支払報告書

- ・当初課税…紙媒体は入力、eLTAXはデータをそれぞれ基幹システムに取り込み、一覧表を紙で出力する。
- ・随時課税…紙媒体で受け付けるためオンライン入力する。

②審査後～電算処理まで

審査後、書類をまとめたり（給与支払報告書と総括表をまとめて綴じるなど）、スキャナーでの画像登録、製本、入力（外部委託）などの業務がある。

③電算処理（賦課業務）

データを基幹システムに登録し、チェックをかける。住所が特定できない場合や計算値が合わない場合はエラーリストとして出力する。最終的に書類を1枚ずつ確認する。

④税額の決定と通知

確認後に税額が決定し、納税通知書を発送する。5月に特別徴収分、6月に普通徴収分を発送する。令和2年度は、新型コロナウイルスの影響で確定申告期限が通常より1か月延長したが、納税通知書発送期限は通常通りなので、業務内容は同じだが業務期間は縮小されていることになる。

（2）例月業務について

毎月実施される業務を例月業務という。

例月業務には、会社員が退職・就職した関係で提出される書類の確認・審査や調定など月ごとの異動を集計する処理や、電算処理、各月の調定表の作成などがある。

修正申告や期限後申告等の随時課税業務も行われる。

(3) 定例業務以外の調査事務について

①扶養否認事務

扶養控除を重複適用していないかの確認や、扶養者の所得状況を確認し、適用除外の要件に該当すれば扶養控除を否認する。

②死亡者の納税通知書送付先調査事務

1月2日以降で納税義務者が死亡している場合に、相続の対象となる親族が複数人のときは、相続関係を調査し、納税通知書を送付する相続人代表者を特定する。

③減免申請と承認

納税義務者からの減免申請を受け、承認手続きを経て決定する。減免を受けようとする人は、納期限までに申請書を提出しなければならない。

④未申告者の把握等

未提出者の捕捉については、関係機関と連携し調査・把握している。場合によっては催告書の送付や現地調査を行う。

⑤公示送達

納税通知書を発送したものの返送された場合、納税義務者と連絡を取ったり現地調査に赴いても、それでも発送先の確認が取れない場合には公示送達する。

(4) 税制改正への対応について

税制改正に対応するため、職員は毎年研修を行っている。

税制改正に伴うシステム変更については、システム会社に依頼をし、または職員がシステムを変更して対応している。

4. 個人市民税の推移

個人市民税の調定額、収納額、徴収率は次の通り推移している。

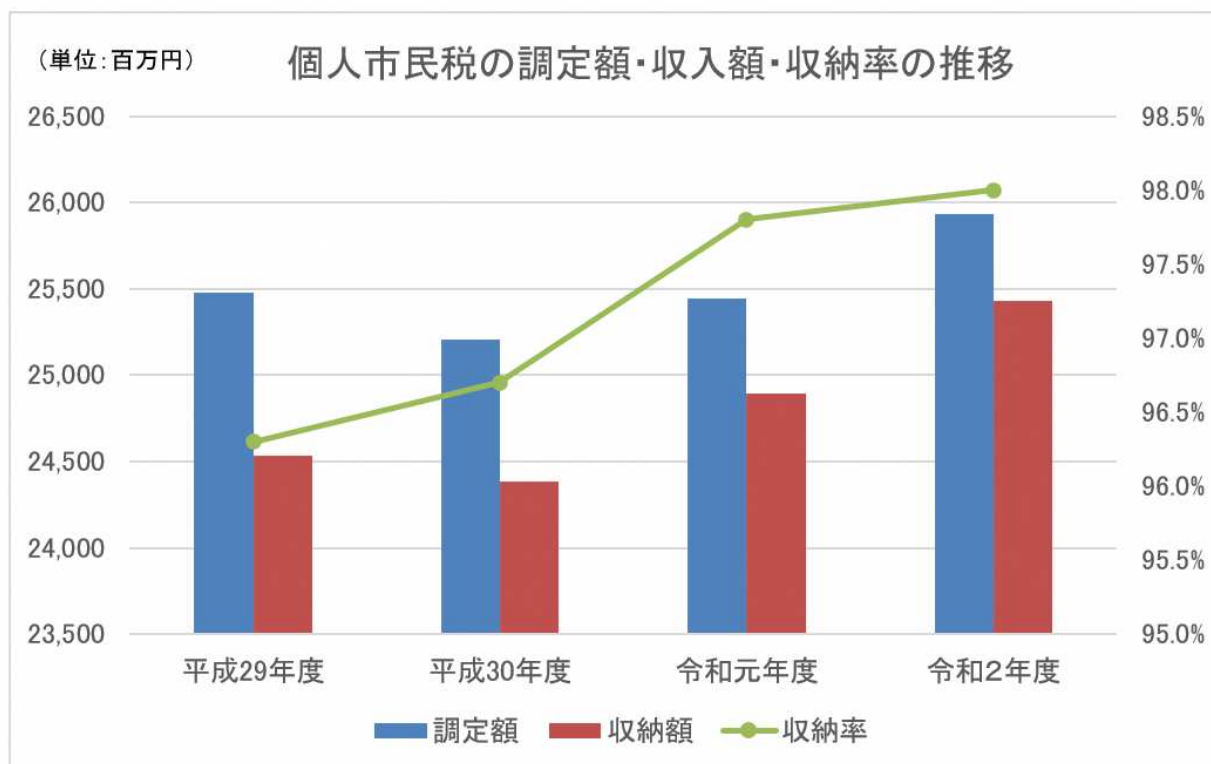
(単位：千円)

平成29年度			
	調定額	収納額	収納率
現年課税	24,433,310	24,198,703	99.0%
滞納繰越	1,045,415	336,988	32.2%
合計	25,478,725	24,535,691	96.3%

平成30年度			
	調定額	収納額	収納率
現年課税	24,329,384	24,124,655	99.2%
滞納繰越	880,463	256,858	29.2%
合計	25,209,847	24,381,513	96.7%

令和元年度			
	調定額	収納額	収納率
現年課税	24,855,903	24,656,221	99.2%
滞納繰越	588,915	234,421	39.8%
合計	25,444,818	24,890,642	97.8%

令和2年度			
	調定額	収納額	収納率
現年課税	25,427,970	25,206,531	99.1%
滞納繰越	508,864	221,557	43.5%
合計	25,936,834	25,428,088	98.0%

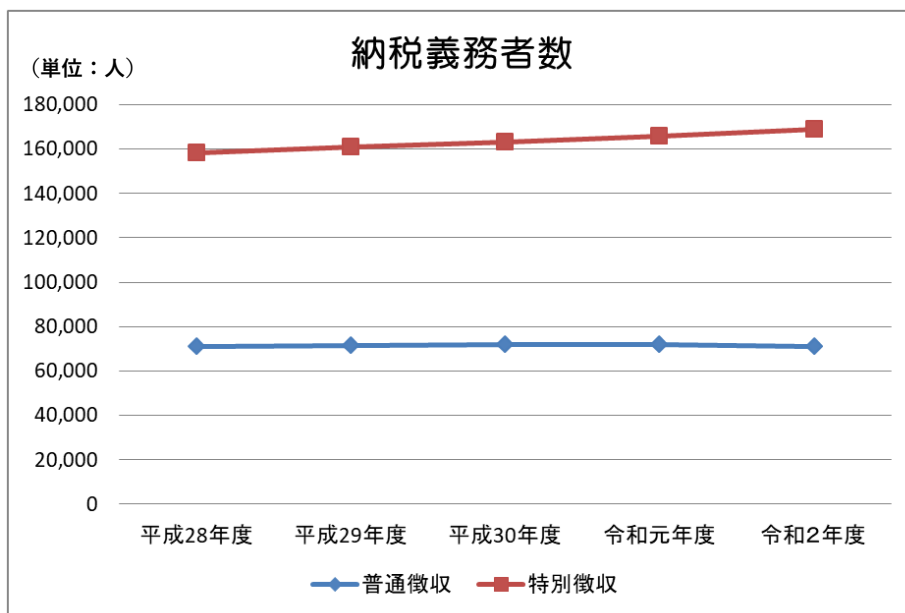


特別徴収・普通徴収の推移（当初調定）

納税義務者数(個人市県民税)

(単位：人)

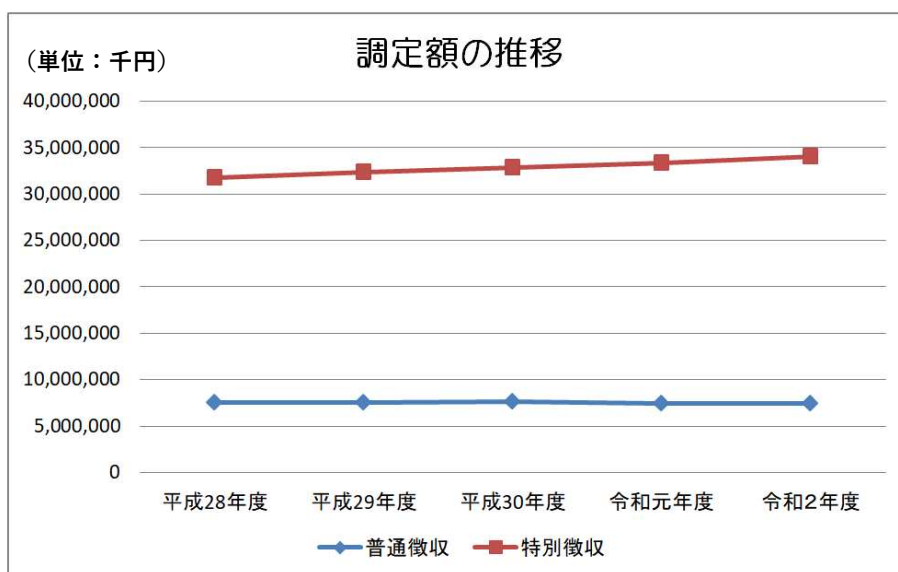
	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
普通徴収	71,241	71,327	72,085	71,770	71,255
特別徴収	158,239	160,969	163,252	165,899	168,727



調定額 (個人市県民税)

(単位：千円)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
普通徴収	7,531,528	7,581,059	7,685,837	7,445,046	7,414,800
特別徴収	31,782,861	32,365,128	32,822,852	33,388,066	34,050,676

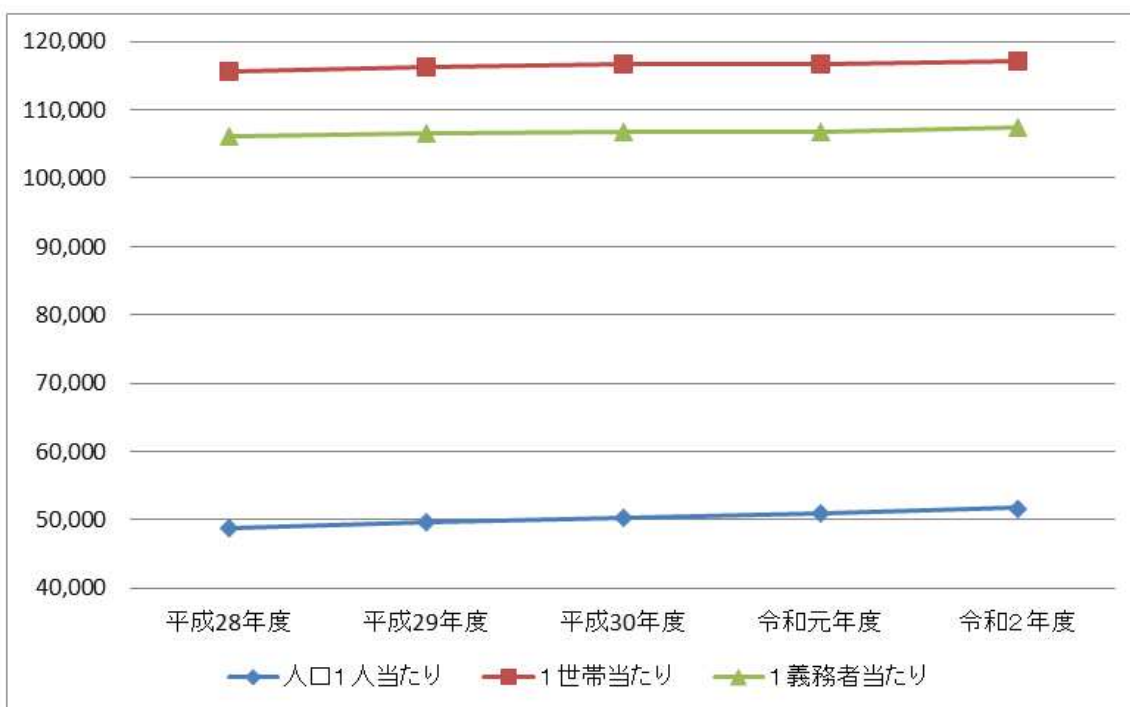


個人市民税負担額の推移（当初調定）

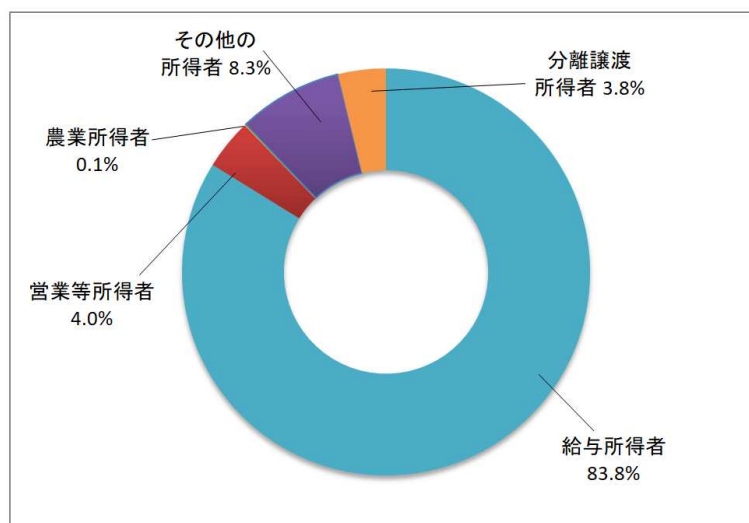
個人市民税負担額の推移

（単位：円）

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
人口1人当たり	48,838	49,601	50,329	50,874	51,692
1世帯当たり	115,652	116,303	116,805	116,745	117,206
1義務者当たり	106,095	106,630	106,882	106,690	107,376



所得者区分別納税義務者数（令和2年度）



●減免の推移

年度	件数（件）	普通徴収分（円）	特別徴収分（円）
平成 28 年度	43	1,205,800	32,000
平成 29 年度	43	1,196,400	0
平成 30 年度	6,654	92,078,600	358,586,300
令和元年度	56	1,906,800	0
令和 2 年度	51	1,231,600	84,800

※平成 30 年度に大きな件数・金額となっているのは、平成 30 年豪雨水害によるもの

5. 監査の着眼点

- (1) 課税事務は法令等に準拠して行われているか（合規性）。
- (2) 課税事務は効率的かつ経済的に行われているか（効率性、経済性）。
- (3) 課税事務は正確に行われているか。正確な課税額の計算やチェック体制は整備されているか（正確性）。
- (4) 課税は公平に行われているか。未申告者の把握や減免事務は適正に行われているか（公平性）。
- (5) 課税事務の整備状況（人員配置等）は適正かつ有効的か（有効性）等。

6. 主な監査手続

監査手続き		閲覧資料等
①	担当者への質問、意見聴取	・業務マニュアル
②	法令、条例等の閲覧	・地方税法 ・地方税法施行令 ・倉敷市条例 など
③	質問、資料などによる概況把握	・なるほど市税
④	課税事務の概況把握	・マニュアル など
⑤	課税額の正確性の検討 ・正確性を確保するための仕組み ・税額計算の正確性の確保	・税制改正時の研修資料 ・サンプル検証（10件）
⑥	税法等の改正が課税額算定に反映されているかの検討	・税制改正時のシステム改修資料
⑦	税額変更時または特別徴収の異動届等の処理の検討	
⑧	無申告者への対応	
⑨	減免事務の合规性の検証	・関係法令等 ・減免事務マニュアル ・減免申請書及び減免決議書 など
⑩	過去の分析	・個人市民税の決算状況 調定額、収入済額、不納欠損額、 収入未済額、徴収率、納税義務者数 ・減免の状況 減免額、減免件数 ・他の同規模都市との比較 収納額、収納率
⑪	その他	・必要に応じて資料請求

※なお、倉敷市では本庁にて課税事務を実施していることから本庁に往査し、資料の請求・閲覧・担当者へのヒアリング等を実施した。

7. 監査の結果及び意見

(1) 課税事務の正確性を担保するための手続きの誤りについて

個人市民税の課税事務について、マニュアルではシステム入力後、他者によるダブルチェックを行い、入力誤りや処理誤りがないかを確認することとしている。

個人市民税の申告データよりサンプリングを行い、税額計算が適切に実施されていることを確認したところ、所得税確定申告書記載の金額と個人市民税課税台帳上の「介護医療保険料」との間で異なる金額の入力がなされている案件が発見された。

当該案件について、実際行った処理、本来実施すべき手続き、誤りの原因は次の通りである。なお税額には影響のない金額であるが、修正していることを確かめた。

実際の処理	所得税確定申告書上、介護医療保険料の金額は 82,928 円となっていたが、個人市民税の算定をする際に 89,928 円と入力していた。
本来実施すべき手続き	入力者によるチェック後、他者によるダブルチェックの段階で正しい数字へ修正すべきであった。
誤りの原因	この案件はバッチ処理がされており、通常であれば確定申告書上の数字が連動するはずであったが、寄附金控除の金額が特別徴収分を超えていたためシステムエラーとなりエラーリストとして出力された。この場合エラーを担当者により修正を行う必要があり、その際に金額の入力を誤ったものである。なお他者によるダブルチェックは実施していたものの、税額を確認するのみで算定基礎となる数字の確認まで実施することができていないために、このような誤りが生じてしまった。

【意見Ⅰ】

市は、課税事務の際には、事前に課内で定めたマニュアルに沿った業務を行っている。

今後同様の誤りが発生しないようにするために、マニュアルの内容を十分に理解した上で、税額に影響がないからチェックする項目を減らすということは無いようにすべきである。

また課税事務が集中するため効率的でないのであれば、マニュアルそのものを見直すことも検討すべきである。

(2) 税制改正等の周知方法等について

市は、税制改正があった場合には、税務署主催の研修に加え、課内で担当を決め改正部分の研修資料を独自で作成し研修を行っている。この際にシステムでの改修箇所などの洗い出しをするようにしている。

研修資料を閲覧したところ、研修資料等に誤りは発見されなかったものの職員だけで作成している資料をもって研修をしているということにリスクを感じた。

【意見2】

市は、課税事務の合规性を確保するために専門知識の蓄積・維持・向上に努める必要がある。特に個人市民税は税務上の論点も多くより専門的な知識を必要とすべきものである。

また法令の改正などの影響も受けやすく、改正となる事項も多い。

そこで改正内容や誤りやすい事項などについては研修を受けるのみでなく、税務署や場合によっては専門的知識を有する者に確認をするなどの連携を行うことが望ましいと考える。

Ⅱ 法人市民税

Ⅰ. 法人市民税の概要

法人市民税は、市内に事務所や事業所・寮等を有する法人や、人格のない社団等（PTAや町内会など）に課税される税金で、資本金等の額や市内従業者数に応じて負担する均等割と、法人税額（国税）に応じて負担する法人税割がある。

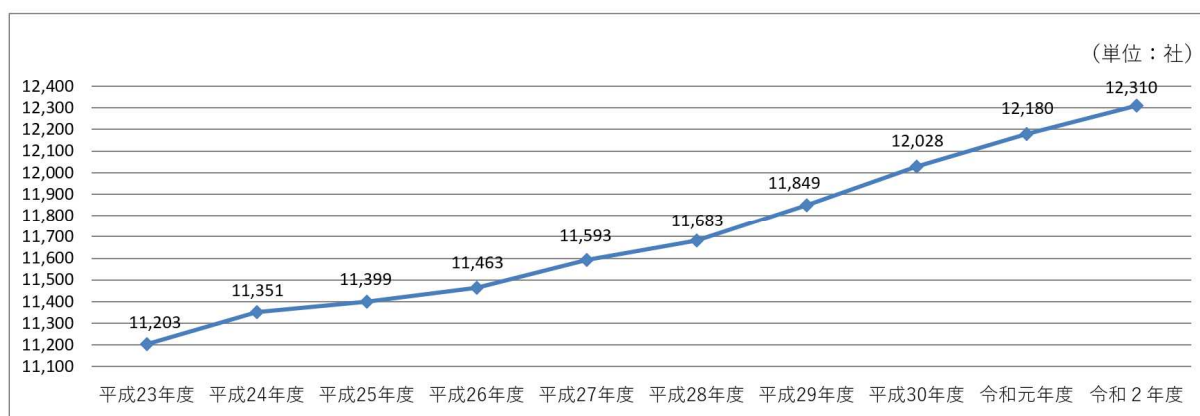
（Ⅰ）納税義務者

納税義務者	均等割	法人税割
市内に事務所や事業所を有する法人	○	○
市内に事務所等がなく、寮等※のみを有する法人	○	×
公益法人などで、収益事業を行わないもの	×	×
市内に事務所や事業所があり、法人課税信託の引き受けを行うことにより法人税を課される個人	×	○

※寮等とは、宿泊所・クラブ・保養所・集会所その他これらに類するもので、法人が従業員の宿泊、慰安、娯楽等の便宜を図るために常時設けている施設をいう。

● 参考 ● 倉敷市の納税義務者数の推移

（参考：市税概要 令和3年度を基に監査人作成）



(2) 税額の計算

○均等割・・・税率×(市内に事務所等があった月数÷12)

(参考：倉敷市 HP を基に監査人作成)

区分		税率 (年額)
資本金等の額(※1)	市内従業者数の 合計(※2)	
1,000万円以下	50人以下	5万円
	50人超	12万円
1,000万円超～1億円以下	50人以下	13万円
	50人超	15万円
1億円超～10億円以下	50人以下	16万円
	50人超	40万円
10億円超～50億円以下	50人以下	41万円
	50人超	175万円
50億円超	50人以下	41万円
	50人超	300万円

※1 資本金等の額：地方税法第292条第1項第4号の5に規定する資本金等の額。

資本金等の額が、資本金と資本準備金の合計額を下回る場合は、資本金と資本準備金の合計額を基準とする(平成27年4月1日以後に開始する事業年度から適用)。

○法人税割・・・法人税額(1,000円未満切り捨て) × 8.4%

ただし他の市町村にも事務所や事業所などを有する法人は、各市町村の従業者数で按分した法人税割額を納めることとなる。

※事業年度開始日が平成26年10月1日から令和元年9月30日までの間の申告は12.1%となる。

(3) 法人の設立・異動

市内に、新たに法人を設立した場合や事業所を開設した場合、2ヶ月以内に市へ届出が必要となる。

(出典：倉敷市HP)

様式名	法人等の設立(開設)申告書
税目	法人市民税
概要	市内に法人等を設立(開設)した場合、提出してください
提出期限	異動から2ヶ月以内
添付書類	1) 登記簿 2) 定款 3) 合併契約書(合併の場合) ■連結納税制度に該当する法人 税務署への承認申請書(親法人) 税務署への承認申請書(子法人) 税務署からの承認通知書 グループ一覧表 グループ関係図

また既に設立している事業所等の移転、資本金の変更など法人に関しての変更が生じた場合も2ヶ月以内に変更内容を届け出る必要がある。

(出典：倉敷市HP)

様式名	法人等の異動届
税目	法人市民税
概要	法人等に変更事項があった場合、提出してください
提出期限	異動から2ヶ月以内
添付書類	1) 登記簿(登記事項の変更) 2) 定款(決算・定款の変更) 3) 合併契約書(合併の場合) ■連結納税制度に該当する法人 税務署への承認申請書(親法人) 税務署への承認申請書(子法人) 税務署からの承認通知書 グループ一覧表 グループ関係図

(4) 申告と納税

法人市民税は、事業年度が終了した後、原則として事業年度終了日から2か月以内に法人が自ら均等割額と法人税割額を算出して申告し、納税しなければならない。

(5) 課税免除・減免について

課税免除の対象となる法人は、次の法人のうち収益事業を行っていない法人である。(市税条例第13条の2)

- ・ 公益社団法人
- ・ 公益財団法人
- ・ 非営利一般社団法人
- ・ 非営利一般財団法人
- ・ 特定非営利活動法人

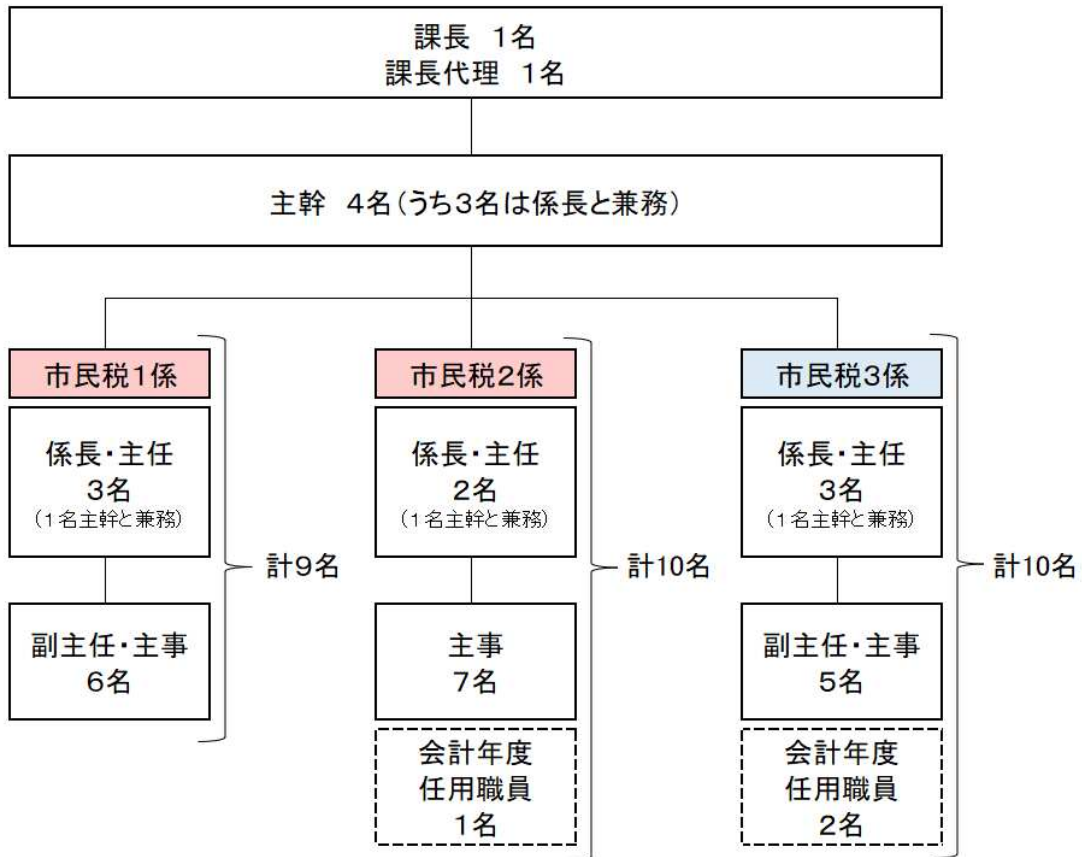
また収益事業を行う特定非営利活動法人で、収益事業における益金の額が損金の額を超えない事業年度に係るものは、市民税を申告納付すべき最初の年度以降3年度を限度とし、均等割の減免を受けることができる。

2. 法人市民税の組織体制

法人市民税課税に関する市民税課における人員及び担当業務等の組織体制は、次のとおりである。（令和3年4月1日現在）

市民税3系のうち3名（うち1名が会計年度任用職員）が法人市民税を担当している。

（参考：市職員へのヒアリングを基に監査人作成）



3. 法人市民税課税事務の流れ

法人市民税の主な業務は次のとおりである。

(1) 課税対象の把握

課税対象の主な把握方法は「法人設立（開設）申告書」と「法人等の異動届」の受け付け及び県からの登記調査票の入手。課税対象となる法人の中には、減免対象となる法人もありそれらの把握を行う必要がある。

また未申告法人への催告調査等も行っている。

① 設立・異動の届出について

概要に記載したとおり、市内に新たに法人を設立した場合や事業所を開設した場合、もしくは市内に登録のある法人について登記内容等の異動があった場合には、届出が必要となる。

市民税3系の法人担当では、「法人設立（開設）申告書」（以下、設立申告書という）や、「法人等の異動届」（以下、異動届という）及び添付書類を受け付け、基幹システムへの登録を行う。

また異動届の内容を登録することで、登記内容の変更や、課税に必要な情報を確認する。

② 課税免除・減免について

当該法人が市に設立届を提出と同時に課税免除の申請が行われる。

ただし、課税免除となる法人の中には課税免除の申請を失念している法人もあるため、倉敷市では初回の申告書の発送の段階で、課税免除に該当する可能性のある法人に課税免除届出書も併せて発送することとしている。これは、設立届受付時に課税免除の対象となる可能性のある法人をシステム上に登録することで、その情報を市民税課で把握している。

減免対象の法人は、当該事業年度の申告期限内（事業年度終了日から2か月以内）に「法人市民税（均等割）減免申請書」を提出する必要がある。市は提出された申告書や添付書類を受け付け、処理後はファイリングしている。

③ 未申告法人への催告書発送

上記の届出等により、基幹システムに登録のある法人等について、申告期限後2か月を経過しても、申告書未提出の法人に対して基幹システムより「催告書」及び「確定申告書」、「納付書」を出力し、「異動届」と合わせて法人に郵送することとしている。

「異動届」を同封するのは未申告の理由が異動による場合に、異動届の提出が未提出の可能性があるのである。

④未申告法人調査

調査については、例年11月頃岡山県（備中県民局）及び倉敷市とで分担することとしている。具体的には担当する学区を取り決めておりそれぞれが担当する学区の調査を行う。

調査の結果についてはそれぞれで「調査票」を共有することとしている。

⑤未登録法人の調査

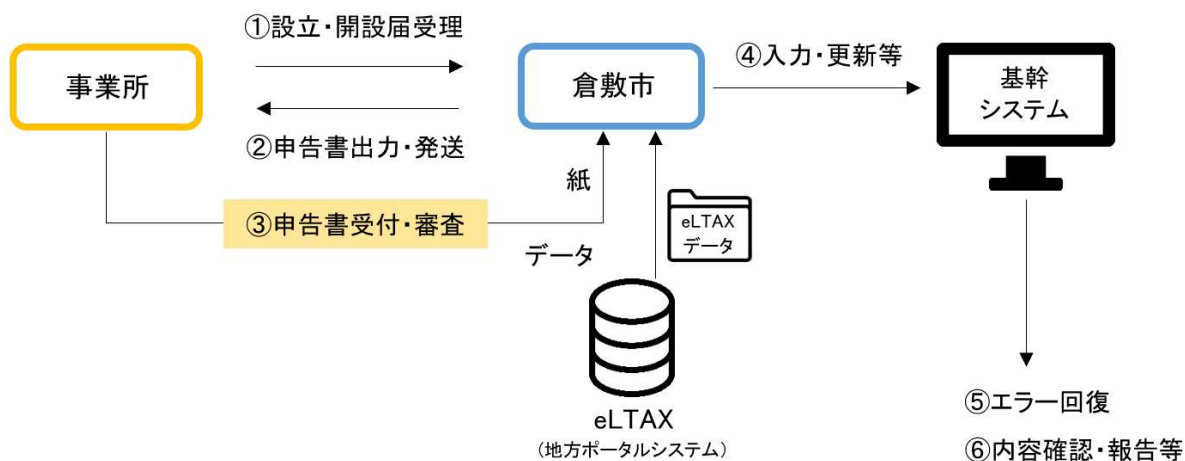
法人市民税は申告納税方式によって課税・納税が行われる。このため、もし法人からの設立・開設の届出がない場合、本来基幹システム上登録されるべき法人が未登録となってしまう。未登録となった法人は課税対象として認識されないため、課税漏れとなる可能性がある。

そのため、岡山県（備中県民局）より毎月交付される登記調査票と基幹システムに登録されている情報との照合を行う。照合の結果、未申告の法人があれば基幹システムに登録し、必要であれば申告書を送付して、市への申告を指導している。

（2）申告手続きの流れ

市民税課は基幹システムに登録のある法人へ決算月の翌月10日～15日頃に納付書と申告書を送付する。受け取った法人は申告書を市へ提出し納税するという流れである。

（参考：市職員へのヒアリングを基に監査人作成）



①受付・入力

●紙の申告書の受付（2～3割）

法人から郵送又は窓口提出された申告書は、確認・收受印を押印後に控を返却して原本を受領する。申告書の内容をパンチ処理による入力または手入力で基幹システムに登録する。

●eLTAXでの受付（7～8割）

eLTAX用端末から申告書データを基幹システムへ取り込む。

②審査について（申告期限の翌月初旬）

審査では、申告内容と基幹システムに登録されている内容が一致しているかを確認する。eLTAXによる申告のうち、次の事由に該当する法人はチェックでエラーとなり、リストに抽出される。

- ・事業年度の途中設立・廃止などにより、課税期間が12か月未満となった法人
- ・税率が旧税率で計算された税額 他

これらのエラーリストとして抽出された法人は、異動届出書との照合や顧問税理士への確認を行っている。

③調定確認について

- 紙媒体…基幹システムに入力された申告内容と紙媒体の申告書を照合する。

申告区分、調定額を突合→入力漏れがないことの確認。確認後、報告し決裁を受ける。

- eLTAX…調定リストと照合し、不一致等がないことを確認する。

調定した一覧と申告書の一覧を突合し、件数が一致していることを確認した上で税制課へ報告する。

（3）減免申請に係る事務処理

- ①受付…申告期限までに郵送又は窓口で受け付ける。

必要書類は

- ・減免申請書
- ・確定申告書
- ・法人税の申告書写し

②承認決裁

- ・「法人市民税（均等割）減免申請書」
- ・「確定申告書（第二十号様式）」

の2つを確認し、起案書を作成した上で部長の承認決裁をとることとしている。

決裁後、減免申請法人へ「令和〇年度法人市民税減免決定通知書」を送付する。

③ 保管

市民税担当者は、減免の承認がされた法人等の起案書を、減免の要件を裏付ける書類とともに保管する。

(4) 更正・決定の有無の確認

法人市民税のうち法人税割額は、法人税法上に規定される法人税額が課税標準となるため、法人税の申告額が更正等により変更された場合には法人市民税も変動する。

そのため、倉敷市ではこのような税額の変動に対して以下のような業務で、更正等の有無を確認している。

①法人から更正請求書が提出された場合

国税の更正通知書が添付されている場合は、更正通知書の内容に沿って即時更正処理を行い、更正決定通知書を法人に発送する。

②岡山県備中県民局からの通知内容との照合

法人県民税の法人税割額については、法人市民税と同様に更正等で変動するため、倉敷市では岡山県備中県民局から申告書データを入手し、基幹システムに登録されている申告書内容と突合することで、市への申告内容を検証している。

また、未申告法人であれば課税標準及び税額を決定する。

③更正・決定内容の入力

①での照合の結果、更正・決定が必要となるものについては、基幹システムにて内容を入力して登録する。

④通知書の送付

内容を入力後、通知書を出力する。これを再度県民局等からの通知と照合する。

更正決定通知書が出力され、増額分については納付書も出力される。

出力した通知書等については、更正処理一覧表・更正決議書・岡山県県税事務所等からの通知書と併せて決裁をとり、決裁後に通知書と納付書を送付する。

減額分については、通知書のみを送付する。

4. 法人市民税の推移

法人市民税の調定額、収納額、徴収率（現事業年度及び過事業年度分）は次の通り推移している。

（参考：市税概要 令和3年度版を基に監査人作成）

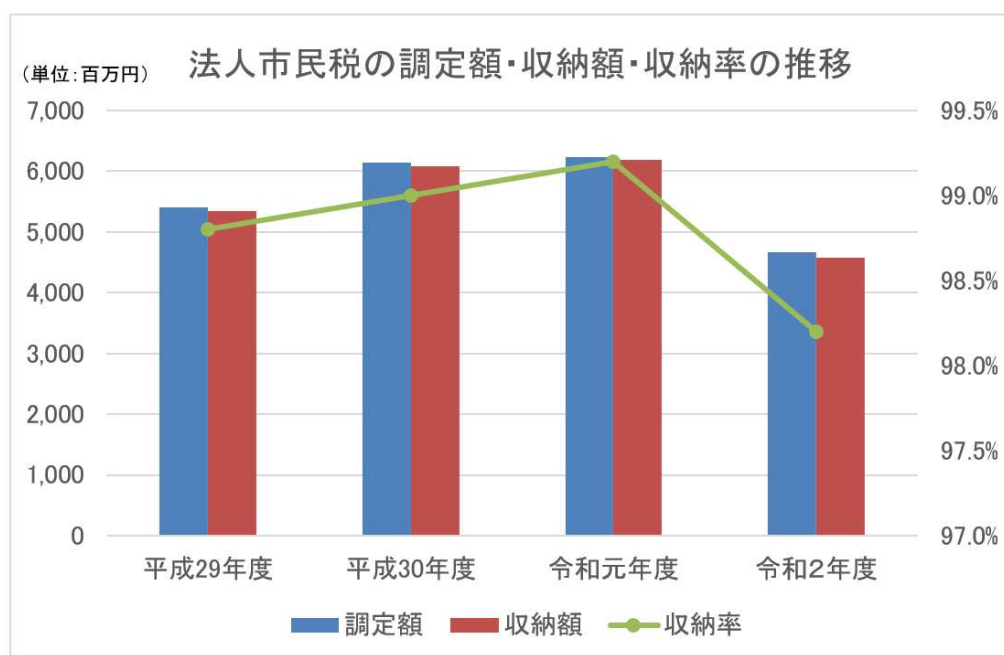
（単位：千円）

平成29年度			
	調定額	収納額	収納率
現年課税	5,343,799	5,331,154	99.8%
滞納繰越	66,707	13,938	20.9%
合計	5,410,506	5,345,092	98.8%

平成30年度			
	調定額	収納額	収納率
現年課税	6,081,099	6,066,965	99.8%
滞納繰越	58,971	11,854	20.1%
合計	6,140,070	6,078,819	99.0%

令和元年度			
	調定額	収納額	収納率
現年課税	6,173,382	6,173,498	100.0%
滞納繰越	59,156	12,133	20.5%
合計	6,232,538	6,185,631	99.2%

令和2年度			
	調定額	収納額	収納率
現年課税	4,610,436	4,570,913	99.1%
滞納繰越	55,846	12,972	23.2%
合計	4,666,282	4,583,885	98.2%

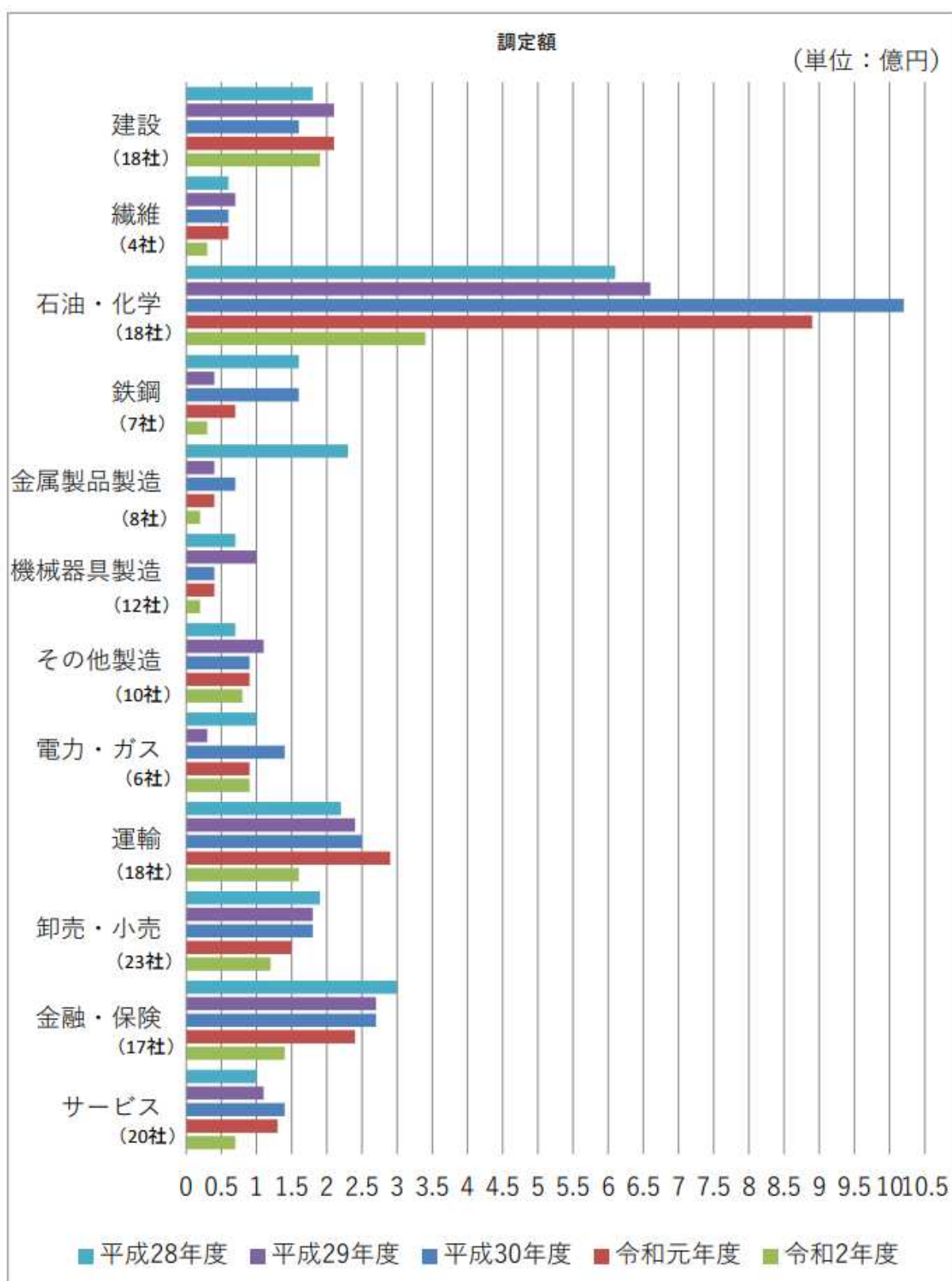


産業分類別調定額の推移

(単位:千円)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
建設 18社	178,222	207,665	155,561	208,610	193,688
繊維 4社	62,106	69,315	61,039	60,867	39,964
石油・化学 18社	611,032	661,338	1,020,302	890,780	343,922
鉄鋼 7社	165,937	36,582	160,392	73,058	30,664
金属製品製造 8社	228,970	42,849	68,053	44,706	27,345
機械器具製造 12社	72,898	104,043	38,043	43,156	23,101
その他製造 10社	71,762	113,557	93,109	94,912	81,704
電力・ガス 6社	103,591	34,680	136,185	87,376	92,517
運輸 18社	228,486	240,849	252,296	291,640	160,038
卸売・小売 23社	194,789	180,597	184,031	151,350	123,244
金融・保険 17社	302,796	270,805	265,590	235,486	142,779
サービス 20社	102,522	107,195	137,798	133,383	78,998
主要法人計 161社	2,323,111	2,069,475	2,572,399	2,315,324	1,337,964
上記以外法人	1,895,729	1,923,481	2,188,560	2,484,317	1,941,572
全体調定額	4,218,840	3,992,956	4,760,959	4,799,641	3,279,536
全体に占める主要法人の調定額割合(%)	55.1	51.8	54.0	48.2	40.8

注)平成26年度版市税概要から産業分類を変更し、調定額は各年度遡って修正。



5. 監査の着眼点

- (1) 課税事務は法令等に準拠して行われているか（合規性）。
- (2) 課税事務は効率的かつ経済的に行われているか（効率性、経済性）。
- (3) 課税事務は正確に行われているか。正確な課税額の計算やチェック体制は整備されているか（正確性）。
- (4) 課税は公平に行われているか。未申告者の把握や減免事務は適正に行われているか（公平性）。
- (5) 課税事務の整備状況（人員配置等）は適正かつ有効的か（有効性）。

6. 主な監査手続

監査手続		閲覧資料等
①	担当者への質問、意見聴取	・マニュアル
②	法令、条例等の閲覧	・地方税法、倉敷市市税条例 等
③	課税事務の概況の把握	・事務フロー ・マニュアル 等
④	課税額の正確性の検討 ・均等割額のサンプルテスト	・課税台帳、給与支払報告書
⑤	未申告者への対応（公平性） ・未申告者の把握の検証 ・申告不要の判断の検証	・調査一覧 ・引継ぎメモ 等
⑥	減免事務の合規性の検証 ・サンプルテスト	・関係法令等 ・減免事務マニュアル ・減免申請書 等
⑦	課税免除の合規性の検証 ・サンプルテスト	・関係法令等 ・課税免除届出書 等
⑧	過去の分析	・法人市民税の決算状況 調定額、収入済額、不納欠損額、収入未済額、 徴収率、納税義務者数
⑨	その他	・必要に応じて資料請求

7. 監査の結果及び意見

(1) 減免事務の合规性について（合规性、公平性）

市は、市税条例第45条及び市税条例施行規則第5条において市民税の減免をすることを定めている。なお減免については市が自動で実施するものではなく納税者からの減免申請を要するものである。その性質上、減免事務はより厳格に適切に行うことが求められる。このことから令和2年中に減免の申請書が提出されたものを母集団としてサンプルテストを実施した。

なお令和2年中に提出のあった減免申請は2件のみであるため全件を対象として、法令等に準拠しているか、事務マニュアルに準拠した手続きが実施されているかを検討した。

【意見3】

検討の結果、誤りのあるものは識別されなかったが、減免の申請時に徴収する資料に追加での徴収を行うべきものを発見した。B社は特定非営利活動法人であり、収益事業を平成30年1月に開始している。倉敷市市税条例施行規則第5条第1項第4号イでは、上記のような会社について益金の額が損金の額を超えない事業年度に係るもの（収益事業開始から3年以内に限定）については減免の対象としている。B社はこの施行規則に当てはまるものであるとして減免申請を行っていた。市では、減免申請書のほかに市民税申告書を徴収し審査を実施していた。問題点として発見した事項は、市民税申告書の徴収のみでは仮に過去の欠損金があった場合に単年度での正確な判定をすることができないものである。

市は、今後減免の申請書を受け付ける際には法人税申告書別表4、別表7などの資料についても追加で徴収し、過去の欠損金との関係を明らかにした上で審査を行うべきである。

(2) 課税免除の合规性について（合规性、正確性）

市は倉敷市市税条例第13条の2において、課税免除の取り決めを行っている。

課税免除は一度届出を行うことで、当該事業会社の状況に変更がない限り課税されないこととされており課税の減免とは異なる性質を持つ。公平性を害するものではないかを検討するために過去に課税免除となっている法人の一覧よりサンプルテストを実施した。

また課税免除届出書の資料ファイルを通査した。

【意見4】

検討の結果、サンプルベースで誤りのあるものは識別されなかった。

しかし、資料通査を実施した際に届出書の一部に市の受付印が押印されていないものが発見された。市は、届出書を受付した際には速やかに押印し、事務処理へと資料を回すものであるが、市民税課窓口以外での資料の受取依頼があり資料の受取を実施した際に受付印を押印する

ことなくその後の処理を行っていた。課税免除については届出書の提出期限等はないものの、その他の資料は期限があるものが大半である実情を考慮すると、受付印は重要な役割を担っているものであると考える。そのため当案件に限らず、書類の受け渡しについては窓口か郵送でしか受け付けないこととして特別な対応は実施しないこととする。

仮に特別な事情により受付をする場合には上席者への確認を行うなど全体としてルールของการ作成・周知が必要であると考ええる。

(3) 均等割額の検証について

法人市民税の均等割額は、市内の従業者数によって変動し、50人以下の法人と50人超の法人では資本金の額により最大7.3倍もの課税額の差が生じる。そこで令和2年3月、9月、12月決算の法人で申告書に従業者数が50人以下の近似値が記載されている法人24社抽出し、申告書記載人数の正確性の検証を行った。検証方法としては、まず法人市民税申告書に記載されている従業者数と、同法人の給与支払報告書報告人員との差異を比較した。そして明らかに異常であると識別された法人については、給与支払報告書をすべて閲覧し個々人の退職状況などを確認した。なお第一段階の調査で16社は概ね正確であると判断し追加での検証を実施しないこととした。

残りの8社についてもそれぞれの給与支払報告書を閲覧し退職時期、非課税所得者であることが明らかな者を集計し給与支払報告書人数から差し引くことを実施した結果、概ね正確であると判断したため追加での検討を実施しないこととした。他の市町村在住の従業者については監査資源の制約もあるため考慮していない。

【意見5】

市は、均等割額の正確性の検証を特別実施していない。そのため仮に正確でない人数で申告がなされた場合には正確性を害する結果となる。全件を対象として検証をすることは効率性の観点から適切であるとは思えないが、特に均等割額の影響が大きい資本金等の額が大きな法人については、市民税申告書に記載された人数をレビューするなど、正確性を担保するための取り組みを行うことも効果的であると考ええる。

Ⅲ 固定資産税・都市計画税

Ⅰ. 固定資産税・都市計画税の概要

固定資産税は、土地・家屋・償却資産（これらを「固定資産」という）の所有者に、固定資産の価格をもとに、固定資産の所在する市町村が課税する。

都市計画税は、快適なまちづくりのための都市計画事業（下水道・公園・道路などを整備すること）や、土地区画整理事業に要する費用に充てるために設けられた目的税である。

都市計画税は、都市計画法による都市計画区域のうち、原則として市街化区域内に所在する土地・家屋の所有者に固定資産の価格をもとに、固定資産の所在する市町村が課税する。

（Ⅰ）納税義務者

固定資産税及び都市計画税の納税義務者は、賦課期日である毎年1月1日現在における固定資産の所有者である。

土地	登記簿又は土地補充課税台帳に所有者として登記又は登録をされている人
家屋	登記簿又は家屋補充課税台帳に所有者として登記又は登録をされている人
償却資産	償却資産課税台帳に所有者として登録をされている人

ただし、所有者として登記又は登録されている個人が、賦課期日前に死亡している場合などは、同日において固定資産を現に所有している者（相続人等）が納税義務者となる。

同日前に法人が消滅しているときも同様となる。

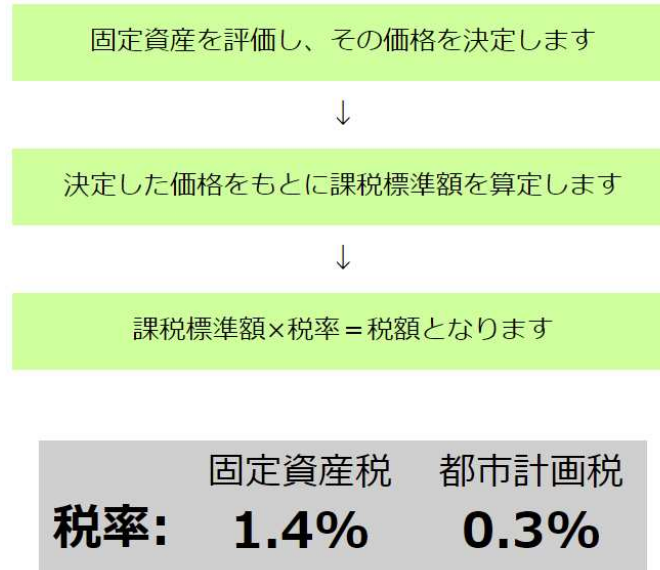
（Ⅱ）課税対象となる固定資産

- ①土地：田、畑、宅地、鉱泉地、池沼、山林、牧場、原野、雑種地
- ②家屋：住家、店舗、工場、倉庫、その他の建物
- ③償却資産：土地・家屋以外の事業の用に供することができる資産
（構築物、機械及び装置、器具・備品、船舶など）

(3) 税額の算定

固定資産税・都市計画税は、以下の手順で価格や税額が決定する。

(出典：倉敷市 HP)



(4) 税額の基礎となる評価額

①固定資産の評価と価格の決定

固定資産の評価は、総務大臣の定める固定資産評価基準に基づいて行われ、市町村長がその価格を適正な時価として決定する。

②価格の登録と据置措置

土地と家屋については原則として、3年ごとの基準年度（例：平成30年度、令和3年度）に評価替えを行い、その決定価格（評価額）を固定資産課税台帳に登録する。

この評価額は原則として、土地の地目の変更や家屋の増改築などの場合を除き、次の基準年度までの3年間、据え置かれる。

ただし、土地の価格については、地価が下落したため価格を据え置くことが適当でないときは、毎年評価額を減額修正している。

また、償却資産は毎年申告に基づき評価をして、その価格を固定資産課税台帳に登録する。

③課税標準額

家屋・償却資産については、固定資産課税台帳に登録された評価額が、原則として課税標準額となる。土地については、評価額と税負担のバランスを調整するための措置がとられているため、評価額と課税標準額が異なる場合がある。

(5) 免税点と納期

①免税点

市内に同一の者が所有する土地・家屋・償却資産それぞれの固定資産税の課税標準額の合計が、次の金額に満たない場合には、課税されない。

免税点

土地	30万円
家屋	20万円
償却資産	150万円

②納期

毎年4月に納税通知書を郵送して、納税義務者に対し税額が通知される。
第1期から第4期までの年4回に分けて納付するか、第1期に全額を納付する。

納期

1期	4月1日～4月30日
2期	7月1日～7月31日
3期	9月1日～9月30日
4期	12月1日～12月25日

(6) 土地に対する課税の仕組み

①課税地目と課税地積

固定資産税の課税地目は、原則として登記簿の地目に関わりなく、賦課期日の利用状況・利用目的による。課税地積は、原則として登記簿記載の地積による。

②評価の仕組み

土地の評価は、総務大臣が定める固定資産評価基準によって、地目別に定められた評価方法により行う。

(参考：倉敷市 HP を基に監査人作成)

課税地目	内容	評価方法
宅地	居宅・倉庫・店舗・工場などの建物の敷地やその効用を果たすために必要な土地。又は建物が建築されていなくても宅地となることが明らかな土地（建物建築中・分譲宅地・本人の意思により登記地目を宅地にしている場合など）。家庭用菜園、農業用施設用地など。	評価基準に定める「市街地宅地評価法」により算出。
田、畑	市街化調整区域に所在する田、畑。	正常売買価格をもとに適正な時価を評定し、状況が類似する地区内においてその価格に比準して求める。
市街化田 市街化畑	市街化区域に所在する田、畑。	状況が類似する宅地の価格に比準して求めた価格から、宅地に転用する場合において通常必要と認められる造成費に相当する額を控除して求める。
山林	市街化調整区域に所在する山林。	正常売買価格をもとに適正な時価を評定し、状況が類似する地区内においてその価格に比準して求める。
市街化山林	市街化区域に所在する山林。	付近の宅地、農地の価格に比準して求める。
雑種地	駐車場・資材置き場・家屋として認められない建物の敷地など。	土地の位置・利用状況などを考慮し、付近の土地の価格に比準して求める。
介在田 介在畑	農地転用許可（届出）がされた後も耕作を行っている田、畑。	市街化田・市街化畑と同じ。

③住宅用地に対する課税標準の特例

住宅用地とは、専ら人の居住の用に供する家屋の敷地をいい、その面積及び戸数によって、小規模住宅用地と一般住宅用地に分けて特例措置が適用される。（申告書の提出が必要）

(参考：倉敷市 HP を基に監査人作成)

区分	固定資産税の課税標準額	都市計画税の課税標準額
1戸あたり200平方メートル以下の住宅用地 (小規模住宅用地)	価格×6分の1	価格×3分の1
200平方メートルを超える部分の住宅用地 (一般住宅用地)	価格×3分の1	価格×3分の2

ただし、特例適用は建物床面積の10倍まで

④災害に対する特例

震災などの理由により、住宅が滅失・損壊し、やむを得ず住宅用地として使用できない土地は、以下の要件を満たす場合2年間に限り、住宅用地として前項の特例が適用される。

- 災害などにより滅失・損壊したもの。
- 次年度にやむを得ない事情により住宅用地として利用できないことについて、市長が認定していること。
- 当該年度の賦課期日において、家屋又は構築物の敷地の用に供されていないこと。
- 従前住宅用地であったこと。
- 従前特例を受けていた者が引き続き所有し、又は共有していること。

⑤市街化区域農地に対する課税標準の特例

市街化区域農地に対する固定資産税の課税標準額の上限は、評価額の3分の1、都市計画税の課税標準額の上限は、評価額の3分の2である。

(7) 家屋に対する課税の仕組み

①家屋とは

家屋として固定資産税の対象となるものは、以下の要件をすべて満たすものである。

1. 屋根及び周壁などを有している
2. 基礎などにより土地に定着している
3. 目的とする用途に供し得る状態にある

つまり、プレハブの物置などでも基礎などで土地に固定すると、家屋として固定資産税の対象になる場合がある。

また、家屋を新規で取得する場合、賦課期日現在で上記の要件を満たしている物件はその賦課期日が属する年度の翌年度分から課税の対象となる。

②評価の仕組み

家屋の評価額は固定資産評価基準によって、再建築価格を基準に評価する。

$$\text{評価額} = \text{再建築価格} \times \text{経年減点補正率}$$

再建築価格	評価の対象となった家屋と同一のものを、評価の時点において、その場所に新築するものとした場合に必要とされる建築費。
経年減点補正率	家屋の建築後、年数経過によって生ずる損耗の状況による減価を表したもの。

③新築住宅軽減措置

以下の要件を満たした新築住宅は、新築後一定期間に限り固定資産税額が以下のように減額される。

区分	要件
居住割合	居住部分の床面積が建物全体の2分の1以上
床面積	居住部分の床面積が50平方メートル(一戸建て以外の貸家住宅にあっては40平方メートル)以上280平方メートル以下
減額対象	120平方メートルまでの居住部分についての固定資産税額を2分の1に軽減(都市計画税は軽減の対象外)
減額期間	3年間(3階建以上の耐火・準耐火建築物は5年間) 長期優良住宅の認定を受けて新築された住宅については5年間(3階建以上の耐火・準耐火建築物は7年間)

(8) 償却資産に対する課税の仕組み

①償却資産とは

償却資産とは、工場や商店などを経営している個人又は法人が、その事業のために用いることができる土地・家屋以外の資産で、その減価償却額又は減価償却費が、法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上損金又は必要経費に算入されるものをいう。

(参考：倉敷市 HP を基に監査人作成)

資産の種類		具体例
構築物	構築物	門、塀、擁壁(土留)、広告塔、舗装路面(駐車場舗装)、屋外排水溝、焼却炉、緑化施設、その他土地に定着した設備 等
	建物	プレハブ等の簡易な建物で、基礎がないもの等
	建物附属設備	建築設備のうち償却資産として扱うもの(受変電設備、ネオンサイン、屋外給排水設備、テント、スポットライト、厨房設備、屋根材一体型ではない太陽光発電設備)等、テナント(入居者)が賃貸ビル等の家屋に附加した設備・内装
機械及び装置		金属・縫製・印刷等の製造加工機械、パワーショベル等の土木建設機械、旋盤、ポンプ、フライス盤、屋根材一体型ではない太陽光発電設備等
船舶		客船、貨物船、油槽船、タグボート、遊覧船、レジャーボート等
航空機		飛行機、ヘリコプター、グライダー等
車両及び運搬具		大型特殊自動車(0及び00～09、000～009、9及び90～99、900～999 ナンバー) その他運搬車(自動車税(種別割)・軽自動車税(種別割)の課税対象となるものを除く)
工具・器具及び備品		看板、応接セット、冷暖房器具、冷蔵庫、パソコン、自動販売機等

課税対象外のもの

- 使用可能期間が1年未満の資産
- 取得価額が10万円未満の資産で、法人税法等の規定により一時に損金算入されたもの(少額償却資産)
- 取得価額が20万円未満の資産で、法人税法等の規定により3年間で一括して均等償却するもの(一括償却資産)

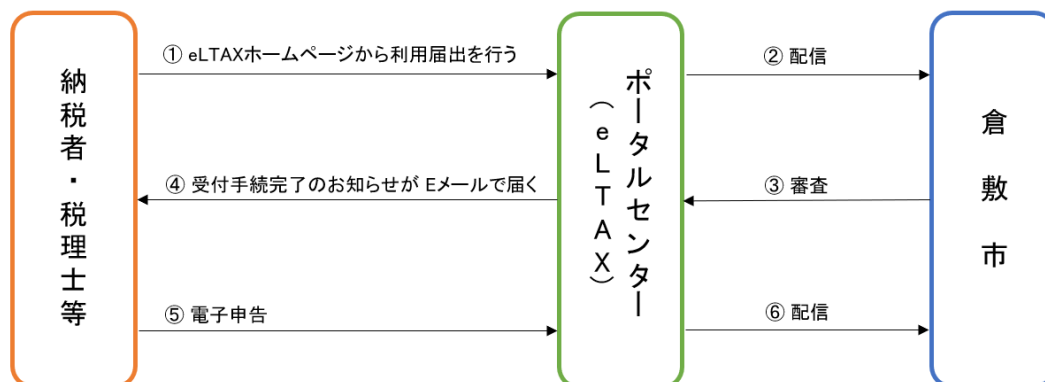
②償却資産の申告について

償却資産の所有者は、資産の多少、増減の有無にかかわらず、所有している償却資産の状況を資産の所在する市町村へ申告する必要がある。（地方税法第 383 条）

この申告に基づき、毎年評価し、価格を決定する。申告方法は、電子申告（eLTAX）による申告又は紙媒体の申告書を倉敷市へ直接提出する方法（郵送も可）となる。

（参考：倉敷市償却資産（固定資産）の申告の手引きを基に監査人作成）

<電子申告の流れ>



正当な理由なく申告がなされない場合は、地方税法第 386 条の規定により過料を科されることがあるほか、同法第 368 条の規定により不足税額に加えて延滞金を徴収される場合がある。

また、虚偽の申告をしていた場合、地方税法第 385 条の規定により罰金等を科せられることがある。

③償却資産の取扱いについて

固定資産税（償却資産）は、国税と違った点がいくつかある。以下、償却資産の取扱いを表す。

（参考：倉敷市償却資産（固定資産税）の申告の手引きを基に監査人作成）

償却計算の期間	暦年（賦課期日制度）
減価償却方法	定率法（固定資産税定率法）
前年中の新規取得資産	半年償却
圧縮記帳制度	認められない
特別償却・割増償却 （租税特別措置法）	認められない
増加償却 （所得税法・法人税法）	認められる
評価額の最低限度	取得価額の100分の5
改良費	区分評価（資産と改良費を区分して評価）

償却資産は毎年評価して、その価格を固定資産課税台帳に登録する。

④評価の仕組み

償却資産の価格は固定資産評価基準により、以下の算式に基づき求められる。

（参考：倉敷市 HP を基に監査人作成）

取得時期	評価額
前年中に取得された償却資産	取得価額 × (1 - 減価率 ÷ 2)
前年前に取得した償却資産	前年度評価額 × (1 - 減価率)

※取得価額・・・他より購入した場合はその購入価格、自己建設・製造等の場合は、その建設・製造に要した金額。原則国税と同様の取扱い。

※減価率・・・原則として耐用年数表（財務省令）に掲げられている耐用年数に応じて固定資産評価基準別表 15 により定められる率。

⑤課税標準の特例について

地方税法第 349 条の 3 及び同法附則第 15 条等の規定により課税標準の特例が適用され、固定資産税（償却資産）が軽減されるものがある。

特例は多数あるため、以下は代表的なものを抜粋して記載する。

- ・ 内航船舶
- ・ 事業所内保育事業専用の資産（利用定員が 5 人以下）
- ・ 被災代替償却資産
- ・ 水質汚濁防止法に規定する特定施設又は指定地域特定施設を設置する工場又は事業場の汚水又は廃液の処理施設の処理装置等
- ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定するごみ処理場施設の処理装置等
- ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定する一般廃棄物の最終処分場の処理装置等
- ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定する廃石綿又は石綿が付着している産業廃棄物の処理の用に供する産業廃棄物処理施設の処理装置等
- ・ 下水道法に規定する公共下水道を使用する者が設置した除害施設の処理装置等
- ・ 特定事業所内保育施設の資産
- ・ 先端設備（建物附属設備・機械及び装置・工具、器具及び備品・構築物）
- ・ 地域福利増進事業施設
- ・ 一体型滞在快適性等向上事業
- ・ ローカル 5G

※これらの特例措置は、法令の改正等により内容が変更される場合がある。

※特例の適用は、毎年の税制改正によって新設・廃止・縮減・拡張されるが、旧 349 条の 3 及び旧法附則第 15 条に該当する資産で一部従前のまま適用されるものもある。

⑥実地調査について

申告書受理後、内容確認のために実地調査を行う場合がある。（地方税法第 353 条及び第 408 条）

また、法人税及び所得税に関する書類を閲覧することが認められている。（地方税法第 354 条の 2）

調査等の結果、追加・修正が必要である場合は、現年度だけではなく過年度に遡及して課税することができる。（地方税法第 17 条の 5）

(9) 減免制度

次の場合、市税条例により減免を受けられる場合がある。

①災害にあったり、生活扶助を受けるなど特別な事情により、市税の納付が著しく困難と認められるとき。

②公共の用に供する公民館・公園・私道など。

(参考：倉敷市 HP を基に監査人作成)

該当要件	
私道の減免	ア) 道路の幅員が1.8メートル以上であること。
	イ) 現に生活道路として使用されており、かつ、通常の利用について何らの制約も設けていないこと。
	ウ) 利用戸数(住居)が2戸以上であること。ただし、アパート、共同住宅、貸住宅棟は、1棟をもって1戸とみなす。
	エ) 道路に隣接する土地の所有者が2人以上(1人の所有であっても公衆用道路として登記されている場合を含む。)であること。ただし、生計を一にする親族及び同族会社の所有する土地については、一団の土地をもって一所有者とみなす。
	オ) 賦課期日(1月1日)現在において、当該道路部分が分筆登記されていること。
私道以外 (災害、生活扶助、 公民館、公園など) の減免	※個々に規定されており、記載省略

(10) 非課税制度

固定資産の公共性などから地方税法第 348 条に規定する所有者や一定の用途に供されている固定資産は非課税となる。

非課税には、国及び地方公共団体等に対し固定資産税を課することができないとされている人的非課税と、固定資産の性格や用途により非課税となる用途非課税(物的非課税)がある。

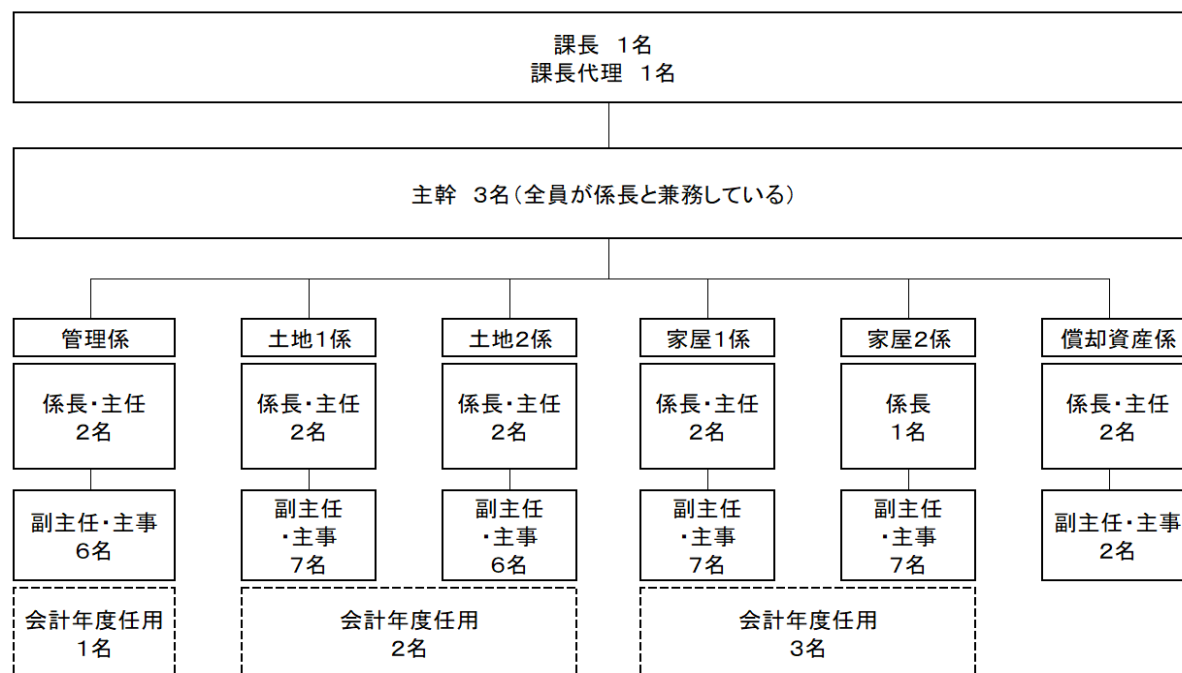
用途非課税の主要なものとして以下の事項がある。

- ・ 国、都道府県、市町村等が無償で借り受けて、公用又は公共の用に供する固定資産
- ・ 土地改良区、土地開発公社等が直接その本来の事業の用に供する固定資産
- ・ 宗教法人が専らその本来の用に供する境内建物及び境内地
- ・ 墓地
- ・ 公共の用に供する道路、運河用地及び水道用地
- ・ 公共の用に供する用悪水路、ため池等
- ・ 国宝、重要文化財、特別名勝等に認定された家屋又はその敷地
- ・ 学校法人等が直接保育又は教育の用に供する固定資産
- ・ その他

2. 固定資産税・都市計画税事務の組織体制

固定資産税・都市計画税に係る事務は資産税課が担当しており、課長1名、課長代理1名、管理係員8名、土地係員17名、家屋係員17名及び償却資産係員4名の計48名が従事している。この他に会計年度任用職員6名が従事している。（令和3年4月1日の配属人数）

（参考：市職員のヒアリング及び組織図を基に監査人作成）

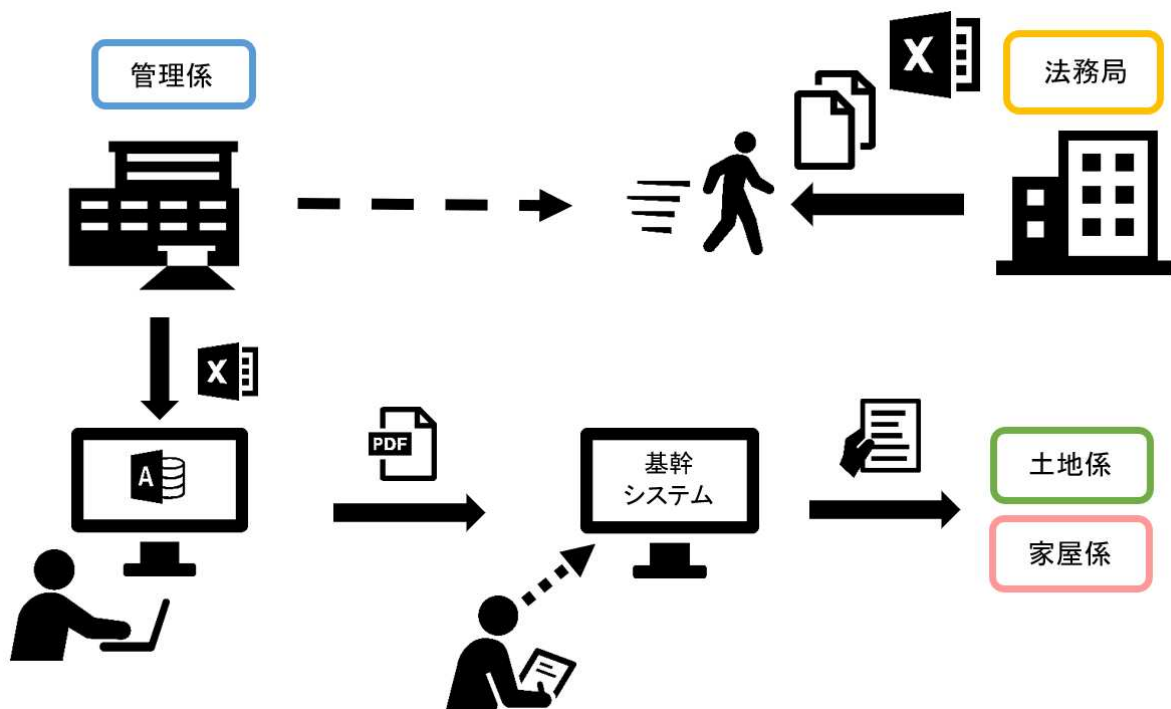


3. 固定資産税・都市計画税課税事務の流れ

(1) 管理系の業務内容

① 登記情報の取得・管理と納税義務者の確定

管理係は、毎月1日、11日、21日に登記異動情報として登記申請書（副本）と登記済通知書を法務局に受け取りに行っており、これを税通という。登記申請書は紙で受け取り、これには測量図等の図面を含んでいる。登記済通知書は、データとこれを印刷した紙で受け取っている。税通の件数は、1回あたり土地が約1,000件、家屋が約400件で、令和2年度は年間で土地35,502件・家屋14,339件となっている。受け取った電子データは一旦パソコン内に取り込んで編集・印刷をして、これに基幹システムに登録されている宛名コードを付した上で、土地係と家屋係に渡し、それぞれの係で基幹システムに入力している。



②納税義務者が死亡した場合の納税義務者の確定

土地・家屋に係る課税上の所有者が死亡した場合には、現に土地・家屋を所有している法定相続人または受遺者等が課税上の所有者として納税義務者となる。

令和2年度の税制改正により倉敷市では市税条例を改正し現所有者申告書の提出を義務化しており、納税義務者が死亡した場合には、その相続人の内の1人へ固定資産現所有者申告書を送付している。

③納税通知書の作成と発送

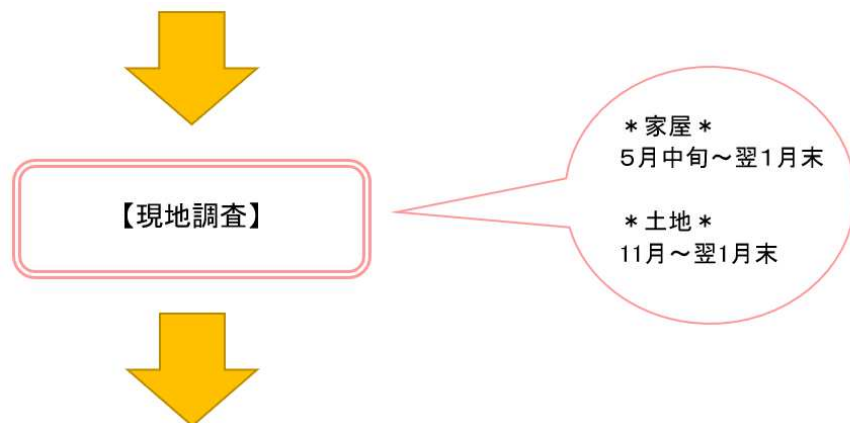
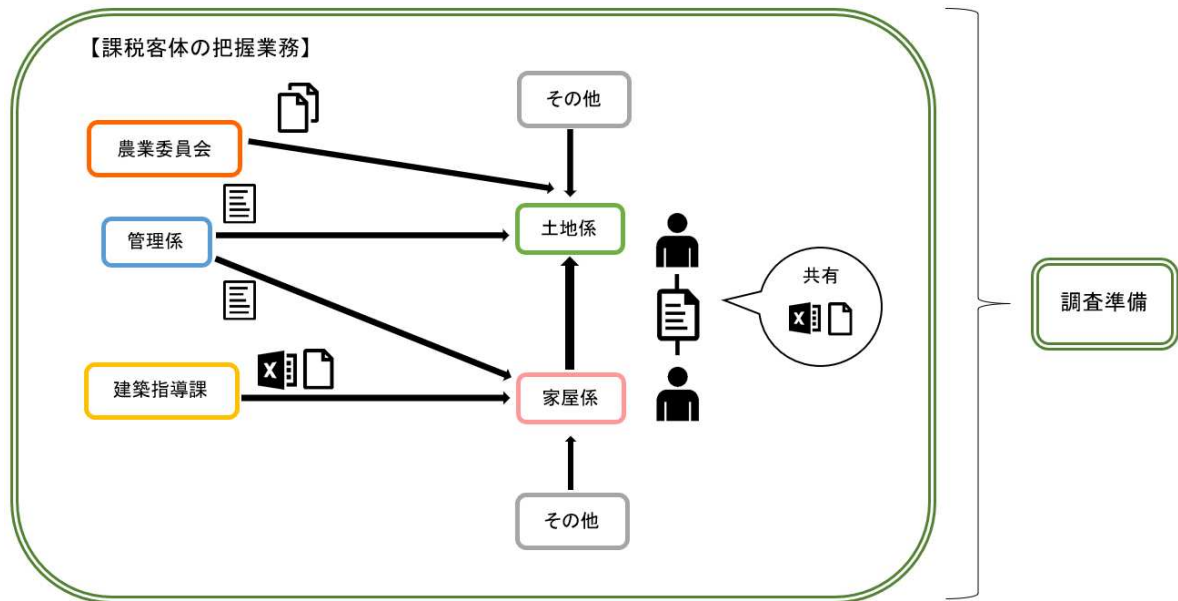
土地・家屋・償却資産の課税標準額及び税額を基幹システムにより計算し、納税通知書を印刷し、発送する。各年度の納税通知書の発送は毎年4月中旬に行っているが、年度の途中で課税額等に変更が生じた場合には、更正後の納税通知書を発送している。なお、納税通知書が返送されて連絡がつかない納税義務者については、土地係及び家屋係の担当者が調査し、納税義務者の住所等が確認できない場合は公示送達する。（令和2年度の公示送達件数は60件）

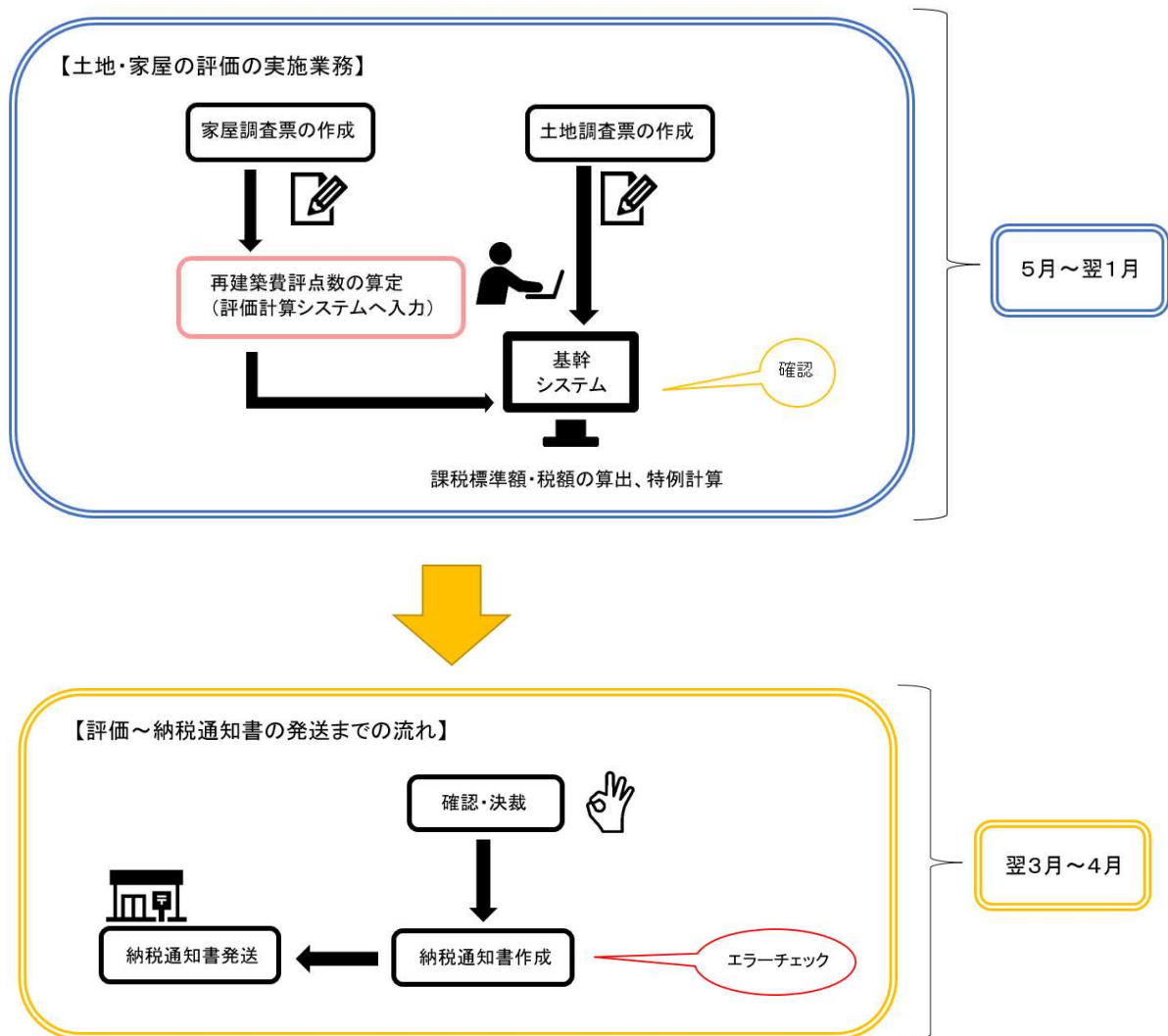
④生活困窮者等への減免

管理係では、生活扶助受給者と生活困窮者が減免制度を受けるための事務を行っている。減免申請件数は、生活扶助受給者は年間で約300件、生活困窮者は年間に数件となっている。

(2) 土地・家屋系の業務内容

(参考：市職員へのヒアリングを基に監査人作成)





上記図の説明を以下に記載する。

①課税に係る異動情報の把握

家屋の新築・滅失が土地の地目認定や住宅用地に対する課税標準の特例の適用に関わることから、土地や家屋の異動情報の把握については、土地係と家屋係は現地調査も含め連携して行っている。

●登記異動情報の取得【土地係・家屋係】

土地係と家屋係は、土地及び家屋に係る登記異動情報を管理係より受け取り、それぞれで基幹システムに入力している。

これにより土地係は所有者、地目等の変更、分筆、合筆等の異動を把握し、家屋係は所有者・用途の変更、新築・増築・滅失等の異動を把握している。

●建築指導課からの新築・増築・滅失情報の取得【家屋係・土地係】

家屋係では、建築指導課より建築確認申請書に基づく新築・増築の情報を定期的にデータで受け取り、新築・増築情報の把握をしている。

また建築指導課で建物解体に関する届出書を基に作成される除却予定リストを取得し、家屋滅失情報の把握をしている。

なお、家屋の新築・増築・滅失等はその土地の地目認定や住宅用地に対する課税標準の特例に影響するため、これらの情報は土地係と共有している。

●倉敷市農業委員会からの異動情報（農地転用）の把握【土地係】

農業委員会では、農地の所有者からの農地転用等の申請・届出等について審議・許可等を行っており、土地係は、農業委員会から農地転用情報を年に数回定期的に受け取り、1月に最終版として受け取っている。

この情報により農地転用等の現地調査を実施して、用途変更等を確認している。

●評価替え時における航空写真による異動情報の把握【家屋係・土地係】

3年に1度、外部業者に委託して賦課期日に近い時期に倉敷市全体の航空写真撮影を行っている。撮影した航空写真については、3年前の写真と比較をして家屋の異動の有無を判読する業務を外部業者に委託している。異動判読結果はリスト化され、写真で示された異動後の状況が課税情報と異なる場合は、現地調査を行っている。

また、航空写真や異動判読結果は土地係と共有し、土地係では新築・滅失による土地の地目変更等の漏れの有無を確認している。

●その他の異動情報の把握

- ・墓地経営許可
- ・保安林の指定・解除
- ・消防署から火事の発生情報（全焼、半焼の確認）

②現地調査

【土地係】

土地の現地調査は、賦課期日である1月1日に近い11月～1月末にかけて現地調査計画に基づき実施している。調査事項は、現況地目や画地認定等であり、原則として担当者が1人で行う。現地調査での調査結果を基に土地調査票を作成する。調査の結果によっては、家屋係へ情報提供する。

【 家屋係 】

家屋の現地調査は、主に登記や建築指導課からの資料や航空写真等により課税客体を把握して行っている。現地調査は概ね5月中旬から1月末までを調査期間とし、調査件数は家屋係1人当たり約220棟である。

家屋調査は現地へ行き、所有者の許可を得て入室して行う。天井・壁・床等の家屋を構成する各部分の仕上げや建築設備の種類等、使用資材の細部に至る調査を行うと共に、家屋の課税の概要を所有者へ説明する。

調査は2人1組で行い、うち少なくとも1人は経験を積んだ担当者としている。

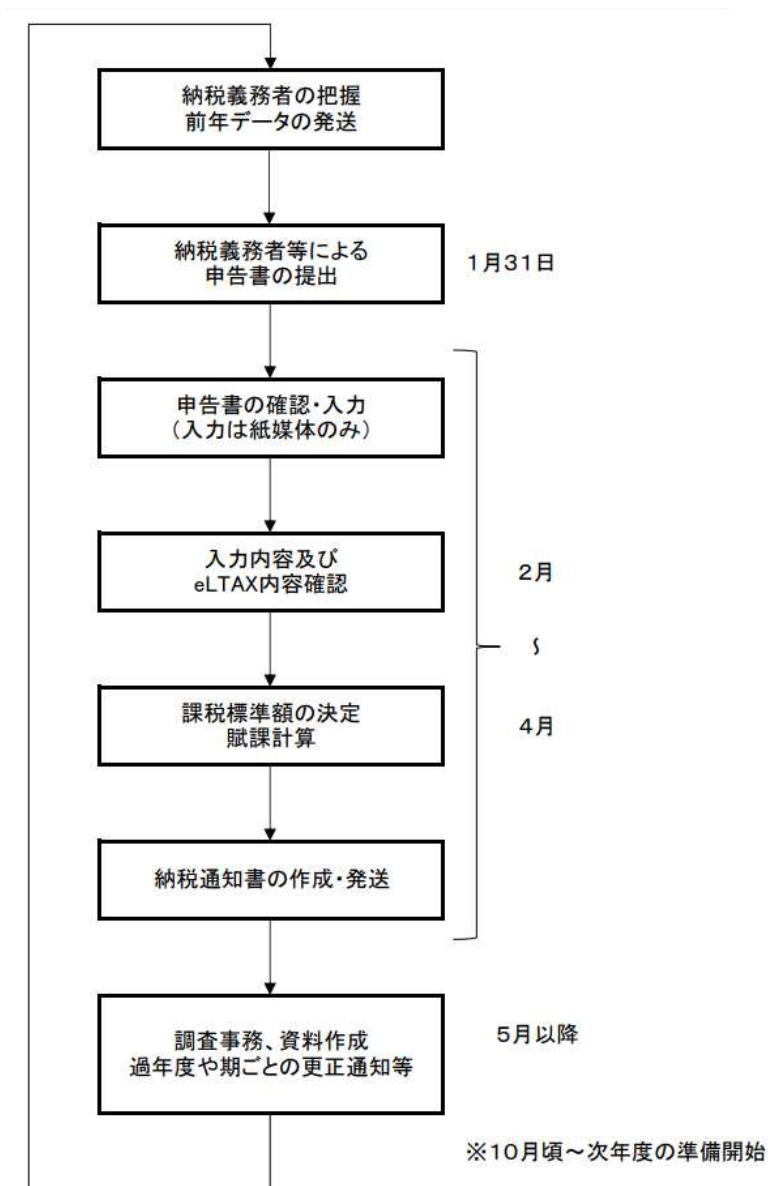
③土地・家屋の評価の実施【土地係・家屋係】

現地調査した土地や家屋は調査結果に基づきその内容を、土地は基幹システムに入力して評価額を算出し、家屋は評価計算システムに入力して家屋再建築費評点計算書を作成する。家屋の調査結果は、家屋異動連絡表により土地係へ情報提供している。家屋の評価計算システムでは、入力した家屋の間取図から部分別の施工量を自動取得し、仕上げを入力することで、再建築費評点数が自動算出される。入力情報は、土地は他の担当者により、家屋は一緒に現地調査をしたもう一人の担当者によってダブルチェックしている。土地と家屋の担当係長は全件の入力データを確認している。確認後の評価情報は、基幹システムに取り込まれ、課税標準額と税額を算出する。

(3) 償却資産系の業務

主な課税事務の流れは以下の通りである。

(参考：市の担当者へのヒアリングを基に監査人作成)

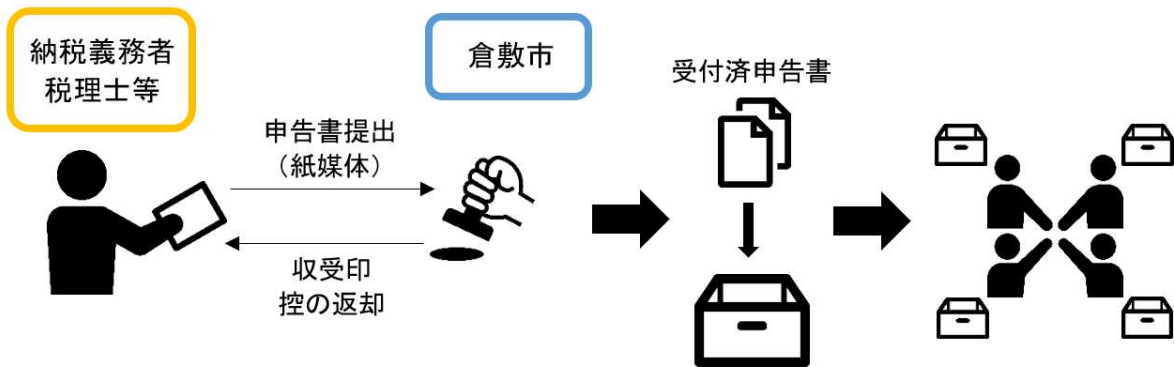


①提出された償却資産申告書の確認・固定資産課税台帳への登録

納税義務者本人又は税理士等が、1月31日までに申告する。

申告方法は電子申告（eLTAX）、又は紙媒体の申告書を倉敷市に提出する。倉敷市は申告書を収受後、償却資産係4名が分担して入力業務を行う。その理由は、eLTAXによる申告が増加したとはいえ、まだ全体の4割にとどまり、紙媒体の申告書が6割であること、更に小規模事業者の増減申告（紙媒体）が約4,000～5,000件と入力量が多いためである。

(参考：市の担当者へのヒアリングを基に監査人作成)



基幹システムに入力するものは、紙媒体で申告が行われたものである。eLTAXの全資産申告は、基本的に課税標準額まで計算されているため、申告書の1枚目のデータを基幹システムに取り込む。

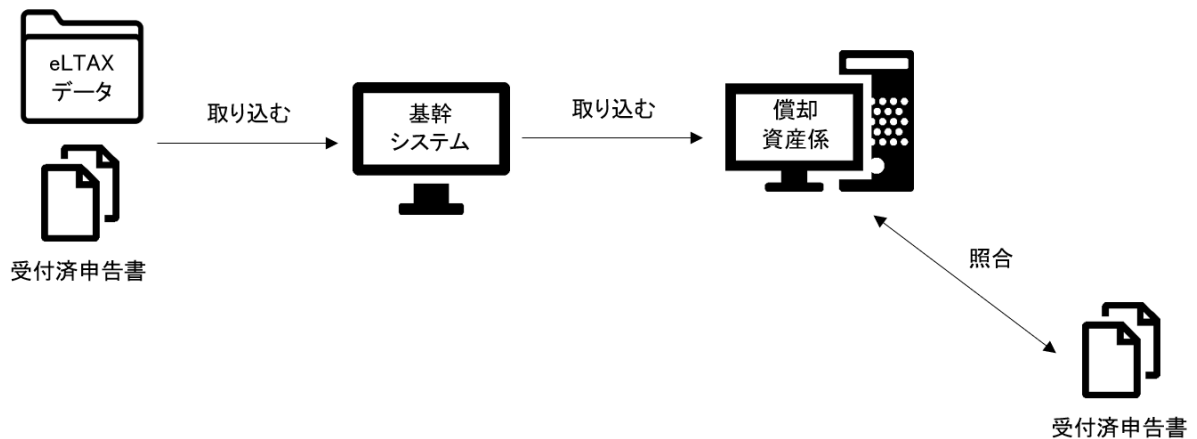
2月20日頃までに、入力業務は一旦終了する。

●入力確認の仕方

入力確認は入力者以外が行う。eLTAXの電子データは基幹システムに取り込み、宛名順に並んだチェックリストを紙媒体に出力し、チェックリストと申告書を照合して確認する。

倉敷市では電子データを印刷して紙媒体での二重チェックを行っている。

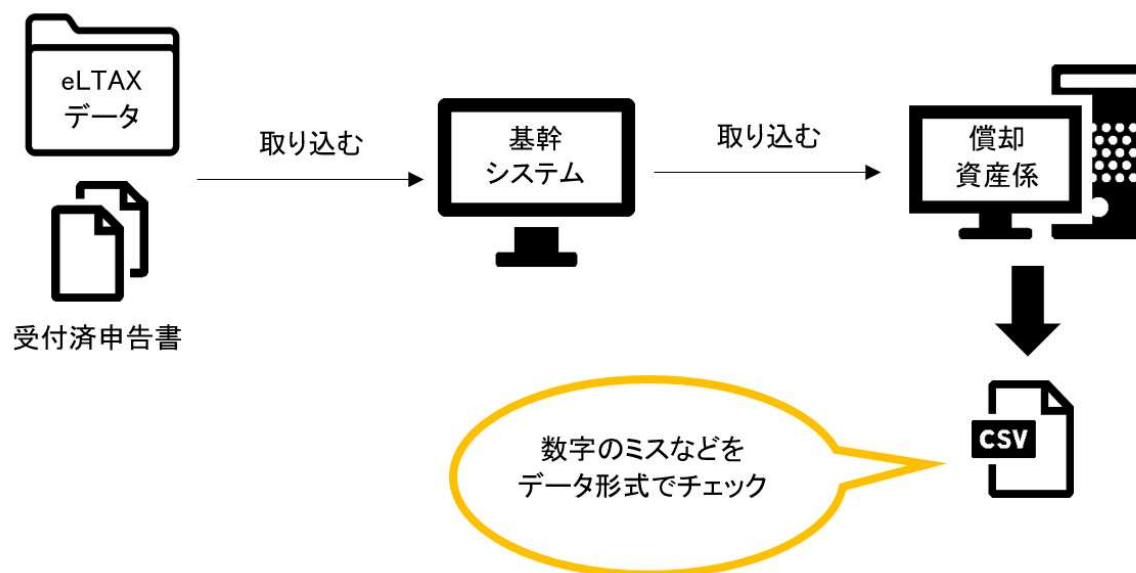
(参考：市の担当者へのヒアリングを基に監査人作成)



資産の明細については、データを一度 CSV 形式で出力し、数字の入力ミスがないかを中心に、全体をチェックする。（データ量が膨大で、目視による確認が非常に困難であるため、フィルター機能を使うなどして工夫している）

課税台帳が作られるものについては、エラーの有無に関わらず全件チェックしている。

（参考：市の担当者へのヒアリングを基に監査人作成）



②課税標準額の計算及び賦課計算

エラーチェック後、基幹システムで課税標準額等を自動計算する。

③調査事務について

●調査対象地区

倉敷市全域（市内については年度によって地区（倉敷、水島、児島、玉島）を変えて調査している。）

●調査対象者

倉敷市内に償却資産を有する者

●調査頻度

償却資産対象件数 15,000 件のうち、10,000 件は 10 年のうちに 1 回の調査を実施（訪問調査と郵送による簡易調査）

●調査内容

実地調査 100～150 件／年間

簡易調査 1,000 件／年間

合同調査 300 件／年間

実地調査とはいわゆる実地での調査であり、事業者の事業所、工場、倉庫などへ調査に出向き現地で実地確認を行う。簡易調査とは実地調査ではなく、書面により事業者からの回答を得る形で行われる。

令和 2 年度は新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、実地調査は執り行わず簡易調査に切り替えて実施している。

合同調査とは他の自治体と連携共同して調査を実施する方法である。

4. 固定資産税・都市計画税の推移

市が作成・公表している資料による固定資産税・都市計画税の推移は以下の通りである。

(1) 固定資産税・都市計画税の推移

◇ 固定資産税（土地・家屋） ◇

(参考：市税概要を基に監査人作成)

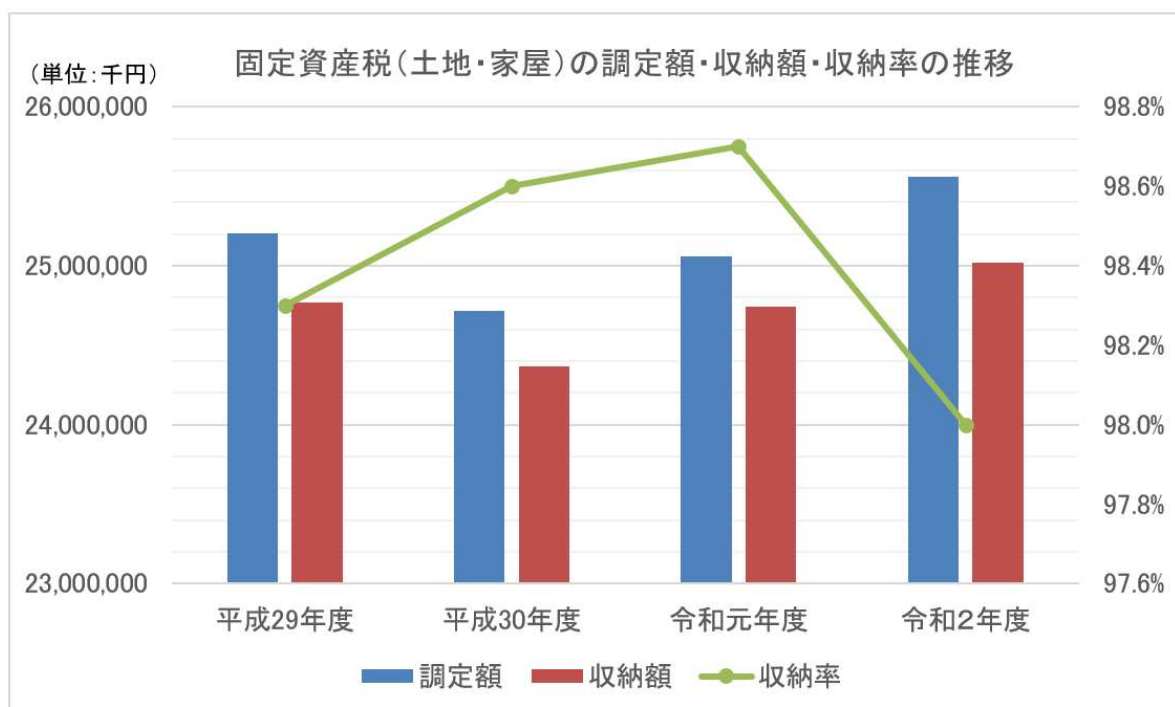
(単位：千円)

平成29年度			
	調定額	収納額	収納率
現年課税	24,722,925	24,610,895	99.5%
滞納繰越	481,728	155,286	32.2%
合計	25,204,653	24,766,181	98.3%

平成30年度			
	調定額	収納額	収納率
現年課税	24,345,980	24,253,917	99.6%
滞納繰越	371,675	112,003	30.1%
合計	24,717,655	24,365,920	98.6%

令和元年度			
	調定額	収納額	収納率
現年課税	24,747,557	24,655,318	99.6%
滞納繰越	313,176	85,445	27.3%
合計	25,060,733	24,740,763	98.7%

令和2年度			
	調定額	収納額	収納率
現年課税	25,298,408	24,947,883	98.6%
滞納繰越	259,037	72,414	28.0%
合計	25,557,445	25,020,297	97.9%



◇ 都市計画税 ◇

(参考：市税概要を基に監査人作成)

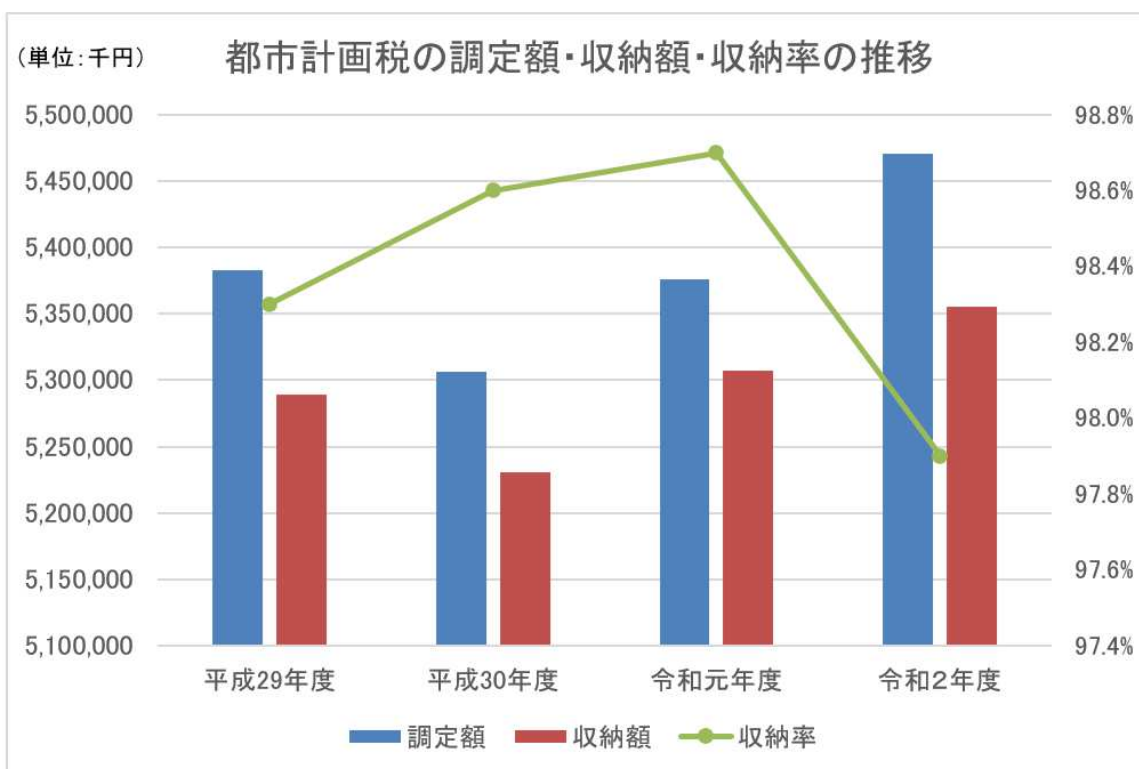
(単位：千円)

平成29年度			
	調定額	収納額	収納率
現年課税	5,280,311	5,256,384	99.5%
滞納繰越	102,885	33,165	32.2%
合計	5,383,196	5,289,549	98.3%

平成30年度			
	調定額	収納額	収納率
現年課税	5,226,357	5,206,594	99.6%
滞納繰越	79,756	24,034	30.1%
合計	5,306,113	5,230,628	98.6%

令和元年度			
	調定額	収納額	収納率
現年課税	5,308,800	5,289,013	99.6%
滞納繰越	67,183	18,330	27.3%
合計	5,375,983	5,307,343	98.7%

令和2年度			
	調定額	収納額	収納率
現年課税	5,414,876	5,339,850	98.6%
滞納繰越	55,442	15,499	28.0%
合計	5,470,318	5,355,349	97.9%



◇ 固定資産税（償却資産） ◇

（参考：市税概要を基に監査人作成）

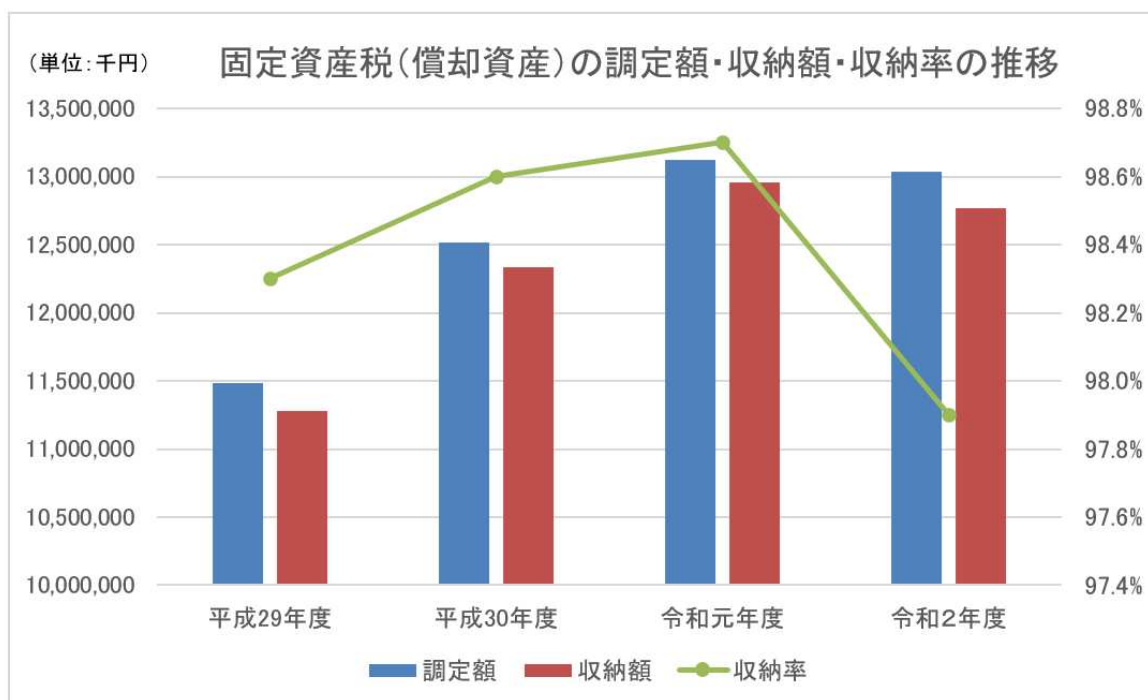
（単位：千円）

平成29年度			
	調定額	収納額	収納率
現年課税	11,264,195	11,213,152	99.5%
滞納繰越	219,484	70,751	32.2%
合計	11,483,679	11,283,903	98.3%

平成30年度			
	調定額	収納額	収納率
現年課税	12,329,096	12,282,475	99.6%
滞納繰越	188,221	56,720	30.1%
合計	12,517,317	12,339,195	98.6%

令和元年度			
	調定額	収納額	収納率
現年課税	12,958,667	12,910,368	99.6%
滞納繰越	163,990	44,742	27.3%
合計	13,122,657	12,955,110	98.7%

令和2年度			
	調定額	収納額	収納率
現年課税	12,907,795	12,728,950	98.6%
滞納繰越	132,166	36,947	28.0%
合計	13,039,961	12,765,897	97.9%



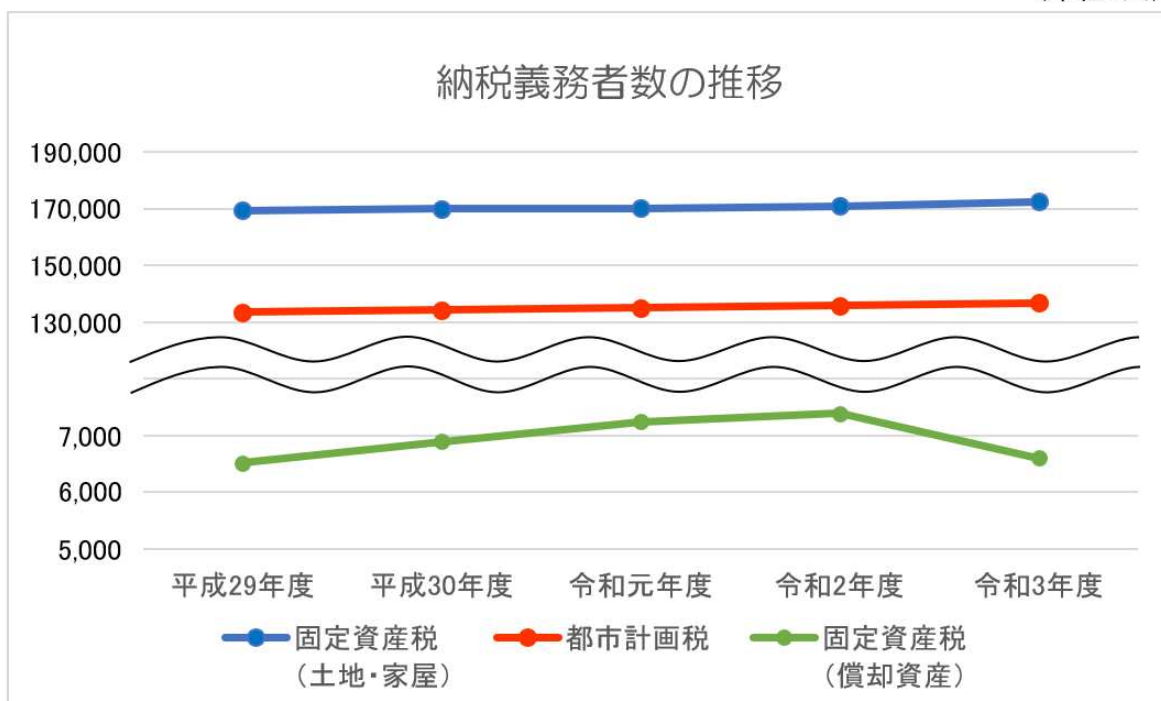
◇ 納税義務者数の推移 ◇

(参考：市税概要を基に監査人作成)

(単位：人)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
固定資産税 (土地・家屋)	169,409	169,920	170,226	171,015	172,475
固定資産税 (償却資産)	6,513	6,894	7,239	7,387	6,597
都市計画税	133,467	134,329	135,043	135,884	136,752

(単位：人)



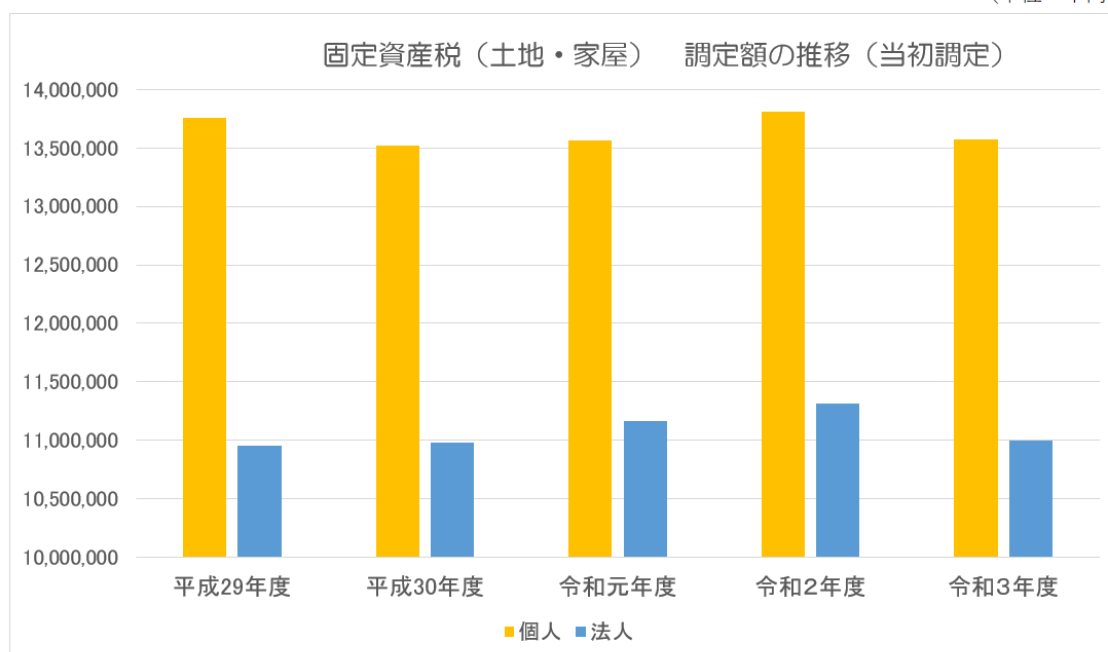
◇ 個人と法人の調定額の推移（固定資産税（土地・家屋））◇

（参考：市税概要を基に監査人作成）

（単位：千円）

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
個人	13,760,514	13,522,442	13,566,341	13,806,615	13,570,724
法人	10,950,935	10,984,015	11,161,578	11,310,187	10,997,270

（単位：千円）

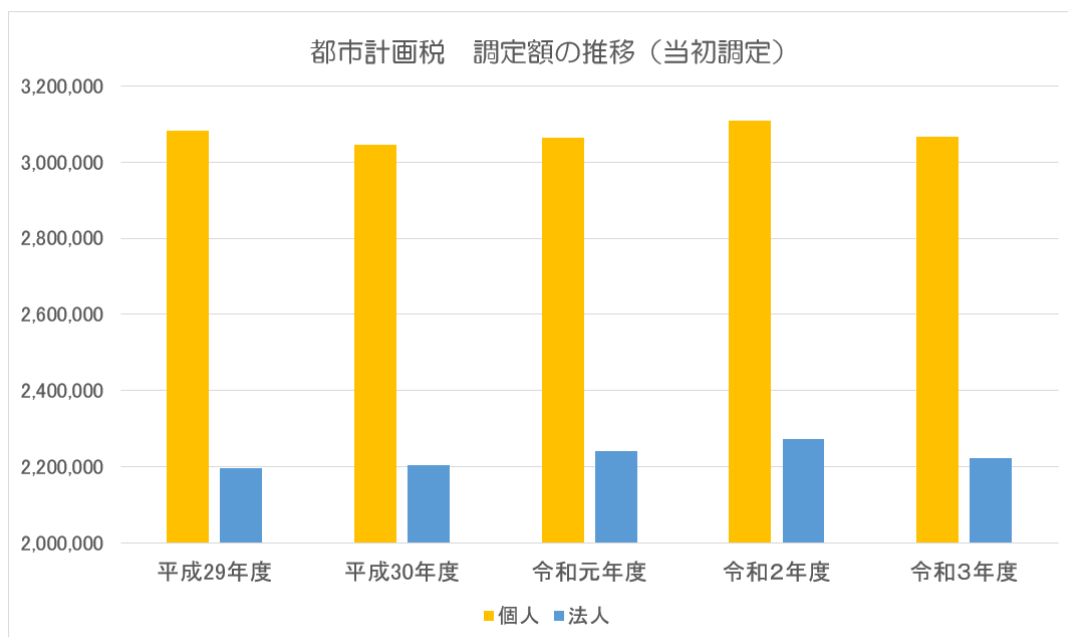


◇ 個人と法人の調定額の推移（都市計画税）◇

（参考：市税概要を基に監査人作成）

（単位：千円）

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
個人	3,081,869	3,046,582	3,062,422	3,107,799	3,066,475
法人	2,195,568	2,205,024	2,241,188	2,273,818	2,222,118

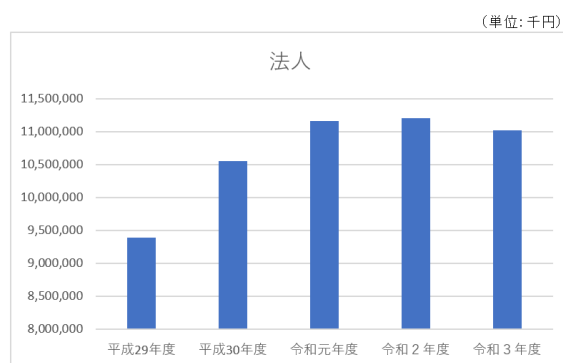
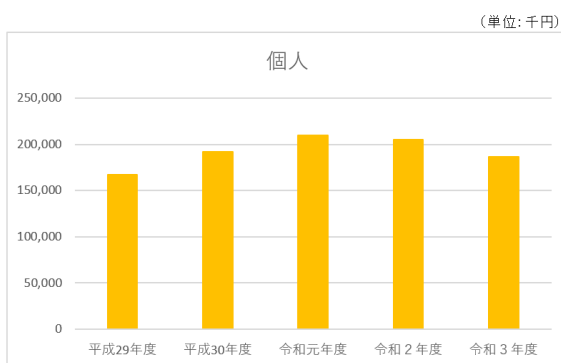


◇ 個人と法人の調定額の推移 固定資産税（償却資産）◇

（参考：市税概要を基に監査人作成）

（単位：千円）

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
個人	167,286	191,892	210,216	205,590	186,875
法人	9,392,134	10,548,815	11,163,198	11,201,329	11,021,076



5. 監査の着眼点

5-1 【土地・家屋】

- (1) 課税事務は法令等に準拠して行われているか。
- (2) 課税事務（外部委託を含む）は効率的かつ経済的に行われているか。
- (3) 課税事務は正確に行われているか。正確な課税額計算のシステムやチェック体制は整備されているか。
- (4) 非課税・減免事務は法令に準拠し、公平に行われているか。
- (5) 課税事務の整備状況（人員配置）は適正か。

5-2 【償却資産】

- (1) 課税事務は法令等に準拠して行われているか（合規性）。
- (2) 課税事務は効率的かつ経済的に行われているか（効率性、経済性）。
- (3) 課税事務は正確に行われているか、正確な課税額の計算やチェック体制は整備されているか（正確性）。
- (4) 課税は公平に行われているか、未申告者の把握や減免事務は適正に行われているか（公平性）。
- (5) 非課税・減免事務は法令に準拠して行われているか（合規性）。
- (6) 非課税・減免事務は公平に行われているか（公平性）。
- (7) 課税事務の整備状況（人員配置等）は適正かつ有効的か（有効性）。

6. 主な監査手続

6-1 【土地・家屋】

監査手続	閲覧資料・担当課等
課税事務が網羅的かつ適正に実施されていることを確かめるために、マニュアル等の資料を確認すると共に資産税課土地係と家屋係の担当者に課税事務全般についてヒアリングを実施した。	<ul style="list-style-type: none"> ・年間スケジュール表 ・土地評価事務の手引 ・家屋評価要領 ・宛名事務マニュアル ・減免事務マニュアル
土地の課税標準額の基礎となる評価額計算が法令等に従い正確にされていることを確かめるために、土地評価事務及び路線価評価事務について監査を実施した。	<ul style="list-style-type: none"> ・土地調査表 ・公函 ・土地評価明細書 ・路線価図 ・路線価調書
家屋の課税標準額の基礎となる評価額の算出が正確に実施されていることを確かめるために、家屋の評価について監査を実施した。	<ul style="list-style-type: none"> ・家屋再建築費評点計算書 ・固定資産(家屋)評価基準 再建築費評点基準表 ・単位当たり標準評点数の積算基礎
非課税事務及び減免事務の適法性・公平性を確認するために、非課税申告及び減免申請について監査を実施した。	<ul style="list-style-type: none"> ・非課税申告書類一式(抄) ・減免申請書類一式(抄) ・現地調査書
評価業務の外部委託契約の合規性を確認するために、契約事務について監査を実施した。	<ul style="list-style-type: none"> ・標準宅地鑑定評価の外部委託契約に関する予算から契約までの書類一式

6-2 【償却資産】

監査手続		閲覧資料・担当課等
①	所管課へ往査、担当者への質問・意見聴取	・ 税務部 資産税課 家屋係、償却資産係
②	法令、条例等の閲覧（合規性）	・ 地方税法 ・ 倉敷市市税条例 ・ 倉敷市市税条例施行規則 等
③	質問、資料などによる概況把握（正確性）	・ 固定資産税のしおり ・ 償却資産（固定資産税）の申告の手引き
④	課税事務の概況把握、事務処理のフローの確認のための質問等（効率性）	・ 管理係年間業務予定表 ・ 組織図
⑤	課税対象資産の賦課漏れ、未申告者の把握の妥当性・調査の妥当性の検証（公平性）	・ 賦課漏れの把握の検証 ・ 未申告者の把握の検証 ・ 申告不要の判断の検証 ・ その他関係資料
⑥	サンプルテストの実施、検証等（正確性・合規性）	・ 償却資産申告書（償却資産課税台帳） ・ 種類別明細書 ・ 地方税法
⑦	特例措置と減免事務の検証（合規性、公平性）	・ 地方税法第 349 条の 3 の 4 の取り扱いに関する書類 ※平成 30 年度から令和 2 年度の期間 ・ 減免事務マニュアル ・ 減免統計表 ・ 減免申請書等
⑧	過去 5 年間の分析	・ 償却資産の決算状況（過去 5 年間） 調定額、収入済額、不納欠損額、収入未済額、徴収率（収納率）、納税義務者数

7. 監査の結果及び意見

7-1 【土地・家屋】

(1) 土地評価の合規性・正確性

①監査方法

令和2年中に異動があり評価を見直した土地から、監査人がランダムに15件の宅地を抽出し、その内容が適正に課税台帳システムに入力がされ、規定通りの路線価や画地補正率が適用され、評価額が適正であるかを監査した。

②監査結果

【評価1】

固定資産税の土地と家屋については、一般的に納税者は税額計算の詳細を知らずに賦課課税が行われる。この点において他の地方税や国税と大きく異なっており、市が課税する税額が正しいとの市民の信頼の基に成り立っている。また固定資産税の評価額はその税額計算の基礎であるにとどまらず、都市計画税、登録免許税、不動産取得税、相続税及び贈与税の税額計算の基礎となっており、その影響は多岐にわたり課税上重要な役割を担っている。この様な点から監査では土地と家屋の評価額の合規性及び正確性に重点をおいて監査した。

監査では現地調査で作成された資料から正しく評価額が算出されているかを確認し、このうち地形が測定可能な公図(14条地図)のある土地については、縮尺を基に間口や奥行き距離、不整形地の蔭地割合等も計算して、評価額計算の合規性及び正確性について確認した。監査の結果、監査をした15件すべてについて、画地の選定、路線価及び各種画地補正率はいずれも規定通り適用されており、評価誤りは認められなかった。

これは調査結果データの入力作業が、担当者間でダブルチェックが行われ、更にそれを管理職者がチェックしており、正確性を高める体制が採られている結果と言える。15件のサンプルからとは言え、1件ごとにいくつもの画地補正率があるにもかかわらず1つの誤りも見つからなかったのは、合規性及び正確性については評価に値するレベルと言える。

【指摘1】

監査データの中に間口距離があるにもかかわらず0と入力されているものがあった。この理由について確認をしたところ、奥行の割に間口が狭い場合は、システムが自動的に奥行き長大補正率を適用することから、間口が狭くても奥行き長大補正率が適用されない場合は、奥行長大補正率の適用を避けるために、便宜的に間口距離を0と入力しているとのことであった。

システム上の不具合を事実と異なる値を入力することにより補うというのは、副次的な問題を生じるおそれがあることから、何らかのシステム改善をすべきである。

(2) 家屋評価の合規性・正確性

① 監査方法

令和2年に新築された家屋の中から14件をサンプルとして抽出し、評価方法が固定資産(家屋)評価基準に即し適正に計算されているかを、必要に応じ職員からの説明を受けながら確認した。

② 監査の結果

家屋の評価は、木造家屋と非木造家屋の区分、及びその構造別に定められた再建築費評点基準表から、部分別に求めた評点項目ごとの再建築費評点数を積算する再建築価格方式により求めることとなっている。この部分別の評点項目は、木造家屋の場合、屋根、基礎、外壁仕上、柱・壁体、内壁仕上、天井仕上、床、建具、建築設備、仮設工事、その他工事があり、それぞれに標準評点数及びその補正係数が定められている。このように評価項目は非常に多岐にわたっており、倉敷市ではこの再建築費評点数の積算を、評価計算システムを用いて行っている。

監査の結果、すべてのケースで適正とされる標準評点数及び補正係数が適用されていたが、併用住宅においてその他工事の評点項目の一つである雑工事に係る標準評点数に所要の補正を行っているにもかかわらず、その理由が調査表(家屋の平面見取図)に記載されていないケースが1件認められた。

標準評点数変更の理由を現地調査担当者に確認してもらったところ、当該家屋の雑工事の施工量が少なく、評点基準表の標準評点数に所要の補正を行うことが相当であると判断したとの説明があり、補正理由の記載漏れであったことが判明した。

【 指摘 2 】

今回のように木造(非木造)家屋評点基準表の標準評点数に所要の補正を行った場合は、調査表にその理由を記載することとなっているが、上記ケースではこれが漏れていた。

固定資産税は賦課課税制度を採用しており、課税への信頼性の確保と納税者への説明責任の観点から、家屋の実態を考慮して木造(非木造)家屋評点基準表の標準評点数に所要の補正を行うなど再建築費評点基準表の補正をした場合は、その理由を調査表へ記載することを徹底されたい。

(3) 家屋と土地評価の整合性の検証

①監査方法

土地と家屋の用途区分の整合性（例えば住宅建物の所在する土地が住宅用地として評価・課税され、その他家屋の所在地の地目は宅地として評価・課税されなければならない）の検証状況についてヒアリングをした。

②監査結果

【 評価 2 】

土地または家屋のいずれかの異動があった場合はその都度土地と家屋の用途区分の整合性確認が行われている。

過去分データについては、平成29年度にすべての住宅建物の所在地が宅地として住宅用地の特例が適用されていることの検証作業を実施している。この結果、住宅用地の特例適用漏れはないと言え、住宅建物の敷地が住宅用地の特例が適用されず、課税が過大となっている可能性は排除できていると評価する。

【 意見 6 】

過去分データについては、住宅以外の家屋が所在する土地の用途検証に手が付けられていない。その理由は、家屋の所在地番が実際の所在地番と異なっていることが少なからずあり、現在の状況で検証作業をしても多大な現地調査を要し、現在の要員ではその余裕がないとのことであった。件数的に多くないかも知れないが、家屋の所在地が宅地以外となっていて、宅地としての課税が漏れている可能性を排除できていないと言える。

現在の状況で対応できないのであれば、現在のシステムの入替え時に、GIS（地理情報システム）により土地と家屋のデータを地図上で紐付けるシステムの導入も含め検討されたい。

(4) 土地と家屋の非課税適用の合規性

①監査方法

令和2年中に社会福祉法人から申告のあった土地と家屋の非課税申告書のうち提出日が早い順に3件を抽出し、ヒアリングと共に抽出した申告書類一式と稟議書類を監査した。

②監査結果

【 評価 3 】

いずれの申告書も法令に従って非課税手続きがなされており、指摘すべき点は認められなかった。また3件のうち2件については、申告地の中に従業員用駐車場があり、現地調査でこの部分の面積を計測して非課税対象地から除外しており、法令に基づき適正に処理しているとして評価できる。

(5) 減免事務

① 監査方法

令和2年中に提出された私道に係る減免申請書の事務処理について、ヒアリングを行うと共に、5件の減免申請書、その添付書類及びその承認稟議書の提示を受けて監査を行った。

② 監査結果

【 評価 4 】

監査を行った結果、いずれの申請書も法令上の判断に必要な書類が揃っていて適法に作成されており、指摘すべき点は認められなかった。

(6) 路線価評価

① 監査方法

令和3年度路線価について、監査人補助者が任意に選択した10箇所の路線価について、ヒアリングと共に路線価図及び路線価調書を監査した。

② 監査結果

【 評価 5 】

倉敷市は全地域で市街地宅地評価法（路線価方式）を採用しており、おおむねすべての路線に固定資産税路線価を付している。各路線価は、標準地の評価額に用途地区ごとに定められた路線価比準表に規定する評価条件（道路の幅員、舗装、勾配、交通規制、駅や大型商業施設との接近状況、建ぺい率、容積率など）ごとの格差補正率を乗じて算出している。

評価に際しては職員が市内にある約25,500路線のすべてを現地調査して評価額を出し、これを不動産鑑定士による検証を受けた上で路線価を決定している。

監査では監査人が任意に抽出した10の路線について、路線価の算定根拠が記された路線調書の提示と、その内容説明を受けた。

監査人は現地調査をしていないものの、航空写真で見える限りにおいて監査をした路線価の評価に指摘すべき問題点は認められなかった。

市では路線価評価に際し、路線価比準表に示された評価条件のみならず、個々の路線固有の評価要因について不動産鑑定士の意見を取り入れながら調整しており、より実態に即した評価となるように努めているとして評価できる。

【 指摘 3 】

路線価比準表に規定する評価条件以外の要因により路線価評価額を調整する場合には、その内容を路線調書のメモ欄に記入するようになっているが、開示用の書式では一部の路線でメモ欄が空欄のものが散見された。非公開となっている資料には調整内容の記載があり、土地係内部での情報の引継ぎはされているとのことであったが、適切な情報公開のためにも開示用資料への調整内容の記載を徹底すべきである。

(7) 路線価の時点修正率設定

①監査方法

時点修正率の設定事務についてヒアリングを行い、その実施状況を確認した。

②監査結果

【 評価 6 】

固定資産税の評価額は基準年度の評価額を3年間据え置くのが原則だが、地価が下落し、市町村長が課税上著しく均衡を失すると認める場合には、宅地の評価額を下方修正することができると規定されている（地方税法附則第17条の2）。倉敷市ではすべての標準宅地について地価下落の有無を調査し、地価が下落した場合は、下落幅の多少にかかわらず時点修正率を出して評価額を下げている。

これにより基準年度の翌年度と翌々年度に地価が上昇しても税額が据え置かれるものの、地価が下がっている場合は税額が減額される。

時点修正に係る法令では「課税上著しく均衡を失すると認める場合」とされており、これを評価が下がったすべての土地に対して適用するのは、納税者側に有利なものの、法律が想定している以上に税収の低下を招くおそれがある。しかし「著しく均衡を失すると認める場合」とそうでない場合の線引きをするのは実務上困難であり、円滑な税務行政を行うにはこの様な不確定要素は排除せざるを得ず、一律に減額することは適正であると評価できる。

(8) 標準宅地鑑定評価及び時点修正に係る外部委託契約の合規性

①監査方法

標準宅地の鑑定評価について、令和3年基準年度の標準宅地鑑定評価に関する予算から契約までの一連の文書の提示を受け、監査した。また不動産鑑定士の選定方法についてヒアリングとこれに係る書類の提示を受け、監査した。

②監査結果

【 評価 7 】

随意契約の選択について

契約は競争入札とせず随意契約となっており、その理由として、地方自治法施行令第167条の2第1項二号（契約の性質又は目的が競争入札に適さない）と六号（競争入札に付することが不利と認められる）を挙げている。

「契約の性質又は目的が競争入札に適さない」点については、その性質が不動産鑑定士への報酬・給与としての性格が高いため競争入札は適さないと言える。また「競争入札に付することが不利と認められる」点については、鹿児島県出水市で平成28年度に標準地の鑑定を一般競争入札で行ったところ、ある鑑定士が低額で落札して、評価に多数の手抜きがあり大きな問題

となっており、この様な問題を避けるためにも、随意契約は妥当と言える。なお契約書や稟議書から指摘すべき問題点は認められなかった。

【 評価 8 】

鑑定士の選定について

一般的に資格を有する業務を、有資格者に継続的に依頼する場合は、同じ者が同じ業務を請負い、評価等の結果が硬直化するおそれがあることから、この点を中心に監査した。

倉敷市では、評価業務を行う不動産鑑定士を不動産鑑定士協会会員のうち倉敷市固定資産評価審査委員会の委員3名を除く全員に募集をかけ、応募者を書類選考の上で個別面接して選定している。この結果20名のうち約半数が前回から入れ替わっており、担当地域も変更して依頼している。

上記の方法で不動産鑑定士の選定をすることにより、同一の鑑定士が継続的に評価することによる評価の偏りを排除しており、評価できる。

(9) 固定資産評価審査委員会への申出状況

①監査方法

過去5年分の評価審査委員会での審査実績状況と、審査の結果認容した事案の内容を確認し、固定資産税評価の正確性を確認すると共に評価審査委員会運営状況について監査した。

②監査結果

【 評価 9 】

過去5年分について固定資産評価審査委員会の審査実績状況を確認したところ、合計審査申出件数が42件で、このうち取下げ件数が4件あり、これを除いた審査件数は38件となっている。審査結果は、36件が棄却で、残り2件が一部認容となっている。この2件の内容を確認したところ、いずれも評価対象画地が争点となり、判断が難しく、評価審査委員会での審査にまで至ったのもやむを得ないと言える。(固定資産税の土地の評価の単位は、その利用の単位としており、利用状況により1筆の土地を複数の区画として評価し、また複数の筆を1区画として評価する場合もある。)

評価審査委員会は、過去5年において審査件数の95%で当初評価額を是認しており、また一部認容した2件は、容易に判断しがたい事案であったことから、担当部署が出している固定資産税評価額の合規性と正確性は、上記(1)の監査結果と合わせて高いレベルにあると評価できる。

7-2 【償却資産】

(1) 償却資産の納税義務者の把握について（公平性、正確性）

償却資産申告書（償却資産課税台帳）と添付の種類別明細書を閲覧し、新規納税義務者（税務署申告データ、倉敷市の独自の手法により把握した個人事業者及び新規設立法人等）から任意に75件のサンプルを抽出し、基幹システムと根拠資料を照合し、償却資産に関する納税義務者の把握の適切性、網羅性、法人、個人事業者の新設・申告内容等の事実が、課税台帳に適時・適切に反映されているかを課税の公平性の観点から調査した。

【 評価 10 】

償却資産の賦課事務について

課税事務については、市民税課や資産税課（家屋係、土地係）と情報を共有し、申告書の内容について十分に検証している。

特に課税の観点からは最重要事項である新規納税義務者の捕捉作業について、限られた行政資源の中で非常に効率的、多角的に実施されており、他の地方自治体が範とすべき水準にあると考えられる。

また、担当課が独自に設定している重点地区については、通常の実地確認期間の半分の期間で実地確認を行うなど、課税客体となった後の継続確認にも注力しており、非常に高い水準での賦課事務が行われている。

また、倉敷市内の中小零細企業、個人事業者の顧問税理士に償却資産の申告書提出の依頼を通知しており、課税漏れ防止に対する意識は高い。税理士は経理事務、税務申告を通して中小零細企業、個人事業者との関係が密接な場合が多いため、非常に効果的だと考えられる。

【 意見 7 】

早急にマニュアル作成を実施すべきである。

監査を通して感じたのは、現時点における償却資産の高い課税事務水準は現行担当者の個人的な能力に由来する非常に属人的なものであり、現行担当者が人事異動、体調不良等で償却資産の課税事務から離脱した場合、現行保有している課税事務技術は数年を経ずして失伝してしまうであろう。その際にこれを再び取り戻すためには非常に長い時間を要することが懸念され、倉敷市の償却資産における課税事務執行に大きな不利益になると考えられる。

現行担当者の課税事務技術は現場実務での職業教育程度で継承出来るものではなく、マニュアルとして物理的な形のあるものとして残すべきであり、その着眼点や実務的手法への落とし込みは研修等を通じて後続する担当者に伝えていくべきである。

（２）被災代替特例措置及び減免措置における事務について（公平性、正確性）

地方税法に規定されている震災等により滅失等した償却資産の代替資産に対する課税標準の特例措置及び減免措置の事務を検証した。適用については納税義務者からの申告・申請により実施するものである。税額に直接影響を及ぼすその性質上から事務は厳格にかつ正確に行うことが求められる。

このことから令和２年度中に特例申告書が提出されたものを母集団としてサンプルを抽出し、基幹システムと根拠資料を照合し、令和３年度における特例措置及び平成３０年度における減免措置が適切に実施されているかを課税の公平性及び正確性の観点から調査を実施した。

【意見８】

減免申請について減免手続に準拠して承認されていることを検討するため、任意の件数について関連書類を閲覧した。減免税額の算出明細の入力が無く減免手続を実施している申請が１件あった。減免税額に関しては適正であり税額への影響は無かったが、減免税額の算出明細を作成し、減免税額を確認した後に減免手続を実施する事が計算の誤りを未然に防ぐことに繋がるのであるから、確認も含めひとつひとつの業務のより一層の徹底をするべきである。

（３）実地調査について（正確性、効率性、有効性、公平性）

課税について重要な観点として公平性がある。市税の課税事務の執行についても同様である。課税事務における公平性実現のための重要項目として課税漏れの把握がある。例えば、同等の資産を同等の条件下で保有しているにも関わらず、事業者間で課税の多寡が生じているとすれば公平性に欠けるのは明らかである。

このような状態を放置すれば、モラル・ハザードの原因となり、将来において市民の納税義務の履行に大きな支障となる可能性が生じる。上記の観点から公平性を最重要視して未申告者の捕捉を含む実地調査の執行状況の調査を実施した。

【意見９】

人員の増加を検討されたい。償却資産については申告賦課課税方式だが、同じ固定資産税でも土地や家屋と異なり課税に対する認識が浅く、課税要件はおろか申告自体の必要性を知らない事業者も多いことから賦課業務の適正性を確保するためには実地調査は大変に有効な手段である。現在は年間約 15,000 件の申告書に対して 4 人体制で年間 1,000 件以上の調査業務を執行しており、全国的にみても先進的に取り組んでいるといえる。

しかし、調査において申告もれ等の指摘の無い適正申告の割合は約6割程度であることを鑑みると、ここに償却資産系の人員を1人増やして、現在1チームだけの2人1組の調査チームを2班（1人は庁内勤務）編成にすることにより、現在10年かけて一巡している実地調査を5年で一巡することが可能になり、更正期間である5年以内に実地調査を一巡することが出来ることとなり、業務の効率性、有効性もさることながら課税の公平性の観点からも検討に値すると思われる。

IV 事業所税

1. 事業所税の概要

事業所税は、下水道・公園・道路・教育文化施設などの都市環境の整備や改善事業に要する費用に充てるために設けられた目的税である。事業所税は、資産割と従業者割の2種類によって構成されている。

(1) 課税団体

- ①東京都（特別区の区域）
- ②指定都市
- ③首都圏整備法の既成市街地を有する市
- ④近畿圏整備法の既成都市区域を有する市
- ⑤人口30万人以上の市のうち政令で定める市（倉敷市が該当）

(2) 事業所税の概要

（参考：倉敷市 HP と事業所税の手引きを基に監査人作成）

区分	資産割	従業者割
納税義務者	事務所又は事業所において事業を行う法人又は個人	
課税標準	事業所床面積（㎡）	従業員給与総額（円） （65歳以上の者及び障がい者を除く。 ただし、役員を含む）
税率	事業所床面積（㎡）×600円	従業員給与総額（円）×0.25%
納税の方法	申告納付	
申告納付期限	法人	事業年度終了の日から2ヶ月以内
	個人	翌年の3月15日
免税点	倉敷市内の合計事業所床面積が1,000平方メートル以下	倉敷市内の合計従業員数が100人以下
	※免税点の判定は、資産割・従業者割それぞれについて行う。 （いずれか一方が免税点以下の場合であっても、他方が免税点を超える場合は申告納付が必要。） 判定の基準日は、課税標準の算定期間（法人の場合は事業年度、個人の場合は原則として1月1日～12月31日までの期間）の末日時点。	

※ただし、以下の場合も申告が必要である。

- ①事業所床面積の合計が800㎡を超える場合
- ②従業員数の合計が80人を超える場合
- ③前事業年度（個人の場合は前年）において納税義務を有していた者
- ④事業所用家屋を他に貸し付けている場合

(3) 非課税

事業所税においては、その創設の趣旨・目的・性格等からみて事業所税を課税すべきではないと考えられる事業所等や事業所用家屋について、人的非課税（国や公共法人等）及び用途非課税（福利厚生施設や消防用設備等）の措置が講じられている。（法 701 の 34）

例) 水道施設、病院・診療所、保育所、老人ホーム、卸売市場、送配電事業施設、ガス製造施設、鉄道事業、トラックターミナル、防災施設等。

(4) 課税標準の特例

以下の施設については、人的課税標準特例及び用途による課税標準特例の措置が講じられ、課税標準が一定割合控除される。（法 701 の 41）

例) 信用金庫・農業協同組合など法人税法第 2 条第 7 号の協同組合等、ホテル・旅館用施設、倉庫施設、流通業務施設、港湾施設、タクシー事業、航空事業、公共事業関連（特定信書便事業者用施設）、家畜市場、消費地食肉冷蔵施設、醸造業の製造用施設、木材市場・木材保管施設等の特定業種施設、公害防止施設、心身障害者多数雇用事業所、専修学校・各種学校等。

(5) 減免

天災その他特別の事情がある場合において減免を必要と認める者、その他特別の事情がある者に限り、倉敷市市税条例の定めるところにより、事業所税の減免を受けることができる。

（法 701 の 57）

例) 事業用家屋の滅失又は復旧不能のとき、指定自動車教習所、酒類卸売業の酒類保管倉庫、果実飲料又は炭酸飲料製造業の製品保管倉庫、古紙回収事業の施設、家具製造販売業の製品保管倉庫、繊維工業施設、つけもの製造業等。

2. 事業所税の組織体制

事業所税の課税事務は、税務部税制課諸税係 3 名（係長、副主任、主事）の体制で行っている。

3. 事業所税課税事務の流れ

(1) 広報について

広報誌「なるほど！市税」、倉敷市ホームページにより通年広報している。納税義務者は比較的大規模の事業者であり、かつ事業所用家屋を使用している限られた事業者であるため、上記広報活動にとどまっている。

(2) 毎月の課税事務の流れ

事業所税の申告義務者は、事業年度末日から2か月以内に事業所税申告書（以下「申告書」という）を提出し、同期限までに納付を行う。倉敷市は申告書の受付・チェックを行い、申告書記載内容を基幹システムへ入力する。

入力確認は係の職員が複数で行い、上長のチェックを経て調定決議書が作成される。資産割のチェックは、基幹システムの家屋台帳に登録されている事業所用家屋の床面積を基に、課税対象となる可能性のある事業所につき作成した課税物件一覧と申告書との照合により行う。

従業者割のチェックは、申告書記載内容を前年度と比較し変動が大きい場合は、給与支払報告書、税務署からの資料により行う。

(3) 新規の納税義務者の把握方法

- ①建築確認申請による建物新築情報の把握
- ②情報誌等による新規事業者の把握
- ③不動産の貸付申告書
- ④その他

4. 事業所税の推移

(参考：市税概要 令和3年度版を基に監査人作成)

(単位：千円)

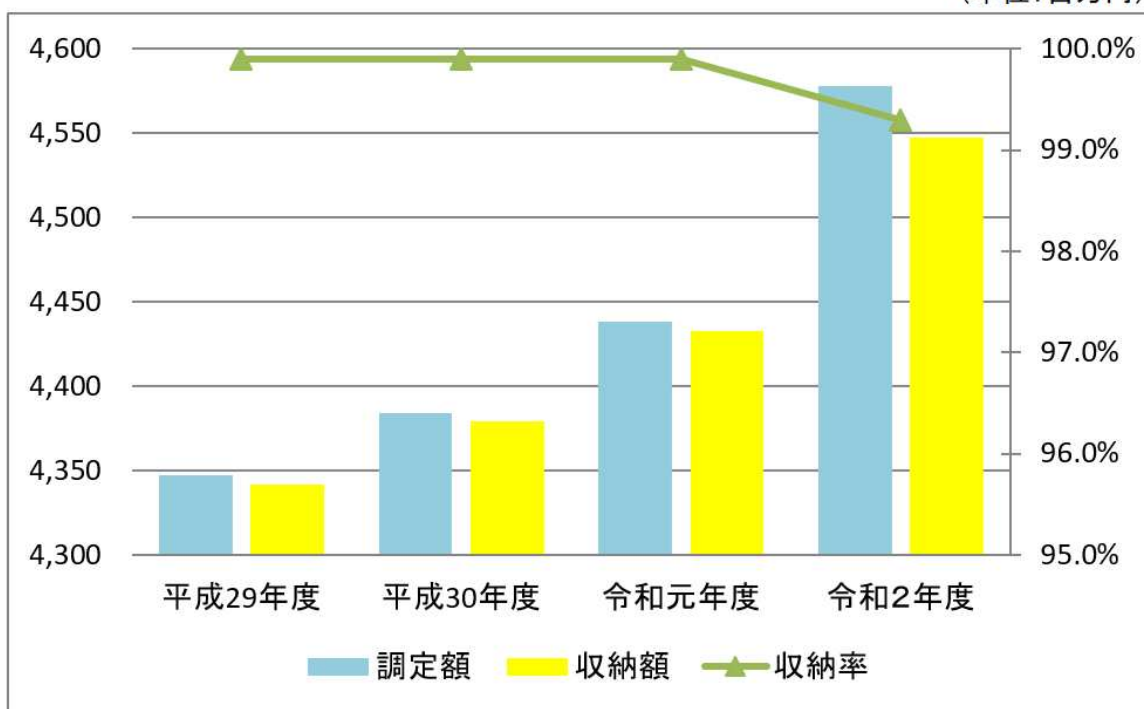
平成29年度			
	調定額	収納額	収納率
現年課税	4,340,910	4,337,836	99.9%
滞納繰越	6,440	4,145	64.4%
合計	4,347,350	4,341,981	99.9%

平成30年度			
	調定額	収納額	収納率
現年課税	4,380,488	4,376,285	99.9%
滞納繰越	3,481	2,710	77.9%
合計	4,383,969	4,378,995	99.9%

令和元年度			
	調定額	収納額	収納率
現年課税	4,432,656	4,427,537	99.9%
滞納繰越	5,438	5,438	100.0%
合計	4,438,094	4,432,975	99.9%

令和2年度			
	調定額	収納額	収納率
現年課税	4,573,534	4,542,773	99.3%
滞納繰越	4,973	4,973	100.0%
合計	4,578,507	4,547,746	99.3%

(単位：百万円)



5. 監査の着眼点

- (1) 課税事務は法令等に準拠して行われているか（合規性）。
- (2) 課税事務は効率的かつ経済的に行われているか（効率性、経済性）。
- (3) 課税事務は正確に行われているか。正確な課税額の計算やチェック体制は整備されているか（正確性）。
- (4) 課税は公平に行われているか。未申告者の把握や減免事務は適正に行われているか（公平性）。
- (5) 課税事務の整備状況（人員配置等）は適正かつ有効的か（有効性）等。

6. 主な監査手続

監査手続		閲覧資料・担当課等
①	所管課へ往査、担当者への質問・意見聴取	・ 市民局税務部 税制課 諸税係
②	合規制の観点から、法令、条例等を閲覧	・ 関係法令 ・ 倉敷市市税条例
③	効率性の観点から、質問による課税事務の概況把握	・ 組織図 ・ 業務処理マニュアル
④	課税額の正確性の検証 ・ 正確性を確保するための仕組み ・ 納税義務者の把握方法の妥当性	・ 事業所税の申告書 ・ 減免申請書
⑤	過去4年間の分析	・ 事業所税の決算状況（過去4年間） 調定額、収納額、収納率

7. 監査の結果及び意見

(1) 減免事務の合規性について（公平性）

市は、市税条例第147条の12及び市税条例施行規則第11条において事業所税の減免をすることを定めている。なお減免については市側が自動で実施するものではなく、納税者からの減免申請を要するものであり、減免申請書は納期限までに提出しなければならない。

本監査では令和2年度中に減免の申請書が提出されたもの全件を対象として、法令等に準拠しているか、事務マニュアルに準拠した手続きが実施されているかを検討した。

【意見10】

新規減免申請分につき確認・検討したところ、適切な書類が添付されているものは書類で調査を行い、添付されていないものについては現地調査を行っており、適正な手続きが行われている。

また、令和2年度分の減免申請書の全件を検討した結果、全件が期限内に提出されており、内容に誤りのあるものは認められなかった。

ただし、市が保管している減免申請決定通知書の控えのうち数件につき、決定通知日の記載がないものが存在した。納税者に送達している決定通知書には決定通知日を記載しているとのことであるが、市が保管する控え書類にも記載すべきである。

(2) 課税標準の特例の合規性について（正確性）

市は倉敷市市税条例第147条の5第3項において、22項目の課税標準の特例を定めている。課税標準の特例の適用は、納税者による申告書への記載により行われる。

本監査では、令和2年度中に課税標準の特例が適用された申告書からサンプルテストを行った。

【意見11】

課税標準の特例適用分につき確認・検討したところ、特例の適用については正確に処理がなされていたが、資産割の特例適用対象面積の計算結果につき、1件の申告書で違算が生じていた。この違算の原因は、納税者が新規事業用家屋につき、課税標準の特例適用を申告した際の面積計算を誤っていたためである。市は複数担当者によるチェックを行ったが、この違算を発見できなかったため、監査時に納税者に連絡を取り違算が生じている旨を伝えたと、申告納税額が過大であったため、更正の請求書の提出については納税者に委ねることとなった。

本件は、市の総合税システムから出力される「課税標準の特例明細書」に面積の合計欄が設けられていれば防止できる誤りであったが、市は当該特例明細書を、納税者が前年度の情報を参考にして当年度の特例明細書を作成できるよう補助する目的で提供している。

一方で納税者は、第四十四号様式別表三「課税標準の特例明細書」に必要事項を記入して申告するのであるが、この特例明細書には面積の合計欄が設けられている。しかし、多くの納税者が、市の総合税システムから出力される、前年度の情報が記載された「課税標準の特例明細書」に当年度の新規該当面積等を追記して申告するため、次期標準システムの導入時にはシステムから出力される特例明細書の書式の改訂を検討されたい。

V 軽自動車税

1. 軽自動車税種別割の概要

(1) 軽自動車税種別割の意義と納税義務者

軽自動車税種別割は、毎年4月1日現在、市内に主たる定置場がある原動機付自転車・軽自動車・小型特殊自動車・二輪の小型自動車（以下、軽自動車等という）の所有者にかかる税である。

軽自動車税種別割には月割制度はないため、4月2日以降に廃車や名義変更の手続きをしても、その年度分の軽自動車税種別割の納付義務は生じる。

また、軽自動車等を廃車・譲渡した場合は申告が必要であり、申告がなされない場合は、従来の所有者に引き続き課税されることになる。

納期限は、毎年5月31日（土曜日・日曜日の場合は翌月曜日）である。

(2) 軽自動車税の変遷

令和元年10月1日から新たに「軽自動車税環境性能割」が創設され、従来の軽自動車税の名称が「軽自動車税種別割」に変わった。

この改正に伴い、軽自動車税は「環境性能割」と「種別割」の2つで構成される。

※消費税率10%への引き上げが平成29年4月1日から令和元年10月1日に2年半延期されたことにあわせて、実施が2年半延期された。

①軽自動車税環境性能割の税率

環境性能割は、令和元年10月1日以後の軽自動車（三輪以上）の取得に対して適用され、新車・中古車を問わず取得された車両（取得価格が50万円を超えるもの）に対して、取得（登録）時に課税される。 ※令和3年4月1日～改正

乗用車の例

(参考：なるほど！市税 令和3年度版を基に監査人作成)

車種区分			税率		
			自家用(取得日)		営業用
			令和元年10月1日～ 令和3年12月31日	令和4年 1月1日～	
電気自動車 天然ガス自動車(平成21年排出ガス10%低減又は平成30年規制適合)			非課税	非課税	非課税
ガソリン車 (ハイブリット車を含む)	平成17年排出ガス基準 75%低減達成車(★★★★)	令和12年度 基準75%達成			
	又は平成30年排出ガス基準 50%低減達成車(★★★★)	令和12年度 基準60%達成			
		令和12年度 基準55%達成	1%	2%	1%
上記以外又は令和2年度基準未達成車			1%	2%	2%

②軽自動車税種別割の税率

種別割は、軽自動車等（原動機付自転車・軽自動車・小型特殊自動車・二輪の小型自動車）の所有者に対して課税される。

原動機付自転車や125ccを超えるオートバイなどの例

(参考：なるほど！市税 令和3年度版を基に監査人作成)

車種		税率(年額)
原動機付自転車	総排気量が50cc以下又は定格出力0.6kW以下のもの(ミニカーを除く)	2,000円
	二輪で総排気量50ccを超え90cc以下 又は 定格出力0.6kWを超え0.8kW以下のもの	2,000円
	二輪で総排気量90ccを超え125cc以下 又は 定格出力0.8kWを超え1.0kW以下のもの	2,400円
	ミニカー(三輪以上で総排気量20ccを超え50cc以下 又は 定格出力0.25kWを超え0.6kW以下で輪距[左右のタイヤの中心を結んだ距離]が50cmを超えるもの)	3,700円
小型特殊自動車	農耕作業用のもの(農耕トラクター、コンバイン 等)	2,400円
	その他のもの(フォークリフト、ショベルローダ 等)	5,900円
二輪の小型自動車(総排気量250ccを超えるもの)		6,000円
軽二輪(総排気量125ccを超え250cc以下のもの)		3,600円

③三輪以上の軽自動車に係る軽自動車税種別割のグリーン化特例（軽課）の適用

車検証の「初度検査年月」が令和2年4月から令和3年3月まで（令和2年度に新車登録）の車両で、電気自動車など排出ガス性能や燃費性能の優れた環境負荷の小さい一定の車両（三輪以上の軽自動車）について、その燃費性能に応じたグリーン化特例（軽課）を適用し、翌年度（令和3年度）分の軽自動車税種別割が軽減される。

（令和3年度税制改正より、グリーン化特例措置が重点化等行った上で令和5年度まで延長された）

（参考：なるほど！市税 令和3年度版を基に監査人作成）

車種区分		初度検査年月が 平成27年4月以降の 登録車	グリーン化特例（軽課税率）			
			75%軽減	50%軽減	25%軽減	
三輪		3,900円	1,000円	2,000円	3,000円	
四輪 以上	乗用	自家用	10,800円	2,700円	5,400円	8,100円
		営業用	6,900円	1,800円	3,500円	5,200円
	貨物	自家用	5,000円	1,300円	2,500円	3,800円
		営業用	3,800円	1,000円	1,900円	2,900円

対象車両及び軽減される割合

（参考：なるほど！市税 令和3年度版を基に監査人作成）

対 象 車(※1)		初度検査年月	
		平成31年4月～ 令和3年3月	令和3年4月～ 令和5年3月(※3)
電気自動車・天然ガス軽自動車 (平成21年排出ガス10%低減又は平成30年規制適合)		概ね75%軽減	概ね75%軽減
ガソリン車・ハイブリッド車 (※2)	令和2年度基準+30%達成車	概ね50%軽減	軽減なし
	令和2年度基準+10%達成車	概ね25%軽減	

※1 各燃費基準の達成状況は、自動車検査証の備考欄に記載されている。

※2 ガソリン車・ハイブリッド車は、平成17年排出ガス基準75%低減達成車(★★★
★)又は平成30年排出ガス基準50%低減達成車に限る。

※3 営業用乗用車のうち、令和2年度基準かつ令和12年度基準90%達成車については概
ね50%軽減、令和2年度基準かつ令和12年度基準70%達成車については概ね25%
軽減される。

④三輪以上の軽自動車に係る軽自動車税種別割の重課税率の適用

自動車検査証の「初度検査年月」（最初の新車登録）から13年を経過した三輪以上の軽自動車については、概ね20%の経年車重課税率が適用される。

※動力源または内燃機関の燃料が電気・天然ガス・メタノール・混合メタノール・ガソリン電力併用の軽自動車並びに被けん引車を除く。

（参考：なるほど！市税 令和3年度版を基に監査人作成）

車種区分		初度検査年月		平成27年3月までの登録車(旧税率)	平成27年4月以降の登録車(現行税率)	登録後13年を経過した車(重課税率)
三輪				3,100円	3,900円	4,600円
四輪以上	乗用	自家用		7,200円	10,800円	12,900円
		営業用		5,500円	6,900円	8,200円
	貨物	自家用		4,000円	5,000円	6,000円
		営業用		3,000円	3,800円	4,500円

◎自動車検査証の「初度検査年月」が平成27年4月以降の車両は現行税率が適用され、平成27年3月までの車両は、登録後13年まで旧税率のままである。

(3) 軽自動車税種別割の申告

軽自動車等を所有しているかどうかは、申告に基づいて判断する。新たに軽自動車等の所有者になった場合は15日以内に、廃車や譲渡などをした場合は30日以内に申告する必要がある。申告場所については次のとおりである。

（参考：なるほど！市税 令和3年度版を基に監査人作成）

車種	申告場所
原動機付自転車 小型特殊自動車	本庁 税制課 ・ 各支所
三輪以上の軽自動車	軽自動車検査協会 岡山事務所
二輪の軽自動車 二輪の小型自動車	中国運輸局 岡山運輸支局

(4) 軽自動車税種別割の減免

倉敷市では、下記の車両について一定の要件を満たす場合に、申請により軽自動車税種別割を減免することができる。

- ・身体障がい者等又は当該身体障がい者と生計を一にする者が所有する軽自動車等
- ・その構造が専ら身体障がい者等の利用に供するためのものである軽自動車等
- ・社会福祉法人が所有する軽自動車等
- ・福祉作業所の用に専ら供するためのものである軽自動車等
- ・生活保護法の規定による生活扶助を受ける者が所有する軽自動車等
- ・中国在留邦人に係る生活支援給付を受ける者が所有する軽自動車等
- ・自動車教習所が所有する軽自動車等

なお、軽自動車税種別割の減免を受けようとする者は、申請期間である納税通知書発送日（5月10日頃）から5月31日まで（土日祝の場合は翌開庁日）に「軽自動車税種別割減免申請書（身体障がい者等用）」等の必要書類を提出する。

①減免対象：障がい者のケース

●軽自動車等の所有者（申請する年度の4月1日の時点で、軽自動車税種別割の納税義務者及び自動車検査証（車検証）の所有者又は使用者）が、次のいずれかに該当すること。

- ・身体障がい者、戦傷病者、知的障がい者又は精神障がい者本人
- ・身体障がい者（18歳未満）と生計を一にする者
- ・知的障がい者又は精神障がい者と生計を一にする者

※18歳以上の身体障がい者の場合は、車検証の所有者又は使用者が当該障がい者本人であることが必要。

●運転者が次のいずれかに該当すること。

- ・身体障がい者（18歳以上）、戦傷病者、知的障がい者又は精神障がい者本人
- ・身体障がい者、戦傷病者、知的障がい者又は精神障がい者と生計を一にする者

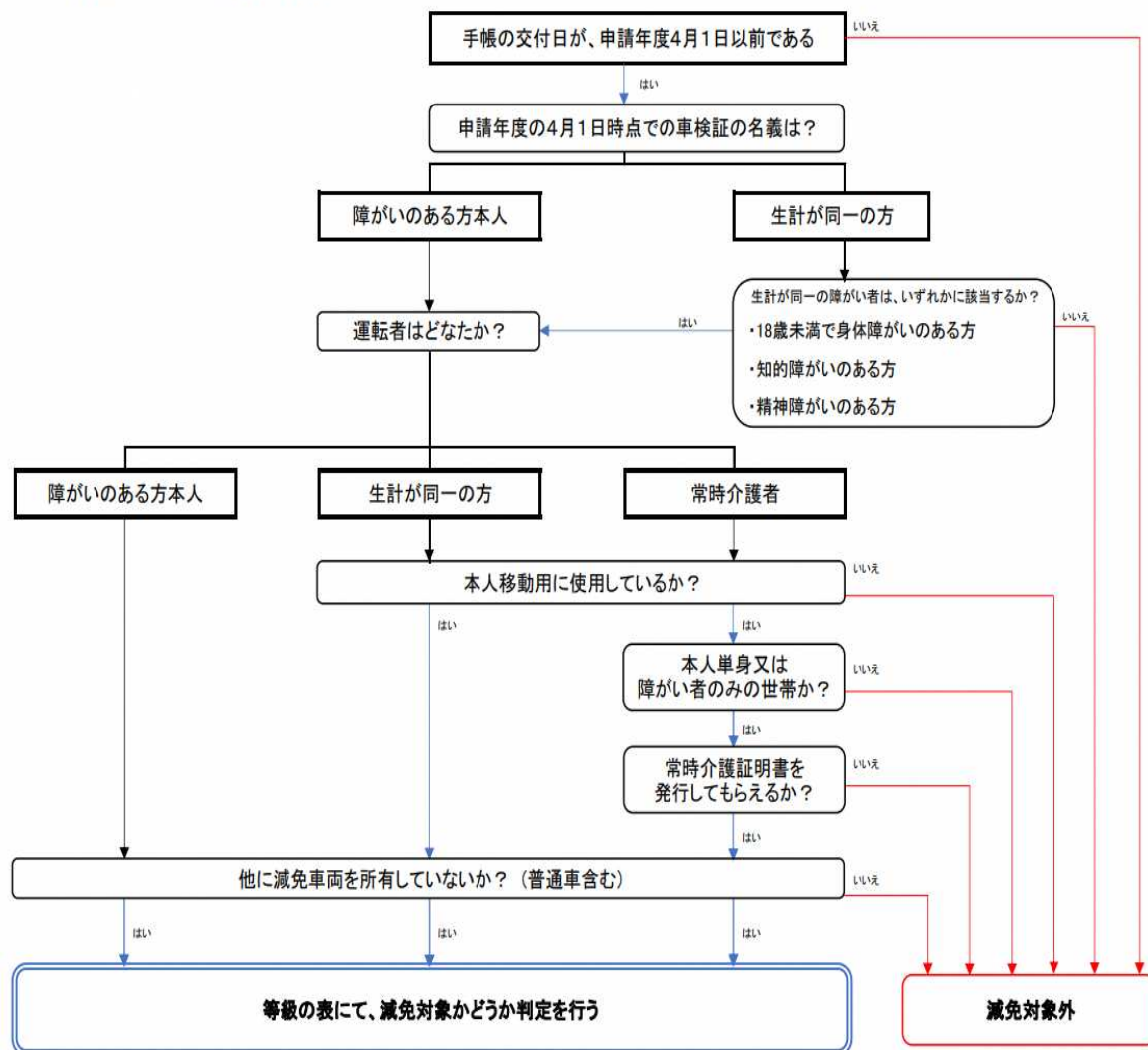
●軽自動車等の台数

身体障がい者等1人につき1台（普通車も含めて1台）

※軽自動車税種別割と自動車税種別割（県税）の両方で減免を受けることはできない。

（その構造が専ら身体障がい者等の利用に供するためのものである軽自動車等を除く）

◎身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者の減免判定の流れ



（参考：倉敷市提出資料及びヒアリングより監査人作成）

②障がいの程度・等級等

●身体障がい者

下記の表に基づき、個別の障がいの等級について判定を行う。

(参考：倉敷市 HP より監査人作成)

障がいの区分		本人が運転	生計を一にするものが運転
視覚障がい		1～3級、4級の1	1～3級、4級の1
聴覚障がい		2級、3級	2級、3級
平衡機能障がい		3級	3級
音声機能障がい		3級(気管を開口している者に係る場合に限る)	3級(気管を開口している者に係る場合に限る)
上肢不自由		1級、2級	1級、2級
下肢不自由		1～6級	1～3級
体幹不自由		1～3級、5級	1～3級
乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障がい	上肢機能	1級、2級(一上肢のみに運動機能障がいがある場合を除く)	1級、2級(一上肢のみに運動機能障がいがある場合を除く)
	移動機能	1～6級	1～3級(3級のうち一下肢のみに運動機能障がいがある場合を除く)
心臓機能障がい 腎臓機能障がい 呼吸器機能障がい ぼうこう又は直腸の機能障がい 小腸の機能障がい		1級、3級	1級、3級
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい		1～3級	1～3級
肝臓機能障がい		1～3級	1～3級

※上記の表にかかわらず、次のいずれかに該当する場合は、減免の対象となる。

- ・上肢不自由3級かつ下肢不自由4級の場合で、「身体障がい者等級表による等級」が2級(又は1級)
- ・ぼうこうの機能障がい4級かつ直腸の機能障がい4級の場合で、「身体障がい者等級表による等級」が3級(又は3級より上位の級別)
- ・障がい者本人が運転者かつ下肢不自由7級に該当する障がいが2以上重複する場合で、「身体障がい者等級表による等級」が6級(又は6級より上位の級別)

●知的障がい者

重度の障がいがある場合(療育手帳の「障がいの程度」欄に「A」と表示)

●精神障がい者

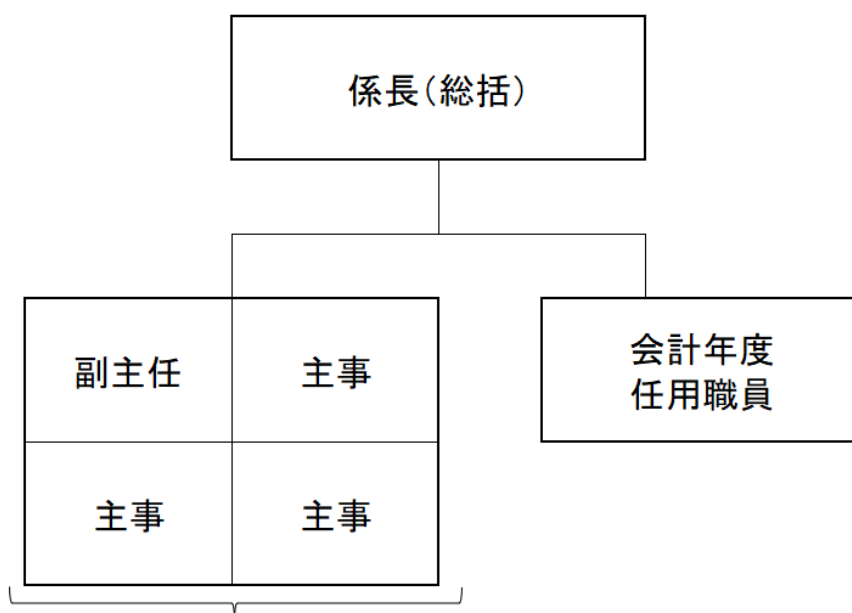
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第6条第3項に定める1級の障がいがある場合

2. 軽自動車税種別割の組織体制

軽自動車税種別割の課税事務は、税務部税制課諸税係6名の体制を構築しているが、主に会計年度任用職員を含む3名で従事している。

(参考：市職員へのヒアリングを基に監査人作成)

【税制課・諸税係】 事業所税・軽自動車税・市たばこ税・入湯税



4名のうち、事業所税を2名が担当し、軽自動車税と市たばこ税と入湯税は4名で業務を行う。
(係長は係業務を総括し、会計年度任用職員は、諸税すべての業務を補佐する。)

3. 軽自動車税種別割課税事務の流れ

軽自動車税種別割の対象資産である原動機付自転車・軽自動車・小型特殊自動車及び二輪の小型自動車（以下「軽自動車等」という）の調定に係る主な業務概要及び事務手続は以下のとおりである。

軽自動車税種別割については、課税基準日が4月1日であり、基幹システム上4月1日に登録のある軽自動車等について課税が行われる。そのため倉敷市では日々の業務の中で、基幹システム上に軽自動車等の車両情報登録が必要となる。

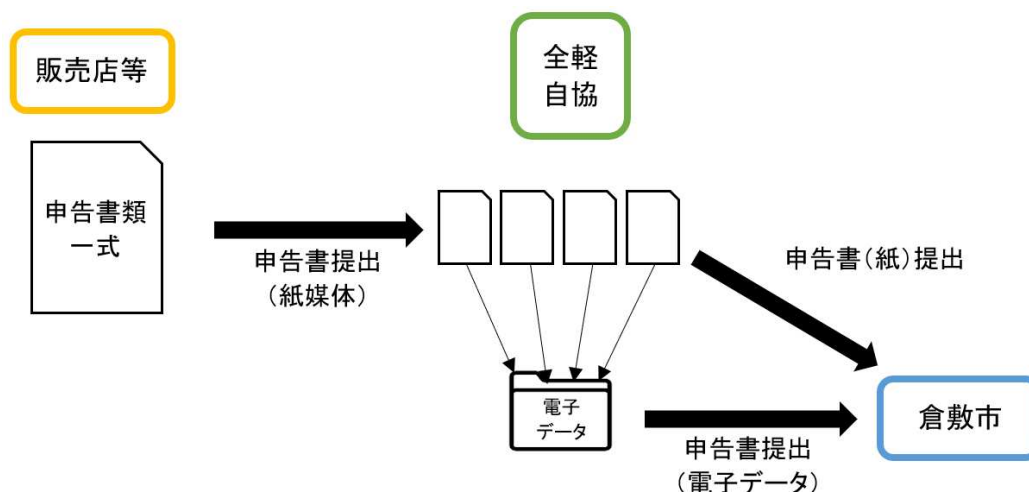
当該登録にあたっての業務内容は、軽自動車等の種類によって異なる。

（1）倉敷市が軽自動車等の情報を把握する3つの方法と課税事務の流れ

①軽自動車（三輪以上）の場合

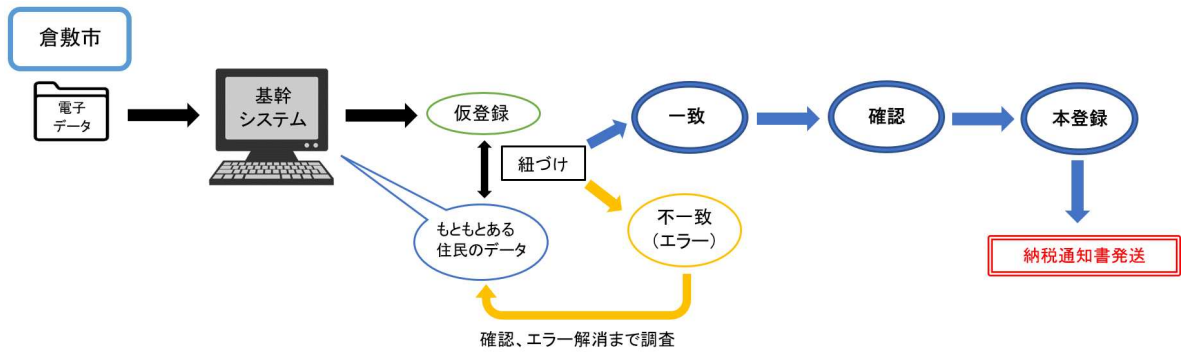
所有者または販売店等は軽自動車等の登録申請と同時に、全国軽自動車協会連合会（以下「全軽自協」という）へ軽自動車税種別割申告書（以下「申告書」という）を提出する。

全軽自協は、当該申告書を市町村ごとに分け、紙媒体の申告書を電子データに取りまとめる。



倉敷市は、全軽自協より受け取った申告書の電子データを基幹システムに取り込む。取り込んだ電子データは、基幹システムで仮登録される。仮登録されたデータ情報は、基幹システムに登録済である住民の情報と氏名及びびかなで自動的に紐付けられ、一致しない場合はエラーリストとして抽出され、確認のうえ担当者で入力する。エラー解消まで調査し、一致した場合は課税処理が行われ、基幹システムに登録される。

登録申請の初年度以降は、当該登録された情報に基づき毎年4月1日の時点で登録のある所有者に対し課税処理が行われる。

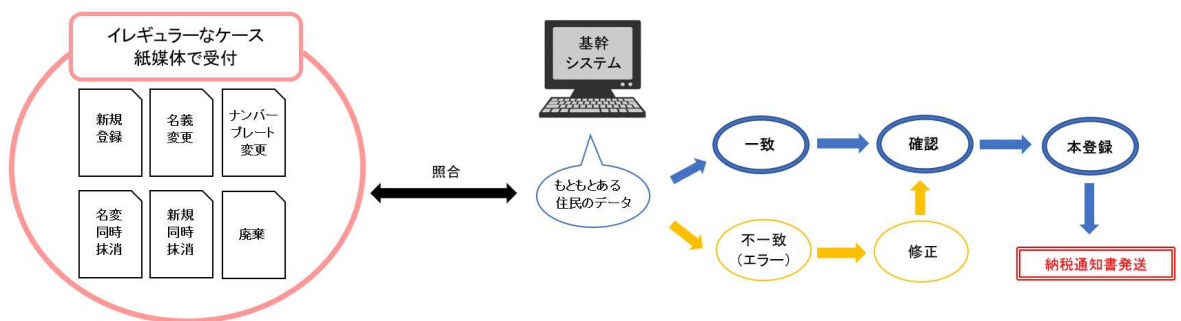


※イレギュラーなケース

名義変更・廃車申告を一度にするケースなどのイレギュラーケース（全体の2～3割相当）については、手入力やチェック対応の必要がある。紙媒体の申告書は、登録の種類に応じ、「新規登録分」「名義変更分」「番号変更（ナンバープレート変更）分」「転入分」「名義変更・番号変更分」「廃車分」「市外廃車分」に振り分けられる。

申告内容が正しい順序で登録されているか基幹システム上で紐付けられた情報と紙申告書の内容を照合し、申告書の情報に基づき登録する。入力した内容については、入力者以外の者が再度紙媒体の申告書と照合し、内容に問題がないことを確認する。

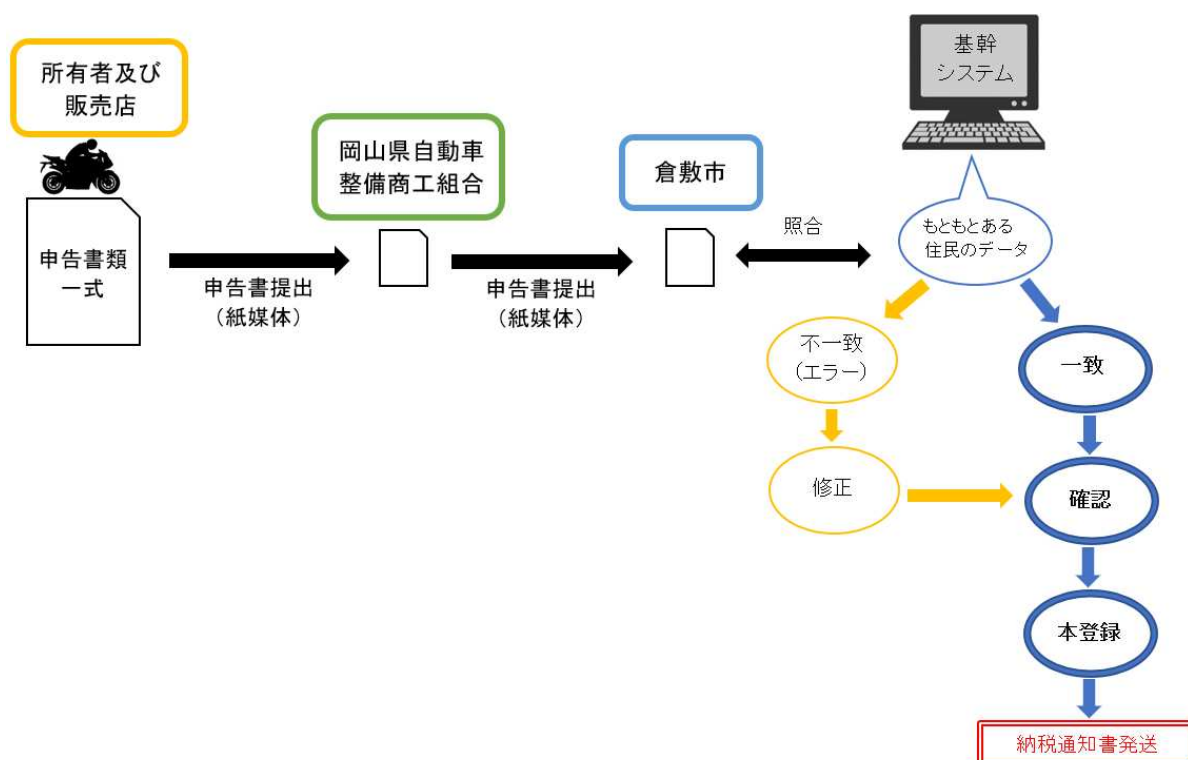
ここで基幹システムの住民情報と当該申告書情報が一致しない場合には、その都度正確な住民情報との紐付けをして修正される。照合の際、基幹システム上、市内に住民登録の無いもの（例：倉敷市に居住しており車を所有しているが、住民登録が倉敷市以外の自治体になっている場合など）については、新たに基幹システム上に宛名情報を登録し、所有者の氏名・住所等を登録する。



②二輪の小型自動車（250cc 超）及び二輪の軽自動車（125cc 超～250cc 以下）の場合
 二輪の小型自動車（以下「小型二輪」という）及び二輪の軽自動車（以下「軽二輪」とい
 う）の所有者または販売店等が岡山県自動車整備商工組合（以下「商工組合」という）に申告
 書を提出し、商工組合は当該申告書を紙媒体で倉敷市へ送付する。

倉敷市では、受け取った申告書に基づき、基幹システムに登録する。小型二輪及び軽二輪の
 場合、三輪以上の軽自動車と異なり電子データがないため、直接基幹システム上に登録を行
 う。

その後の手続きは三輪以上の軽自動車と同様である。また申告書は紙媒体のため、登録後に
 入力者以外の者が申告書と照合し、内容に問題がないことを確認する。



③倉敷市税制課窓口で受付

（原動機付自転車及び小型特殊自動車（以下「原付等」という）限定）

原付等については三輪以上の軽自動車や小型二輪及び軽二輪と異なり、倉敷市への申告が必要となる。税制課及び各支所の窓口では、原付等の新規登録等の受付を行っており、市の担当者は届出のあった申告書に基づき基幹システムに登録を行う。申告書提出により登録が必要となる場合としては「新規登録」「名義変更登録」「廃車登録」「番号変更（ナンバープレート変更）登録」等の場合があり、それぞれの詳細な業務内容は以下に記載するとおりである。

A. 新規登録の受付

原付等の新規登録及び名義変更の場合、窓口で紙媒体の「軽自動車税（種別割）申告（報告）書兼標識交付申請書」（以下「申告書」という）を受け付ける。窓口担当者は、申告書に記載されている所有者の情報と基幹システム上に登録されている住民情報を照合する。

内容に問題がなければ、受け取った申告書に基づき、基幹システムに「納税義務者情報」「車台番号」「登録年月日」「排気量」「交付するナンバープレートの番号」「車種」「メーカー名」「車名」「取得理由」等を登録する。

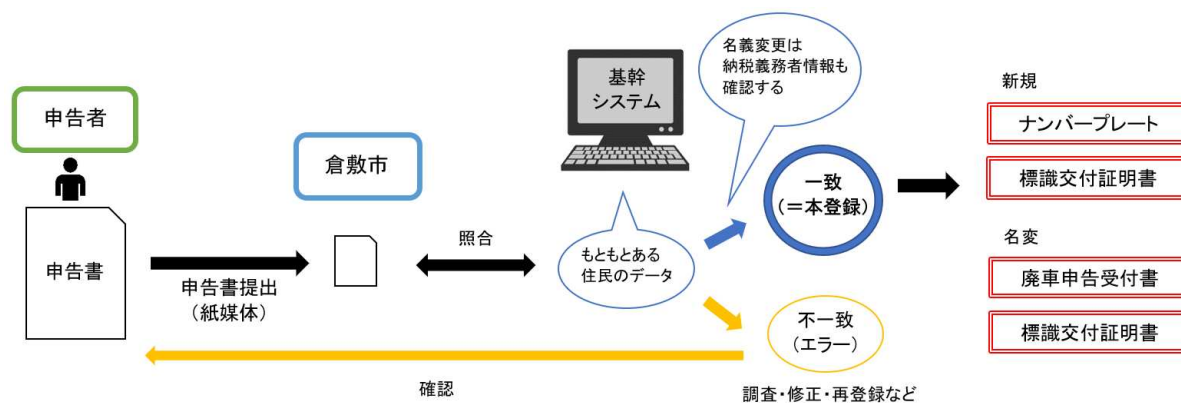
登録後、申告者に「ナンバープレート」及び「標識交付証明書」を交付する。入力完了の翌日に入力者以外の者が紙媒体の申告書と照合し、内容に問題がないことを確認する。

B. 名義変更の受付

新規登録と同様に申告書を窓口で受け付け、窓口担当者は申告書記載の情報と基幹システム登録済の車両情報を照合する。名義変更の場合、申請書に記載している変更前の納税義務者情報が基幹システムに登録されていることを確認する必要がある。

登録が確認できれば、前納税義務者情報を新たな納税義務者の情報に更新し登録する。登録後、申告者に「廃車申告受付書」と「標識交付証明書」を交付する。

入力完了の翌日に更新の内容を入力者以外の者が確認する。

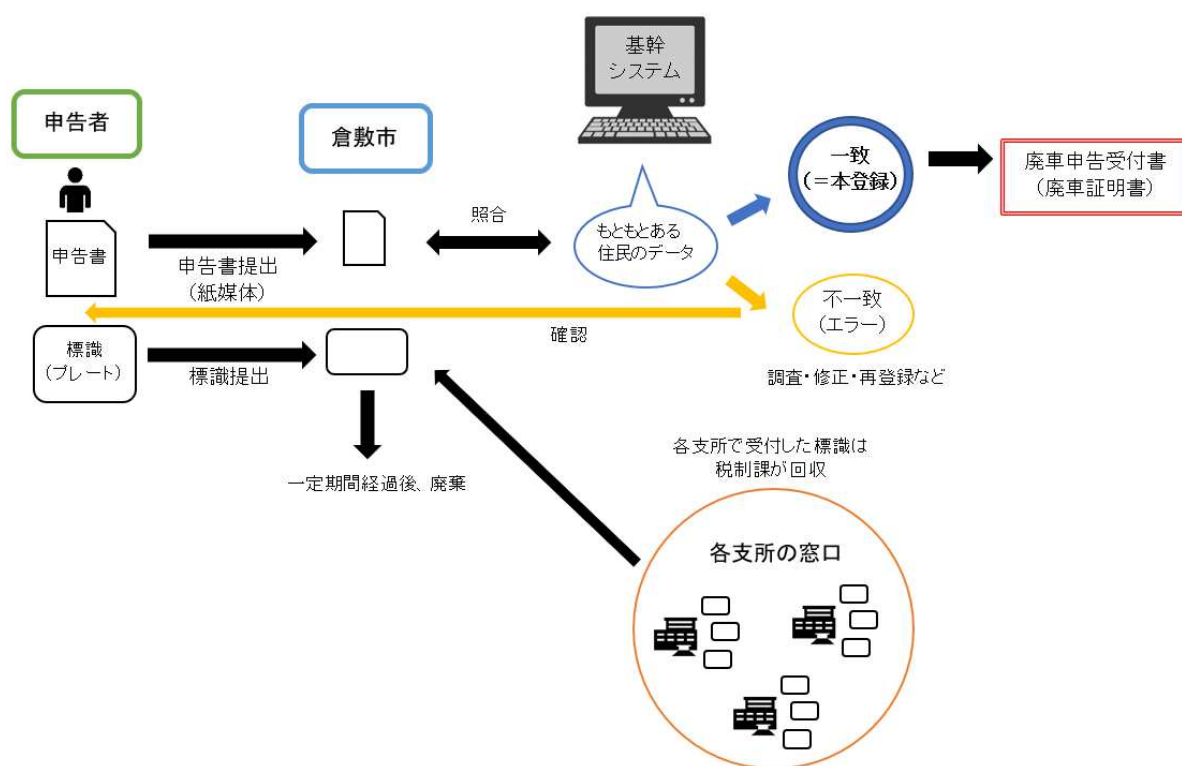


C. 廃車登録の受付

原付等の廃車登録の場合、窓口で「軽自動車税（種別割）廃車申告書兼標識返納書」と「ナンバープレート」を受け付ける。窓口担当者は、申告書に記載されている納税義務者情報と基幹システムに登録されている車両情報を照合し、問題がなければ廃車登録をする。登録後、申告者に「廃車申告受付書（廃車証明書）」を交付する。登録内容は入力完了の翌日に入力者以外の者が確認する。

各税務事務所（児島・玉島・水島）及び各支所（真備・船穂・庄・茶屋町）の窓口で受け付けた廃車のナンバープレートについては、年に1回税制課が回収している。税制課で回収した標識は、一定期間（※）経過後に廃棄している。

※…原則1年近く保管し、毎年8～9月頃に廃棄している。



(2) 納税通知書の発送について

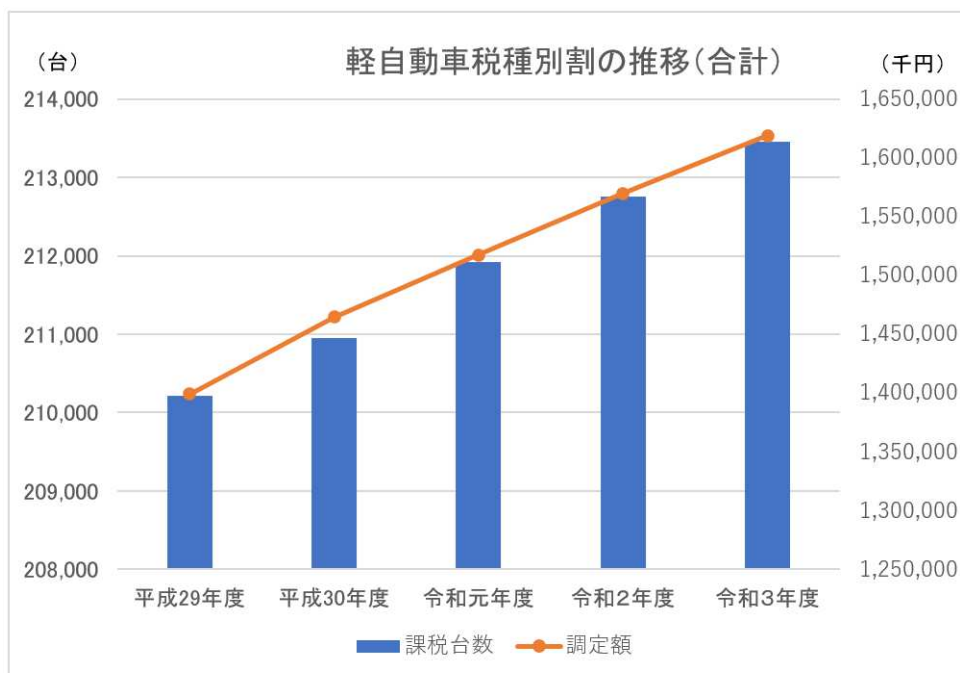
倉敷市は、毎年4月中旬から軽自動車税種別割納税通知書（以下「納税通知書」という）の発送準備を行い、5月上旬に封入封緘作業を終えて郵便局へ持ち込み、発送する。

4. 軽自動車税種別割の推移

(1) 過去5年間の軽自動車税種別割の推移

軽自動車税種別割の推移（課税台数、調定額、納税義務者数）（当初調定）

			平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度		
原動機付自転車	50cc以下	課税台数	22,670	21,708	20,502	19,438	18,614		
		調定額	45,340	43,416	41,004	38,876	37,228		
	50cc超 90cc以下	課税台数	2,362	2,296	2,195	2,148	2,116		
		調定額	4,724	4,592	4,390	4,296	4,232		
	90cc超 125cc以下	課税台数	4,248	4,384	4,663	4,804	5,004		
		調定額	10,195	10,522	11,191	11,530	12,010		
	ミニカー	課税台数	262	268	270	290	285		
		調定額	969	992	999	1,073	1,055		
	小計	課税台数	29,542	28,656	27,630	26,680	26,019		
		調定額	61,229	59,522	57,584	55,775	54,525		
軽自動車及び小型特殊自動車	二輪車	課税台数	4,733	4,761	4,781	4,900	5,105		
		課税台数	17,039	17,140	17,212	17,640	18,378		
	三輪車	課税台数	11	11	9	9	9		
		調定額	51	51	41	41	41		
	四輪以上	乗用	営業用	課税台数	33	31	35	38	37
			調定額	198	194	223	247	241	
		自家用	課税台数	131,717	133,907	135,744	137,119	137,782	
			調定額	1,107,675	1,174,626	1,226,828	1,276,990	1,322,377	
	貨物	営業用	課税台数	644	685	709	725	795	
			調定額	2,166	2,369	2,498	2,609	2,923	
		自家用	課税台数	34,375	33,767	33,623	33,557	33,532	
			調定額	164,080	163,821	165,351	167,406	169,270	
	小型特殊	農耕用	課税台数	2,241	2,199	2,406	2,573	2,758	
			調定額	5,378	5,278	5,774	6,175	6,619	
		その他	課税台数	753	764	787	827	866	
			調定額	4,443	4,508	4,643	4,879	5,109	
	小計	課税台数	174,507	176,125	178,094	179,748	180,884		
		調定額	1,301,029	1,367,986	1,422,570	1,475,987	1,524,958		
	二輪の小型自動車	課税台数	6,170	6,175	6,200	6,333	6,549		
		調定額	37,020	37,050	37,200	37,998	39,294		



平成 28 年度より、三輪以上の軽自動車について平成 27 年 4 月 1 日以降に新車登録された車両は、新税率が適用されている。

※平成 28 年度より原動機付自転車や 125 cc を超えるオートバイなど全ての車両については、新税率が適用されている。

※平成 28 年度より三輪以上の軽自動車について、登録後 13 年を経過した車両に重課税率が適用される。

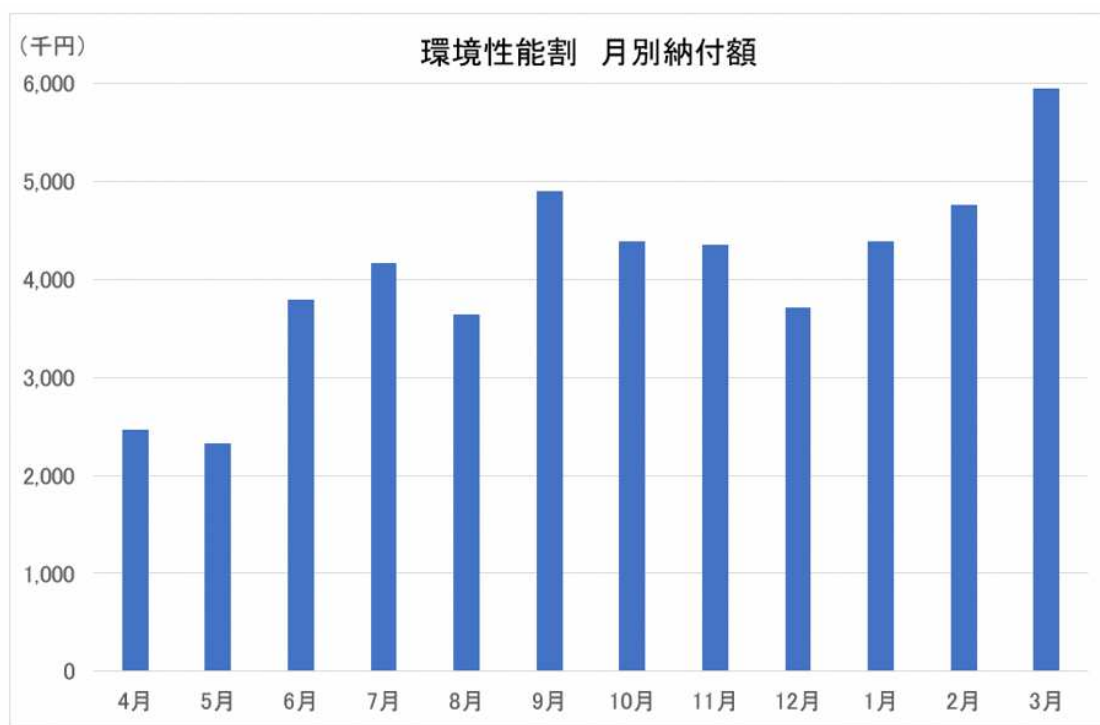
※排出ガス性能や燃費性能の優れた環境負荷の小さい一定の車両で「初度検査年月」が平成 27 年 4 月から令和 3 年 3 月までのものは、新車登録された年度の翌年度分に限りグリーン化特例（軽課）による軽減税率が適用される。

※令和元年 10 月 1 日より「軽自動車税環境性能割」が創設され、従来の軽自動車税は、「軽自動車税種別割」に名称が変更された。

(2) 令和2年度 軽自動車税環境性能割の月別税額・納付状況

(参考：市職員へのヒアリングを基に監査人作成)

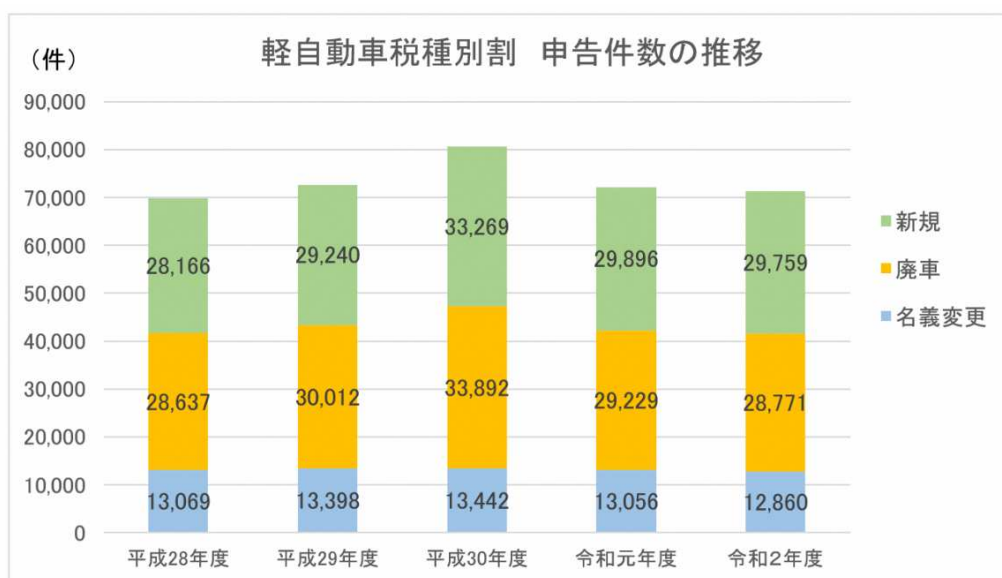
令和2年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
税額(千円)	2,470	2,321	3,796	4,164	3,639	4,902	4,392	4,354	3,717	4,385	4,763	5,951



(3) 過去5年間の軽自動車税種別割申告件数の推移

(参考：市職員へのヒアリングを基に監査人作成)

年度 件数	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
新規	28,166	29,240	33,269	29,896	29,759
廃車	28,637	30,012	33,892	29,229	28,771
名義変更	13,069	13,398	13,442	13,056	12,860
合計	69,872	72,650	80,603	72,181	71,390

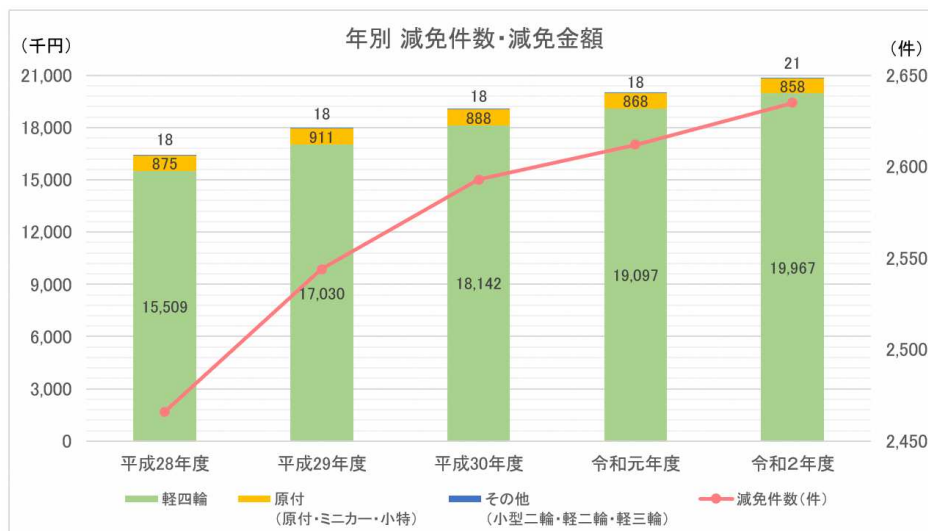


(4) 過去5年間の軽自動車税種別割の減免件数及び減免額の推移

(参考：市職員へのヒアリングを基に監査人作成)

(単位:千円)

減免金額	年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
軽四輪		15,509	17,030	18,142	19,097	19,967
原付 (原付・ミニカー・小特)		875	911	888	868	858
その他 (小型二輪・軽二輪・軽三輪)		18	18	18	18	21
合計		16,402	17,959	19,048	19,983	20,846
減免件数(件)		2,466	2,544	2,593	2,612	2,635



5. 監査の着眼点

- (1) 課税事務は法令等に準拠して行われているか (合規性)。
- (2) 課税事務は効率的かつ経済的に行われているか (効率性、経済性)。
- (3) 課税事務は正確に行われているか。正確な課税額の計算やチェック体制は整備されているか (正確性)。
- (4) 課税は公平に行われているか。未申告者の把握や減免事務は適正に行われているか (公平性)。
- (5) 課税事務の整備状況 (人員配置等) は適正かつ有効的か (有効性)。

6. 主な監査手続

監査手続		閲覧資料・担当課等
①	所管課へ往査、担当者への質問・意見聴取	・ 市民局税務部 税制課 諸税係
②	合規制の観点から、法令、条例等を閲覧	・ 地方税法 ・ 倉敷市市税条例
③	正確性の観点から、質問、資料などによる概況把握	・ 市税概要 ・ 軽自動車税年間スケジュール ・ 倉敷市農業委員会の活動計画
④	効率性の観点から課税事務の概況把握	・ 組織図 ・ 軽自動車税電算処理説明 ・ 原付等窓口担当者マニュアル、業務マニュアル等
⑤	課税額の正確性の検証 ・ 正確性を確保するための仕組み	・ 廃車及び課税保留の処理について
⑥	納税義務者の把握 ・ 新規納税義務者の把握 ・ 納税義務者異動時の課税の妥当性	・ 軽自動車税（種別割）申告（報告）兼標識交付申請書 ・ 軽自動車税（種別割）廃車申告書兼標識返納書
⑦	減免事務及び課税免除の合規性の検証	・ 軽自動車税種別割減免申請に係る留意点 ・ 商品車の軽自動車税種別割課税免除に関する Q&A ・ 軽自動車税種別割課税免除申請書
⑧	過去 5 年間の分析	・ 軽自動車税の決算状況、調定額、台数 ・ 減免の状況、減免額、減免件数

7. 監査の結果及び意見

軽自動車税種別割に関しては、賦課する税額は定額となっていることから、税額の算定に関して問題は起きにくいと考えられる。他方、各車両の類型ごとに、新規登録、名義変更や廃車などの手続きが異なり、かつ台数も相当数にのぼることから、各手続きに対応する業務処理マニュアルが定められている。この業務処理マニュアルに沿った課税事務が行われているか、担当者へ質問するとともに、基幹システムと根拠資料を照合し、軽自動車税種別割に関する納税義務者の把握の適切性、網羅性を検証した。

また、登録・廃車等の事実が、基幹システムに適時・適切に反映されているかを課税の公平性の観点から調査した。

(1) ナンバープレートの管理について（正確性、合规性）

原付等を取得しナンバープレートの交付を受ける場合「軽自動車税（種別割）申告（報告）書兼標識交付申請書」を、原付等を廃車、市外転出、または譲渡しナンバープレートを返納する場合「軽自動車税（種別割）廃車申告書兼標識返納書」を登録時に発行した標識交付証明書とともに、本庁税制課、各税務事務所、または各支所窓口へ提出することになっている。

【 評価Ⅱ 】

交付用ナンバープレートは鍵付のキャビネットに保管し、保管枚数はシステムで把握している。本庁税制課で適切な在庫管理が行われていることを評価する。各税務事務所及び各支所が所持するナンバープレートの枚数も全て本庁税制課が管理している。

廃車などの申告を受け付けた場合に回収するナンバープレートは鍵付のキャビネットに保管するなど適切な管理を行っている。なお、各回収部署等に保管されている標識の管理状況は下記のとおりである。

<各部署の管理状況>

回収部署	管理状況
本庁 税制課	鍵の付いたキャビネットで保管。一定期間経過後、鍵のついた倉庫へ保管。
児島税務事務所	当座必要枚数を鍵の付いたキャビネットで保管。新規は無くなり次第、廃車は一定数（約 30 枚程度）貯まると鍵のついた倉庫へ保管。
玉島税務事務所	当座必要枚数を鍵の付いたキャビネットで保管。新規は無くなり次第、廃車は一定数（約 30 枚程度）貯まると鍵のついた倉庫へ保管。
水島税務事務所	当座必要枚数を鍵の付いたキャビネットで保管。新規は無くなり次第、廃車は一定数（約 30 枚程度）貯まると鍵のついた倉庫へ保管。
船穂支所	当座必要枚数を鍵の付いたキャビネットで保管。新規は無くなり次第、廃車は一定数（約 30 枚程度）貯まると鍵のついた倉庫へ保管。
真備支所	当座必要枚数を鍵の付いたキャビネットで保管。新規は無くなり次第、廃車は一定数（約 30 枚程度）貯まると鍵のついた倉庫へ保管。

上記保管状況を確認した結果、全ての部署において新規登録用のナンバープレートは毎日鍵の付いたキャビネットへ当座必要な枚数を保管し、手元の枚数が少なくなると倉庫から補充する。

廃車手続き時に返納されたナンバープレートについては、毎日鍵の付いたキャビネットへ保管し、一定数たまと鍵の付いた倉庫へ移管する。各税務事務所及び各支所のナンバープレートは一定期間経過後、本庁税制課が回収し廃棄する。

本庁税制課、各税務事務所及び各支所はナンバープレートを管理規則に則って管理しており、その業務の執行について評価する。

(2) 減免事務の合規性について（合規性、公平性）

市は、倉敷市市税条例第94条及び第95条において軽自動車税種別割の減免について定めている。減免は納税者からの申請に基づいて実施する。申請手続きは納税通知書の発送日（例年5月10日頃）から納期限（5月末日〔土・日・祝日の場合は翌開庁日〕）までに行う必要がある。

減免申請の受付期間が他の自治体と比較して短いことから、軽自動車税種別割の減免規定や減免の申請手続きについて周知を図ることが求められる。

【 評価 12 】

周知方法について確認したところ、毎年2月頃から4か月間、倉敷市の広報誌に申請期間を記載しているとのことであった。

また通年、倉敷市役所のホームページや障がい福祉課が作成しているガイドブック、子育て関連の冊子にもその旨が記載されている。

他にも、軽自動車税の減免についてパンフレットを作成し、各支所窓口及び障がい福祉課窓口へ置いているとのことであった。市民にとって有益な減免についてのアナウンスが十分に行われていると評価できる。

(3) 「商品であって使用しない軽自動車等」の課税免除申請書類について（合規性、公平性）

市は倉敷市市税条例第87条の2において、軽自動車税種別割の課税免除について定めている。免除を受けようとする場合、納税者が課税免除を申請する必要があり申請手続期間は4月1日から4月10日までと定められている。

そこで令和2年中に提出された「軽自動車税種別割課税免除申請書」を通査しサンプルを6件抽出した上で、法令等に準拠した書類が提出されているか、また業務処理マニュアルに準拠した手続きが実施されているかを検討した。

【 評価 13 】

「軽自動車税種別割課税免除申請書」を確認していたところ、走行距離が長い軽自動車の申請書への記載が散見された。

ある企業が4月1日時点で所有している商品車は、8割が走行距離1万Kmを超えていたが、申請書と同時に提出された証明書類には、「車検証」「市税の納税証明書」及び「古物台帳兼用在庫帳」並びに「古物商の営業許可が確認できる書類」が添付されており、当該軽自動車が中古商品であることが検証できた。さらに申請書の保管方法について、申請必要書類一式

を申請者ごとに束ね全て鍵付のロッカーへ年度ごとに整理して保管されていることは、税情報の漏洩の防止も意識しており、評価できる。

（４）軽自動車税種別割納税通知書の発送業務について（効率性、有効性）

市は、毎年４月中旬から軽自動車税種別割納税通知書（以下「納税通知書」という）の発送準備を行い、５月上旬に封入封緘作業を終えて郵便局へ持ち込み、発送手続きを完了させる。

現段階では、納税通知書の機械打ち出しから封入作業まで、一連の手続きを諸税系の職員が中心で行っており、郵便局へ持ち込む直前まで市民からの問い合わせなどに柔軟な対応をとっている。

例えば、発送準備期間中に住民票の変更が行われる場合、また「納税通知書送付先設定申告書」の提出により送付先を納税義務者の居所に変更するといった多種多様なケースに対応している。

但し、限られた人数の職員が全ての納税通知書発送業務を行うことは職員への負担が大きい。また発送業務を外部に委託している自治体が多いこと、さらに令和２年１０月より市税のスマートフォン決済が可能になったことに加え、令和５年度からＱＲコードが印刷された納税通知書を打ち出すための機械が必要となってくる状況を踏まえ、今後、発送業務は外部委託することを検討している。

【 評価 14 】

納税通知書の発送準備期間中に市民からの問い合わせがあった場合、納税通知書の発送取り止めや送付先の変更など柔軟な対応を行うことで、市民サービスの向上と納税通知書の返戻手続きの減少につながっており、評価する。

また、納税通知書の発送業務について、課税事務の人員配置等から適正かつ有効的な作業かどうか考慮していることも評価できる。

（５）納税通知書の返戻に対する対応（正確性）

市は当初発送した納税通知書が住所不明により返戻となった納税義務者について、市民税課や納税課が記録している過去の納付状況や基幹システムの入力内容から確認し、返戻の経緯を調査するとともに、現所在地の把握に努めている。

担当係によると、住所不明により納税通知書が返戻される理由は、納税通知書送付時期と住所変更時期が重なっているケースや、郵便局で手続きした新住所への転送期間が経過しているケースが多く、比較的容易に現所在地を把握できる。

さらに納税義務者から、納税通知書が届かないために問い合わせを受けた時点で、現所在地を確認することもできる。

納付期限から3ヶ月程度調査しても現所在地が判明しない場合には公示送達となる。公示送達する事例は令和2年度において返戻された納税通知書の4%から5%にとどまっており、95%以上は納税通知書送付先へ再送付されている。

【 評価 15 】

返戻となった納税通知書のうち公示送達に至る事例が極めて少ないことは、倉敷市が返戻調査を市で把握している資料から十分に行っている結果であり評価する。

また返戻調査の経過及び結果は基幹システムに記録されており、調査の実効性を高めていると言える。

(6) 農耕用作業車について 納税義務者の把握（公平性）

小型特殊自動車に該当するフォークリフトなどや農耕用作業車（乗用装置のあるトラクター、コンバイン、田植え機など）は、所有していることに基づいて軽自動車税種別割が課税されるため、所有者となった日から15日以内に標識交付申請書を提出し、ナンバープレートの交付を受ける必要がある。しかし農耕用作業車は公道で利用する機会は極めて少なく、ナンバープレートを付けていなくても所有や利用に制約がほとんどない。

このことから農耕用作業車については、倉敷市への所有者登録がないまま、課税漏れとなっている可能性がある。

令和2年度における倉敷市の総農家数6,644戸のうち、農業従事者数は3,121戸（農林水産省HP「農林業センサス」に基づく倉敷市農業委員会の資料）である。これに対し、倉敷市に登録のある農耕用作業車の台数は2,573台で、農業従事者数3,121戸の約8割程度である。

【 意見 12 】

倉敷市の農家戸数が3,000戸以上あるなかで、倉敷市市民税課が把握している情報としては農業所得が黒字となっている226人にとどまっていた。農業所得が黒字以外の方などの人数は把握できていない。年度ごとに農耕用作業車登録台数の推移を確認していく中で、異常な増減があったときの要因を探る資料として、倉敷市農業委員会などの資料から農業従事者数などを把握し農耕用作業車登録台数と比較検討することが必要と考える。

(7) 職権による相続人への名義変更の事前作業（正確性）

職権による相続人への課税（名義変更）の事例を確認したところ、原動機付自転車の納税義務者が死亡し、相続人によって名義変更等の手続きがなされない場合、親族に通知文を送付するとのことであった。

この通知文には、相続人へ名義変更することをお願いする内容が記載されている。通知文を送付後も名義変更しない場合は、相続人を職権で所有者とみなして相続人への名義変更を行う。このため、納税義務者が確定する4月1日の直前で死亡した場合を除き、死亡者に納税通知書を送付されることを回避できている。

【 評価 16 】

職権による課税保留を行う前に、通知書を送付し相続人などを確認することで、課税の正確性の観点から正しい手続きが行われると評価できる。

(8) 廃車手続きについて（公平性、正確性）

軽自動車税における課税の公平性とは即ち賦課の有無に尽きる。軽自動車税種別割は保有税であり、課税基準日に保有していることにより課税が発生し、また月割課税ではないため、4月2日以降で廃車や名義変更をしても、年税額での課税であり月割による還付は無い。

廃車申告書の提出と同時にプレートを返納するので軽自動車等に乗れなくなることから、廃車目的、或いは、他人に譲渡する目的で3月31日以前に廃車申告書を提出することに問題は生じない。

3月31日以前に廃車申告書を提出し、同じ人が4月2日以降「標識交付申請書」を申請した場合、課税逃れの可能性がある。この観点から課税逃れを意図して4月2日以降に手続きを行っている可能性のある「標識交付申請書」の有無を確認するため、4月～7月に提出（新規登録）された「標識交付申請書」を調査した。

上記の調査により該当対象33件を抽出した。このうち名義変更は2件であり特段に問題は無い。残り31件が新規登録であり、本人が再使用するための申告が8件あった。廃車から1年を超えて客観的に見て再使用と認められるものが2件、残りの6件のうち4件は3月下旬に廃車手続きを行った申告者本人が4月2日以降に「再使用」のために新規登録を行ったものである。課税逃れではないかと担当者に確認をしてみたところ、申告方式の書類を疑義から入れないとのことであった。

市は軽自動車等の状態の全てを把握することはできないので、廃車申告書と受付時には使用不可の状態であると推認する。

ただし、注意が必要な、つまり課税逃れが危惧される申告については廃車申告書受付時に申告書を提出する理由や事情を聞き取り、その内容を基幹システムの特記事項に入力する。そして翌年に再び廃車申告書を提出しようとする人については基幹システム上、ワーニングメッセージが点滅するよう設定されている。この申告者に対し廃車申告書提出時に4月1日時点で保有していたこと、軽自動車税種別割は保有に基づいて課税が発生することなどを説明して対応しているとのことであり、写真の提出も求めているとのことであった。説明を聞いて廃車申告書の提出をやめる人が多いとのことだが、説明後も廃車申告書の提出を希望する人は、軽自動車等が乗れない状態になっている場合が多いということである。

【 評価 17 】

課税逃れの観点に注視して同一使用者の課税時期を跨ぐ廃棄、新規登録の手続きを調査した。上記の登録手続きを3回以上繰り返す申告者はいないとのことであり、未然防止に努めている点を評価する。限られた申告者との面談時間と提出される申告書と添付資料だけでは真偽を判断することは困難であり、基幹システムを利用したワーニングメッセージでの対応が現実的であることに賛同する。

(9) 標識返納が無い場合の廃車手続きについて (公平性、正確性)

「軽自動車税(種別割)廃車申告書兼標識返納書」(以下「廃車申告書」という)による廃車手続き時に標識(プレート)の返納を受ける必要があるが、稀に標識が未返納で申告書を受け付けるケースがある。自然災害や盗難等により返還できない場合などはやむを得ないとしても、故意に返納せず廃車の手続きを済ませ未返納の標識を他の車両に取り付けることにより、以後の課税を免れることとなるため、廃車の手続きについて令和3年4月分から7月分申告書管理台帳を全件調査した。

調査の結果、13件の標識返納が無い廃車手続きが確認された。その理由をいくつか挙げると

- ① 引取先の業者(回収業者)が廃車手続きをすと思い、標識をつけたまま引き渡した。
- ② 軽自動車等が標識ごと盗難に遭い紛失した。
- ③ 知人に譲り渡したが連絡が取れず、譲受人が名義変更してくれない。
- ④ 豪雨災害時に車両ごと流された。

などのケースがあり、担当者に確認したところ標識未返納の「廃車申告書」を受け付ける場合は、標識未返納の理由を詳しくヒアリングをすることにより事実確認に務めているとのことであった。

【 意見 13 】

「軽自動車税（種別割）廃車申告書兼標識返納書」による廃車手続きについて、標識（プレート）の返納が必要であることを周知する必要がある。例に挙げた４点のうち監査人が注視したのは③である。

①は引取先の業者（回収業者）に引き取ってもらう際には標識を外し、納税者本人が廃車申告書を提出して標識を返納する。

②については警察署に盗難被害を届け出た場合の受理番号等を確認する。

④は写真等で客観的な推認が可能である。

そして③だが、知人に限らずインターネットを介したオークションサイトを利用し、軽自動車等の個人間売買が行われた場合、譲受人の住所や連絡先など、譲渡人が知りたい情報が得られない場合がある。

このため後日において譲受人が提出する「標識交付申請書」にも不備が生じる。また譲受人が「標識交付申請書」を提出して名義変更しない場合、譲渡人に軽自動車税種別割の納付書が届く。

こういった手続きの不備を未然に防ぐため、出口（窓口）対応ではなく、そもそも廃車の手続きには標識（プレート）の返納が必要であることを新たな角度から周知することを提案する。「新たな角度の周知」とは軽自動車等を売買するオークションサイトの中で、軽自動車等の納税義務情報を発信することにより、高い訴求効果が得られると考える。現実的に課税漏れに繋がり易い対象としては原動機付自転車（原付）に限定されると考える。前所有者である譲渡人が標識未返納で廃車申告する、現所有者である譲受人は標識交付申請をしないまま未返納標識で使用することも想定される。

具体的な方法としてはYouTubeでの6秒広告を実施する、オークションサイトで納税義務情報を発信することや売買証明書を発行してもらうことが出来れば効果的であると考えられるが、広告は予算の問題、売買証明書発行は制度設計の問題となるため国や県に実現に向けて働きかけていくことを提案する。

VI 市たばこ税

1. 市たばこ税の概要

(1) 市たばこ税の意義と納税義務者

市たばこ税は、製造たばこの製造者（日本たばこ産業株式会社）・特定販売業者（輸入業者）・卸売販売業者（以下、卸売販売業者等という）が、市内に営業所を有する小売販売業者に製造たばこを売り渡す場合において、売り渡す製造たばこの本数を課税標準として、卸売販売業者等に課される税である。これらのたばこ販売業者は、財務大臣の登録を受けたものが該当する。

納税義務者は卸売販売業者等となるが、たばこの販売価格には市たばこ税が含まれているので、実際に負担するのは消費者であるたばこの購入者自身である。この意味で、納税義務者と税金の実質的負担者は異なることになる。

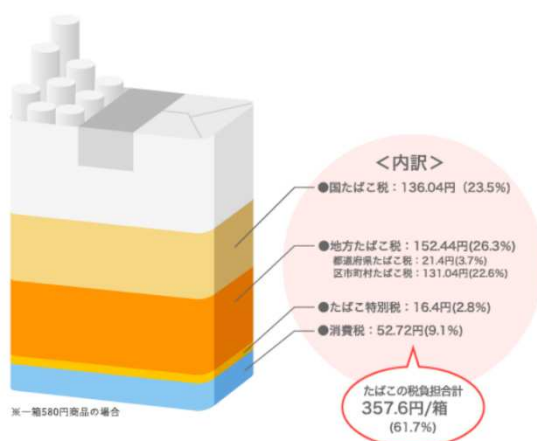
また、卸売販売業者等が市内の小売店に販売したたばこの本数により計算されるため、市内の売上が多くなれば市の税収が増えることになる。

(2) 税額算定と納税方法

税額は、売り渡したたばこの本数×税率となっており、令和3年10月1日時点の税率は1,000本につき6,552円となる。

例えば20本入り580円のたばこ1箱では、131.04円の市たばこ税が含まれていることになる。

たばこには市たばこ税以外にも、国たばこ税・県たばこ税・たばこ特別税・消費税が含まれている。



(出典：日本たばこ産業株式会社 (JT) HP より)

平成 30 年度税制改正より、税率が段階的に引き上げられることになっており、スケジュールは以下のとおりである。

(出典：財務省「たばこ税等に関する資料」より)

高齢化の進展による社会保障関係費の増加等もあり、引き続き国・地方で厳しい財政事情にあることを踏まえ、財政物資としてのたばこの基本的性格に鑑み、たばこ税の負担水準の見直し等を実施します。

- 税率の引上げは、消費者及びたばこ関係事業者の予見可能性を高めるため、3段階で1本当たり1円ずつ、合計3円（1箱60円）の引上げを実施します。 **H30改正**
- 加熱式たばこや葉巻たばこについて、紙巻たばこことの間の税負担水準の適正化を図る観点から、次の見直しを実施します。
 - ・ 加熱式たばこの製品特性を踏まえ、課税区分を新設した上で、課税方式を見直します（5段階で実施）。 **H30改正**
 - ・ 1本当たり1グラム未満の軽量な葉巻たばこについて、紙巻たばこことの類似性を踏まえ、紙巻たばここと同等の税負担となるよう、最低税率を設定します（2段階で実施）。 **R2改正**



(備考)上記の税率は、国税であるたばこ税及びたばこ特別税、地方税である道府県たばこ税及び市町村たばこ税の合計額。

①市たばこ税（一般品）の税率引上げについて

税率改正の実施時期及び新税率

（参考：倉敷市 HP を基に監査人作成）

実施時期	税率(1,000本あたり)
平成30年10月1日から	5,692円
令和2年10月1日から	6,122円
令和3年10月1日から	6,552円

②市たばこ税（旧3級品の紙巻たばこ）の税率引上げについて

平成27年度税制改正により、旧3級品の紙巻たばこに係る特例税率が段階的に縮減・廃止され、一般品と同じ税率になった。旧3級品とは、わかば・エコー・しんせい・ゴールデンバット・ウルマ・バイオレットの6銘柄のことであるが、現在はわかばとエコーはわかばシガー・エコーシガーという名前の葉巻たばこになり、ゴールデンバットはゴールデンバットシガーとして北海道限定の葉巻たばことして販売されている。また、しんせい・バイオレットに関しては現在販売終了しており、ウルマについては沖縄限定の紙巻たばことして販売されている。

税制改正時は旧3級品が存在していたため、国税庁や市の資料等には旧3級品の紙巻たばこ取り扱いの記載がある。

税率改正の実施時期及び新税率

（参考：倉敷市 HP を基に監査人作成）

実施時期	税率(1,000本あたり)
平成28年4月1日から	2,925円
平成29年4月1日から	3,355円
平成30年4月1日から	4,000円
令和元年10月1日から	5,692円

※以後の実施時期においては、一般品と同様に税率が改正

(3) 手持品課税の意義

たばこ税関係法令の改正によって、たばこ特別税以外のたばこ税等（国たばこ税・県たばこ税・市たばこ税）の税率が引き上げられることになった。これに伴い、一般品について言うならば、平成30年・令和2年・令和3年の各年における10月1日の午前0時現在において、たばこの販売業者（小売販売業者・卸売販売業者等）が店舗（営業所）・倉庫・居宅等で、合計2万本以上の製造たばこを販売目的で所持している場合には、その所持する製造たばこについて税率の引き上げ分に相当するたばこ税等が課税される。このことを「手持品課税」という。

(4) 手持品課税を行う理由

市たばこ税は前述のとおり、卸売販売業者等が小売販売業者に製造たばこを売り渡した時に課される税である。

このことから、税率改正前に売り渡しが行われている場合には、引き上げ前の税率で課税されていることになる。したがって、市たばこ税の税率の引き上げが行われる際には、既に売り渡しされて流通段階にある製造たばこに対して、税率の引き上げ分に相当する課税（手持品課税）を行い、税率改正後に売り渡される製造たばこと同一の税負担を求めることとされている。

(5) 手持品課税の対象者・対象のたばこ（一般品）

- ・ 前述の各年10月1日午前0時時点で、2万本以上の製造たばこを所持しているたばこの販売業者（複数の営業所等がある場合は合計で2万本以上）
- ・ 他人に保管させている預け在庫や、顧客からの依頼で保管している預り在庫
- ・ たばこ事業法第26条の規定による出張販売の許可を受けている場合の出張販売先で所持している製造たばこ
- ・ 自動販売機内にある製造たばこ

※販売目的ではないもの（販売促進用・消費者モニター用・展示用・試験研究用等）については、手持品課税の対象外となる。

《所持数量について》

(参考：国税庁「たばこ税の手持品課税申告の手引」を基に監査人作成)

●葉巻たばこ●

製造たばこの区分	換算方法
軽量な葉巻たばこ	1本として換算
軽量な葉巻たばこ以外の葉巻たばこ	1グラムにつき1本として換算

※軽量な葉巻たばことは、1本当たりの重量が1グラム未満のものをいう

●加熱式たばこ●

加熱式たばこ1箱の紙巻たばこの本数への換算値=A+B+C	
A=	加熱式たばこ1箱当たりの重量(巻紙、フィルター等の重量を含む) × 0.2
B=	$\frac{\text{加熱式たばこ1箱当たりの重量(巻紙、フィルター等の重量を除く)}}{0.4\text{グラム}} \times 0.5 \times 0.8$
C=	$\frac{\text{加熱式たばこ1箱当たりの小売定価(消費税抜き)}}{\text{紙巻たばこ1本当たりの平均小売価格(約25.40円)}} \times 0.5 \times 0.8$

●「紙巻たばこ」「葉巻たばこ」「加熱式たばこ」以外の製造たばこ●

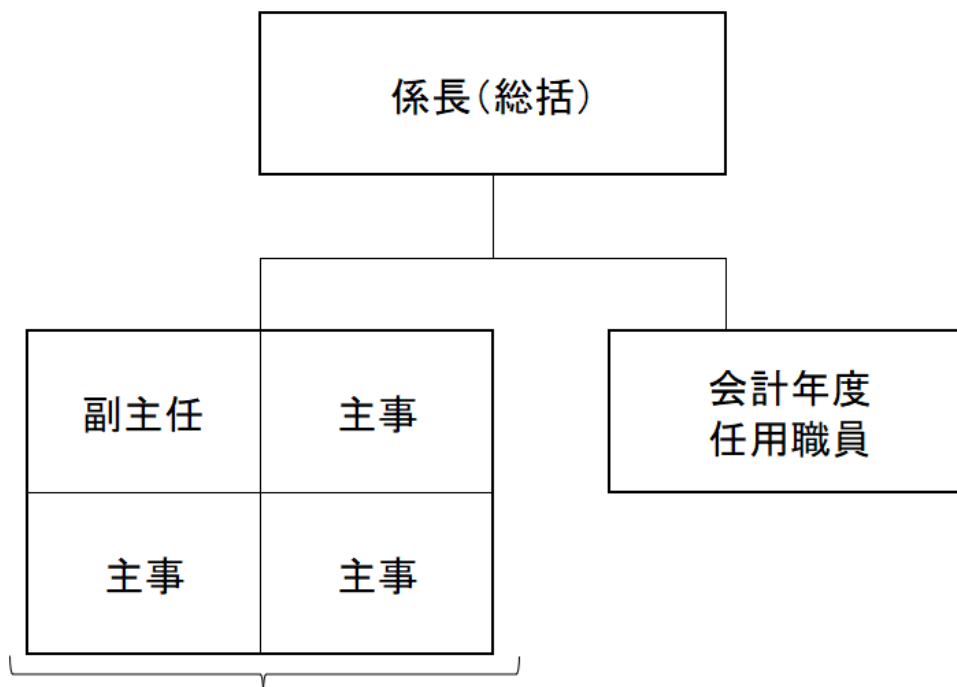
製造たばこの区分	換算方法
パイプたばこ	1グラムにつき1本として換算
刻みたばこ かみ用のたばこ かぎ用のたばこ	2グラムにつき1本として換算

2. 市たばこ税の組織体制

市たばこ税の課税事務は、税務部税制課諸税係6名（係長・副主任・主事3名・会計年度任用職員）の体制で行っている。

（参考：市の職員へのヒアリングを基に監査人作成）

【税制課・諸税係】 事業所税・軽自動車税・市たばこ税・入湯税



4名のうち、事業所税を2名が担当し、軽自動車税と市たばこ税と入湯税は4名で業務を行う。
（係長は係業務を総括し、会計年度任用職員は、諸税すべての業務を補佐する。）

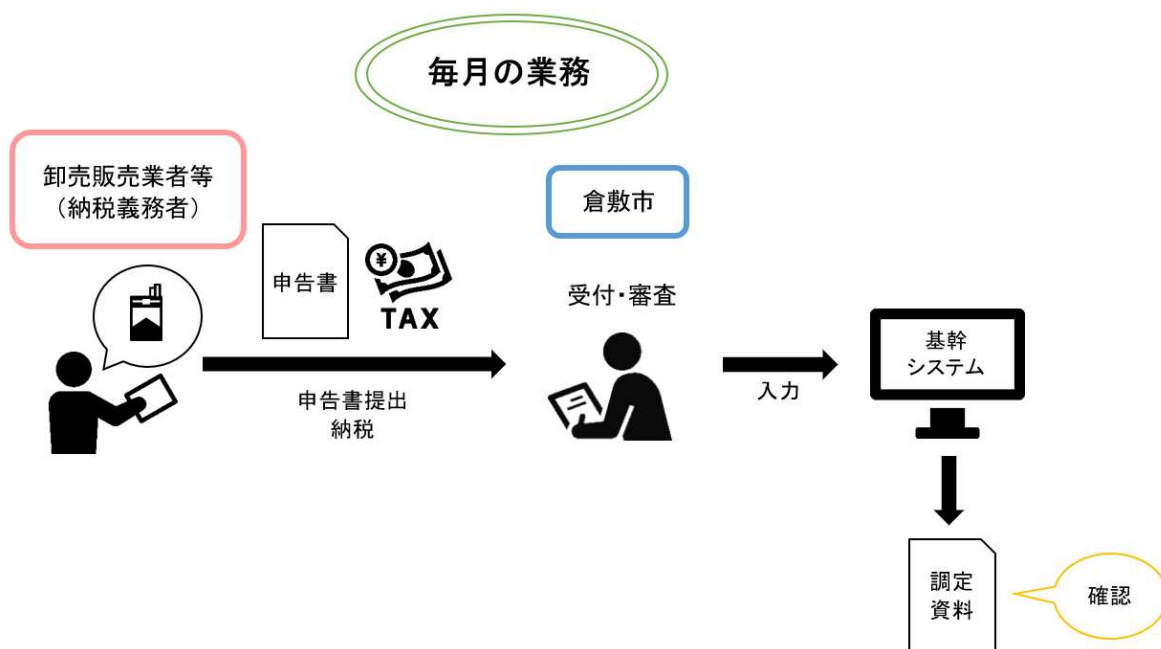
3. 市たばこ税課税事務の流れ

(1) 月次業務

卸売販売業者等は、毎月末日までに前月売渡し分「市町村たばこ税の申告書」の提出と納税を行う。これは売り渡しがあった月のみ提出義務があり、提出件数は月平均して7～8件程度になる。倉敷市は申告書を受付・審査を行う。

審査項目は、売り渡し本数及び税額が正しく記載されていることである。申告内容を月末までに基幹システムに入力し、翌月初旬に基幹システムから市たばこ税の調定内容についての資料が作成される。その内容について、入力者以外の者（職員複数）で確認を行っている。

また、岡山県は2年に1度、定期監査を実施している。県は「事業者別売り渡し本数明細表」で申告内容を把握し、市たばこ税の申告情報と照合する。照合の結果、相違があるときには内容が報告されるので、市は申告書の金額を訂正する。相違がなければ連絡はない。



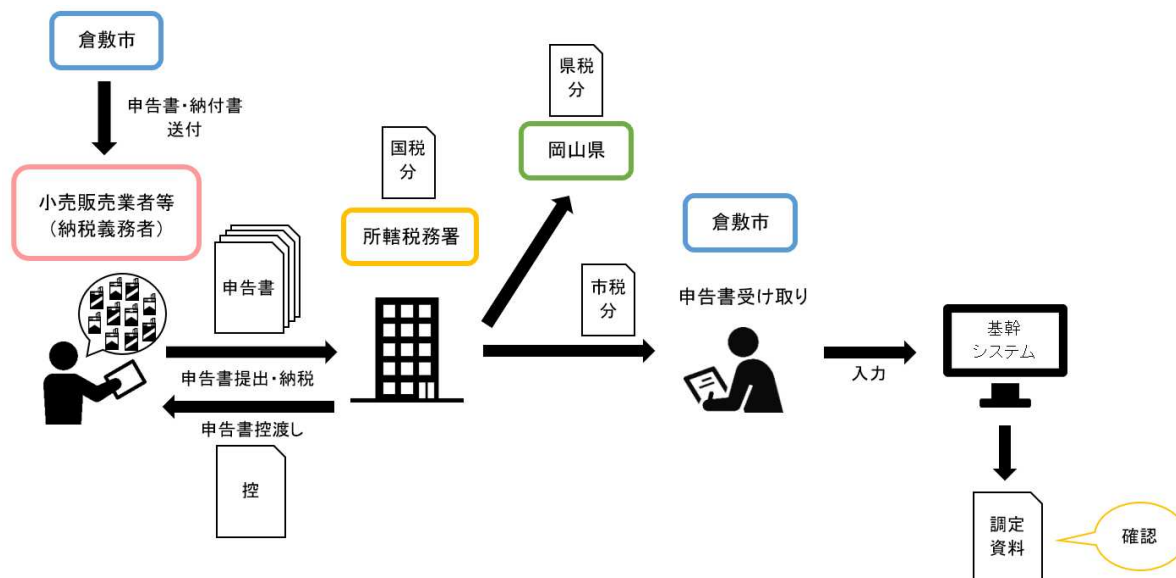
(2) 手持ち品課税

小売販売業者等は、申告期限までに申告書を提出し納期限までに納付を行う。申告書は4枚複写になっており、中身は以下のとおりである。

- ① 「たばこ税等の手持品課税納税申告書」…申告者控用
- ② 「たばこ税の手持品課税納税申告書」…税務署提出用
- ③ 「道府県たばこ税の手持品課税納税申告書」…都道府県提出用
- ④ 「市町村たばこ税の手持品課税納税申告書」…市町村提出用

申告書は、営業所又は貯蔵場所の所轄税務署に一括して提出する。

その後倉敷市に申告書が届き、市は月末までに基幹システムへ売り渡し本数及び税額を入力し、基幹システムから市たばこ税の調定資料が作成されるので、これを翌月初旬に入力者以外の者（職員複数）が確認を行う。納期限は、申告期限から約5か月後になる。



4. 市たばこ税の推移

(1) 過去5年間の市たばこ税の推移

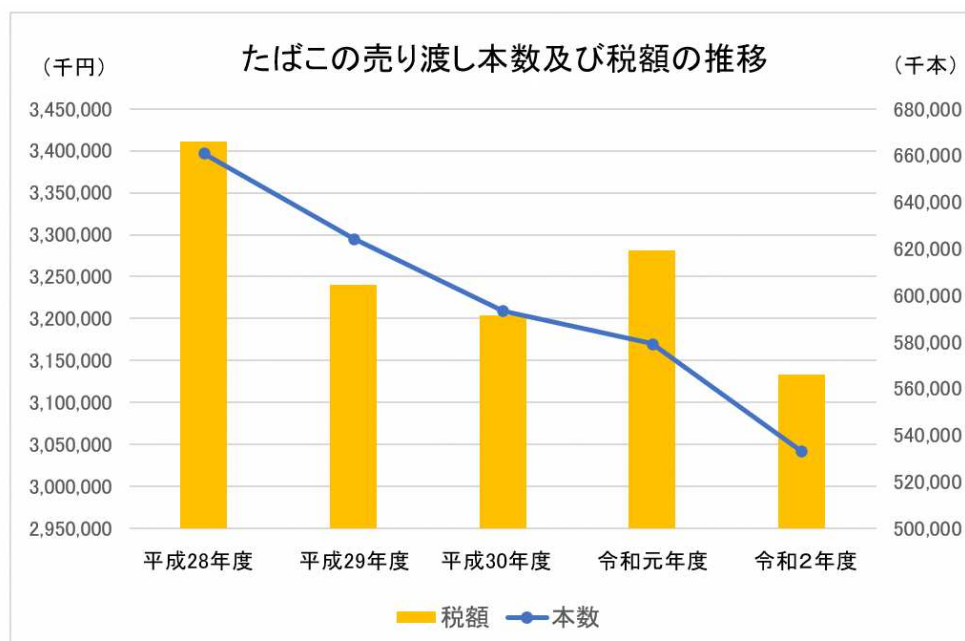
過去5年間の市たばこ税の推移は以下のとおりである。

区分	旧3級品を除く製造たばこ			旧3級品の紙巻たばこ			合計 売り渡し 本数 (千本)	合計税額 (千円)	前年比 対税額 (%)
	売り渡し 本数 (千本)	税率 (円/千本)	税額 (千円)	売り渡し 本数 (千本)	税率 (円/千本)	税額 (千円)			
H28	632,622	5,262/1000	3,328,855	28,324	2,925/1000	81,762	660,946	3,410,617	97.4
H29	601,057	〃	3,162,763	23,197	3,355/1000	77,003	624,254	3,239,766	95.0
H30	575,398	5,692/1000	3,133,301	18,004	4,000/1000	71,002	593,402	3,204,303	98.9
R1	570,027	〃	3,244,591	9,144	5,692/1000	36,862	579,171	3,281,453	102.4
R2	533,114	6,122/1000	3,133,307	-	6,122/1000	-	533,114	3,133,307	95.5

●増減理由として考えられること

※令和元年10月1日より、旧3級品の紙巻たばこは一般品と税率が統一された。この税制改正に伴い、日本たばこ産業株式会社（JT）は令和元年10月以降に旧3級品である「わかば」「エコー」「ゴールデンバット」の3銘柄を在庫分の販売をもって廃止することを発表した。

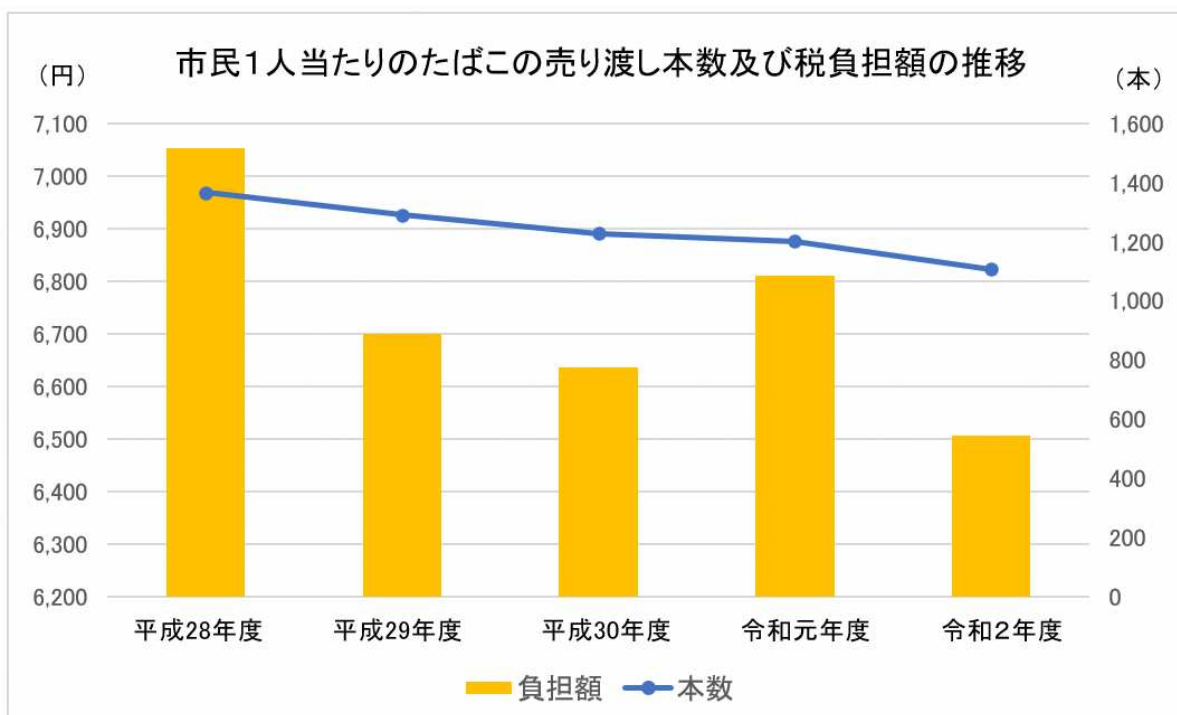
※製造たばこ（一般品）については、前述のとおり平成30年、令和2年、令和3年各年の10月1日に税率の引き上げが行われている。



(2) 市民1人当たりのたばこの売り渡し本数及び税負担額の推移

過去5年間の市民1人当たり市たばこ税売り渡し本数及び税負担額の推移は、以下のとおりである。

区分	1人当たり 売り渡し本数 (本)	1人当たり 税負担額 (円)	人口
H28	1,367	7,053	(48.4万人)
H29	1,291	6,700	(48.4万人)
H30	1,229	6,637	(48.3万人)
R1	1,202	6,810	(48.2万人)
R2	1,107	6,507	(48.1万人)



(3) 過去5年間の市たばこ税の月別申告件数

過去5年間の市たばこ税の月別申告件数は、以下のとおりである。なお、売り渡しの無い月の申告書は提出されないため、月別の申告者数は一定ではない。

年度 月	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
4月	6	8	7	6	6
5月	7	8	8	7	8
6月	6	8	8	8	8
7月	6	8	6	7	7
8月	7	6	8	6	7
9月	6	8	9	8	9
10月	7	7	8	8	7
11月	9	7	6	8	7
12月	6	8	8	8	8
1月	6	7	7	7	8
2月	8	9	8	8	8
3月	7	7	8	8	9
合計	81	91	91	89	92

5. 監査の着眼点

- (1) 課税事務は法令等に準拠して行われているか（合規性）。
- (2) 課税事務は効率的かつ経済的に行われているか（効率性、経済性）。
- (3) 課税事務は正確に行われているか。正確な課税額の計算やチェック体制は整備されているか（正確性）。
- (4) 課税は公平に行われているか。未申告者の把握や減免事務は適正に行われているか（公平性）。
- (5) 課税事務にかかる人員配置等の整備状況は適正かつ有効的か（有効性）。

6. 主な監査手続

監査手続		閲覧資料・担当課等
①	所管課へ往査、担当者への質問・意見聴取	・ 市民局税務部 税制課 諸税係
②	合規制の観点から、法令、条例等を閲覧	・ 関係法令 ・ 倉敷市市税条例
③	効率性の観点から、質問による課税事務の概況把握	・ 組織図 ・ 業務処理マニュアル
④	課税額の正確性の検証 ・ 正確性を確保するための仕組み ・ 納税義務者の把握方法の妥当性	・ 市税概要 ・ 市町村たばこ税の申告書 ・ 市町村たばこ税の手持品課税納税申告書
⑤	過去5年間の分析	・ たばこ税の決算状況（過去5年間） 調定額、収入済額、納税義務者数

7. 監査の結果及び意見

市たばこ税の税収は漸減しているが、これは喫煙者数の減少等に伴うものと推察される。市たばこ税の特徴や事務手続の概要を勘案し、監査手続を実施した。監査手続とその結果は、下記のとおりである。

（1）市町村たばこ税の申告書の課税標準に関する検証（正確性）

市では基幹システムに組み込まれているエラーチェック機能を利用して、毎月卸売販売事業者等から提出される「市町村たばこ税の申告書」（以下、申告書という）上の課税標準（たばこ本数）に基づき、納税額が正確に計算されていることを検証している。

また上述の通り、岡山県は2年に一度監査を実施し、県が把握している申告内容と申告書の内容に相違がなければ、市への指摘や報告を行わない。これまで指摘や報告がないことから、申告書に相違がないと判断している。

【 評価 18 及び意見 14 】

市たばこ税については岡山県が監査を実施しているものの、税制課で毎月、調定額確定時に前年度と比較し課税標準の妥当性の検証が行われている。このような検証作業を行うことで課税の正確性が保証されており評価する。

しかし検証作業した結果が記録されていないことから、担当部署内で共有できる記録を残すことを考慮されたい。

(2) 申告者ごとの申告額の管理について

主な事業者の令和元年度及び令和2年度の申告者ごとの納税額及び前年度比は以下のとおりである。

< A社 >

(単位：円)

	令和元年度	令和2年度	前年度比
4月	143,045,264	136,233,501	95.2%
5月	151,967,125	125,617,687	82.7%
6月	148,460,047	126,502,901	85.2%
7月	151,385,945	137,338,824	90.7%
8月	146,458,181	132,659,710	90.6%
9月	156,605,753	131,538,603	84.0%
10月	156,867,513	179,416,696	114.4%
11月	138,994,391	109,855,900	79.0%
12月	133,465,544	116,476,505	87.3%
1月	147,029,631	143,667,606	97.7%
2月	128,083,131	121,183,288	94.6%
3月	133,960,184	124,712,119	93.1%

< B社 >

(単位：円)

	令和元年度	令和2年度	前年度比
4月	125,291,001	127,646,555	101.9%
5月	129,590,248	119,535,699	92.2%
6月	127,775,957	119,944,722	93.9%

7月	129,793,788	128,955,180	99.4%
8月	129,081,753	122,247,710	94.7%
9月	135,633,666	123,797,545	91.3%
10月	133,832,808	161,878,107	121.0%
11月	130,579,182	109,879,440	84.1%
12月	123,784,590	117,136,475	94.6%
1月	133,274,082	142,414,580	106.9%
2月	118,569,465	128,608,760	108.5%
3月	125,732,950	131,996,504	105.0%

< C社 >

(単位：円)

	令和元年度	令和2年度	前年度比
4月	38,364	86,119	224.5%
5月	72,629	25,585	35.2%
6月	39,160	46,332	118.3%
7月	115,661	57,130	49.4%
8月	24,077	63,750	264.8%
9月	61,018	65,936	108.1%
10月	56,009	133,972	239.2%
11月	37,339	25,553	68.4%
12月	81,019	76,769	94.8%
1月	58,325	110,416	189.3%
2月	29,541	62,811	212.6%
3月	37,851	4,285	11.3%

(注) 各社の事業内容は次の通り。なおB社はA社のグループ企業である。

- ・ A社は国産たばこ製造事業及び輸入たばこ卸売事業
- ・ B社は国産たばこの配達等業務受託事業
- ・ C社は輸入たばこ卸売事業

【 意見 15 】

A社及びB社の納税額を確認し前年度と比較したところ、大きな増減額はない。しかしC社の納税額について前年度と比較すると、過半数以上の月で増減額が非常に大きい。

この原因について担当係に確認したところ、需要の変化に伴って売渡本数にはらつきが出ることで、また実際に売り渡した月の翌月、或いは翌々月にまとめて申告している業者もあることから、C社に対しても問い合わせや調査を実施していないということであった。課税事業者が継続して申告していたにもかかわらず数ヶ月無申告であれば、連絡をとり原因を調査するとのことであるが、該当する事業者は極めて少ないことから、これまで調査対象となる事業者はなかった。統計をとっている調定額や前年度と比較して隔たりがある場合など、一定の基準を設けて調査の要否の判断が適切に実施されているといえる。

しかし調査実績がないことから、調査実施マニュアルがなく、このため翌年度以降に調査を実施する場合に初動の遅れや調査項目の選定誤り、調査資源の分配ミスなどのリスクが懸念される。効果的かつ効率的な調査を実施するため、調査実施マニュアルを作成しておくことを推奨する。

VII 入湯税

1. 入湯税の概要

(1) 入湯税の意義と納税義務者

入湯税は、鉱泉浴場（天然温泉）における入湯行為に対して入湯客に課税するもので、市の環境衛生施設・消防施設等の整備及び観光の振興に要する費用に充てるために設けられた目的税である。

(2) 税額算定と納税方法

税額は入湯客1人1日150円（1泊2日を1日とみなす）である。納税方法は、鉱泉浴場の経営者が特別徴収義務者として入湯客から利用料に含まれた入湯税を預かり、その月の1日から末日までをまとめて翌月の15日までに市へ納めることになる。倉敷市の定める運用によると、税制課諸税係は適正な課税を担保するために毎年1回、鉱泉浴場の経営者に対して実態調査を行っている。

(3) 課税免除

次の入湯客には、入湯税を課税しない。

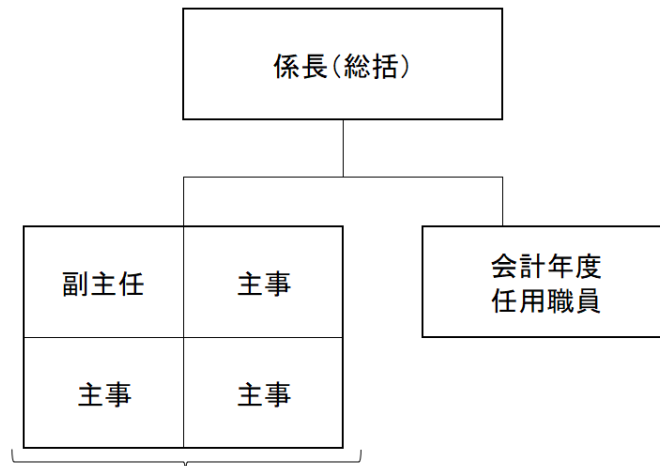
- ・ 12歳未満の人
- ・ 一般公衆浴場（いわゆる銭湯）に入湯する人
- ・ 学校教育上の行事（修学旅行等）で入湯する人
- ・ 日帰りで入湯する人（平成20年7月分より）

2. 入湯税の組織体制

入湯税の課税事務は、税務部税制課諸税係6名（係長・副主任・主事3名・会計年度任用職員）の体制を構築している。

(参考：市の職員へのヒアリングを基に監査人作成)

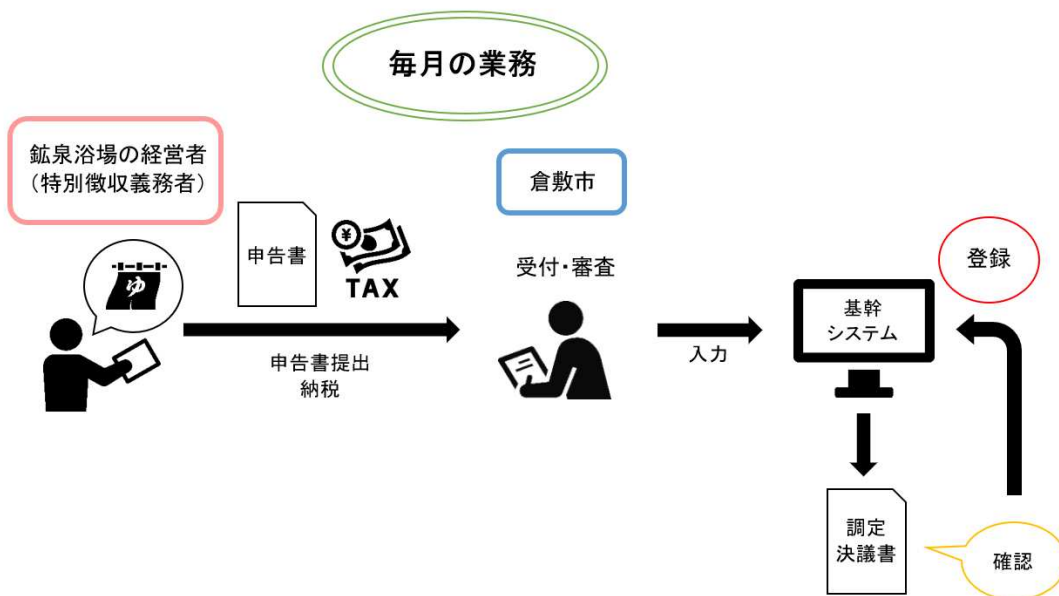
【税制課・諸税係】 事業所税・軽自動車税・市たばこ税・入湯税



4名のうち、事業所税を2名が担当し、軽自動車税と市たばこ税と入湯税は4名で業務を行う。
(係長は係業務を総括し、会計年度任用職員は、諸税すべての業務を補佐する。)

3. 入湯税課税事務の流れ

鉱泉浴場の経営者は毎月15日までに、前月の入湯客数の「入湯税申告書」(以下「申告書」という)の提出と、納税を行う。倉敷市は申告書の受付・チェックを行い、記載された入湯客数を基幹システムへ入力する。入力確認は係職員複数で行い、チェックを経て調定決議書が作成される。



また、月次業務以外には毎年11月～12月頃に実態調査が行われている。実態調査では、営業日報や売上明細表などの資料を申告書と照合し、合わせて調査日当日の入湯客数などを確認する。調査結果については「入湯税納入申告書に係る調査表」にメモとして記入し、この調査表の内容を取りまとめ、所属長の決裁を得る。

また、必要に応じて特筆すべき事柄があれば、基幹システムへ入力を行う。

4. 入湯税の推移

過去5年間における入湯税課税状況の推移は以下のとおりである。

(参考：市税概要 令和3年度版及び市職員へのヒアリングを基に監査人作成)

区分	鉱泉浴場の経営者(人) (特別徴収義務者)	入湯客数(人)	税率(円)	税額(千円)	前年対比(%)
平成28年度	6	173,298	150	25,995	109.9
平成29年度	6	164,365	〃	24,655	94.9
平成30年度	6	159,922	〃	23,988	97.3
令和元年度	7	170,096	〃	25,514	106.4
令和2年度	7	77,406	〃	11,611	45.5

(注1) 平成27年7月分より特別徴収義務者1社増加

(注2) 令和元年10月分より特別徴収義務者1社増加

●平成19年度 監査時(18年度監査分)との比較

(参考：平成19年度倉敷市包括外部監査報告書を基に監査人作成)

区分	鉱泉浴場の経営者(人) (特別徴収義務者)	入湯客数(人)	税率(円)	税額(千円)	前年対比(%)
平成14年度	4	57,027	150	8,554	100.2
平成15年度	4	54,411	〃	8,162	95.4
平成16年度	5	55,162	〃	8,274	101.4
平成17年度	5	49,046	〃	7,357	88.9
平成18年度	6	50,556	〃	7,583	103.1

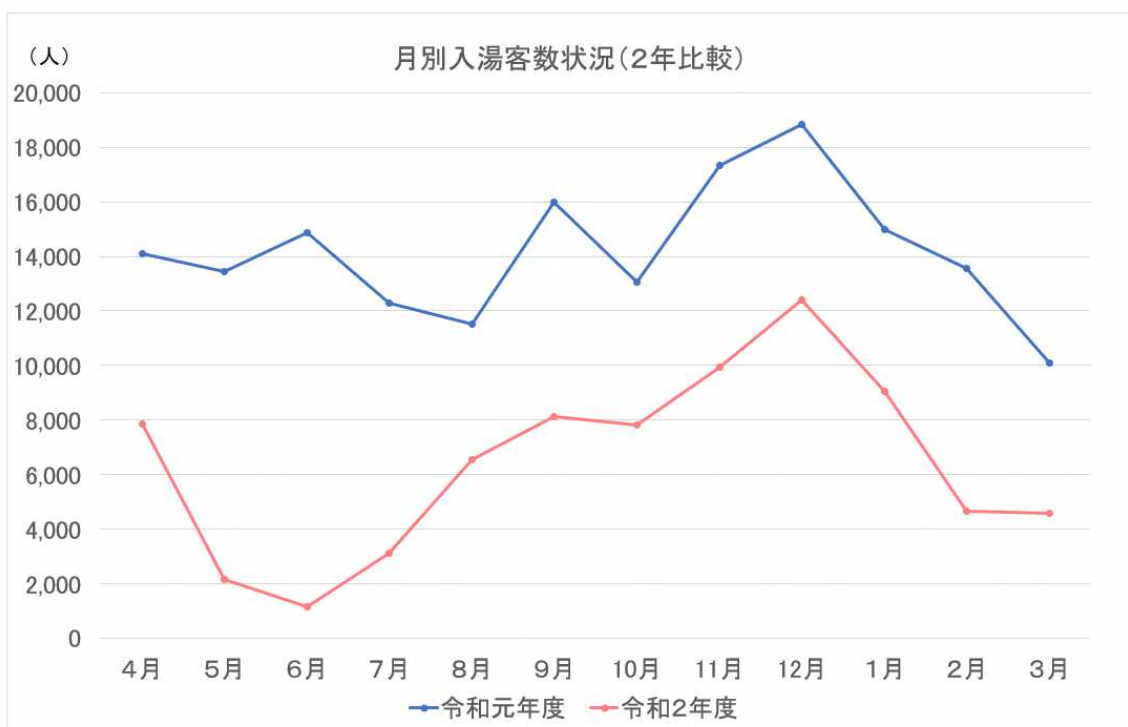
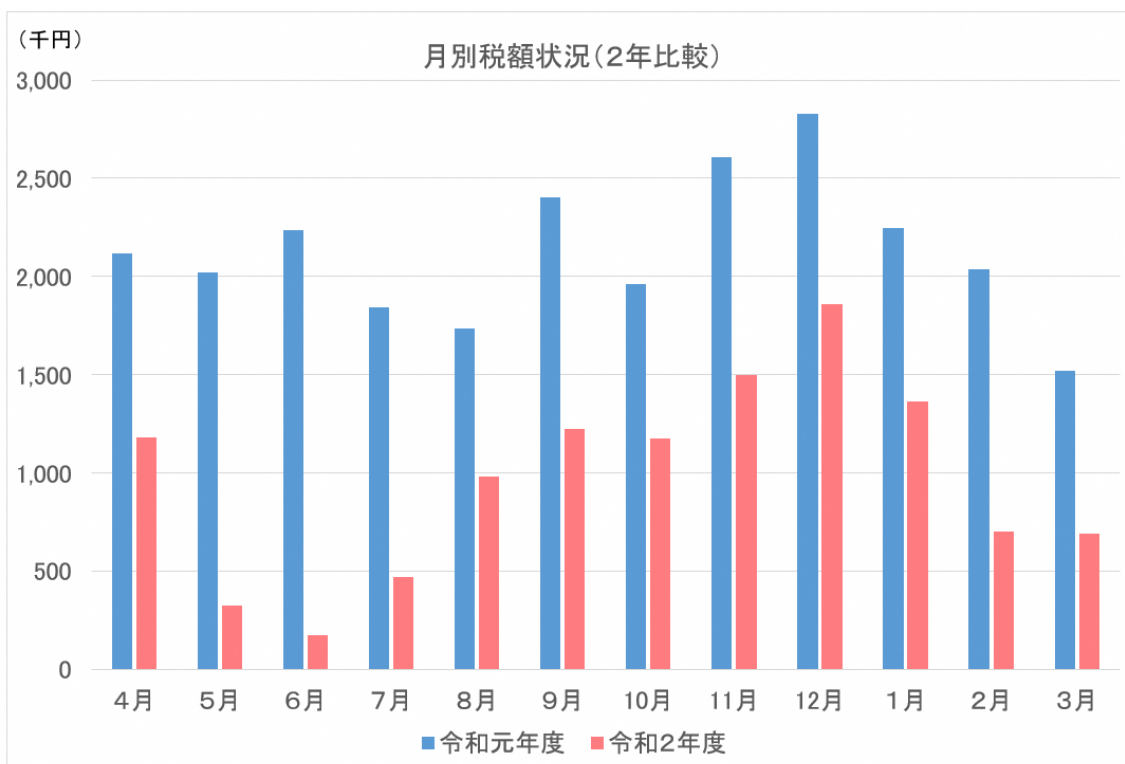
●入湯客数・税額の乖離理由

平成19年度包括外部監査（18年度監査分）の際に全申告書を閲覧し、申告書の内容を検証した結果、入湯客数が極端に少ないことが指摘された。担当課が調査したところ、入湯税の納税について特別徴収義務者の誤解により過少申告となっていたことが明らかになり、当時の特別徴収義務者4社に対し、3年間で合計78,409,350円、1年あたり約2,600万円の更正決定がされた。本来の入湯税額は1年で約3,400万円だったことになる。

区分	鉱泉浴場の経営者(人) (特別徴収義務者)	入湯客数(人)	税率(円)	税額(千円)	前年対比(%)
平成18年度	6	50,556	150	7,583	103.1
平成28年度	6	173,298	150	25,995	109.9

●令和元年度・2年度の月別税額及び入湯客数状況の比較

区分	令和元年度		令和2年度	
	入湯客数(人)	税額(千円)	入湯客数(人)	税額(千円)
4月	14,102	2,115	7,863	1,179
5月	13,448	2,017	2,158	324
6月	14,885	2,233	1,137	171
7月	12,271	1,841	3,106	466
8月	11,533	1,730	6,532	980
9月	15,988	2,398	8,137	1,221
10月	13,058	1,959	7,835	1,175
11月	17,346	2,602	9,957	1,494
12月	18,826	2,824	12,389	1,858
1月	14,977	2,246	9,059	1,359
2月	13,564	2,034	4,643	696
3月	10,098	1,515	4,590	688
合計	170,096	25,514	77,406	11,611



新型コロナウイルス感染症患者数の増加に伴う緊急事態宣言が発令され、休業あるいは営業時間短縮が要請された令和2年4月以降、特に令和2年5月から同年8月は倉敷駅前などの施設を中心に入湯客数の減少傾向が続いた。

5. 監査の着眼点

- (1) 課税事務は法令等に準拠して行われているか（合規性）。
- (2) 課税事務は効率的かつ経済的に行われているか（効率性、経済性）。
- (3) 課税事務は正確に行われているか。正確な課税額の計算やチェック体制は整備されているか（正確性）。
- (4) 課税は公平に行われているか。未申告者の把握や減免事務は適正に行われているか（公平性）。
- (5) 課税事務の整備状況（人員配置）は適正かつ有効的か（有効性）。

6. 主な監査手続

監査手続		閲覧資料・担当課等
①	所管課へ往査、担当者への質問・意見聴取	・ 市民局税務部 税制課 諸税係
②	合規制の観点から、法令、条例等を閲覧	・ 関係法令 ・ 倉敷市市税条例
③	効率性の観点から、質問による課税事務の概況把握	・ 組織図 ・ 業務処理マニュアル
④	課税額の正確性の検証 ・ 正確性を確保するための仕組み ・ 納税義務者の把握方法の妥当性	・ 入湯税の申告書 ・ 入湯税納入申告書に係る調査票
⑤	過去5年間の分析	・ 入湯税の決算状況（過去5年間） 調定額、収入済額、納税義務者数

7. 監査の結果及び意見

(1) 実態調査の実施について（正確性）

前述のとおり、倉敷市の運用では毎年1回一定の時期に、特別徴収義務者に対して実態調査を行うこととしている。その具体的方法について担当係に確認したところ、実地調査は事前連絡して実施し、特別徴収義務者が作成している「売上日報」や「日計表」といった申告書の根拠となる帳簿書類及び電子帳簿その他の資料を現地で確認する。調査実施者は、申告書と「入湯税納入申告書に係る調査表」を持っていき、現地で根拠資料と突合する方法をとっている。

しかし事業所によっては入湯客数を帳簿で管理しておらず、入湯客からの申告により入湯税を徴収する方法をとっている事業所も存在する。こうした事業所では、フロント付近などに入湯税の申告義務が必要である旨の表記を掲げ、入店時に把握できるよう努めている。

また事業所独自の方法で入湯客数をカウントし、申告者数の整合性を確保している。調査の際には、担当職員が時間を区切って目視により入湯客数を把握し、そこから全体の割合を算出して入湯客数が適正に申告されているか確認する。

さらに担当者にヒアリングを実施し、その結果をメモした上で「調査表」を作成していく。

【 評価 19 】

市は課内で統一した方法により調査を実施した結果、ある事業所について入湯客数の整合性がとれないという理由により申告漏れの可能性を指摘した。この事業所に対しては、入湯客向けに掲載している申告義務の表記内容を多言語に変えること、また精算時にもう一度、入湯の有無について確認することなどを指導した結果、数値的に申告漏れの可能性は低くなったということである。

このように、入湯客数を帳簿で管理していない事業所に対して申告漏れを減らすための適正な指導を行い、その結果申告漏れが減少したことを評価する。

(2) 調査結果の記録について（正確性）

倉敷市では入湯税の実地調査を実施し、把握した実態をもとに「調査報告書」を作成していくが、訪問調査時に携行する「調査表」へ、事業者側の立会者や調査結果など課内で定めた一定の内容を記入している。

【 評価 20 】

調査時に統一した様式のメモをとることで、調査内容の遺漏が少なくなり、また当該メモを検査証跡の記録として編綴していることは「調査報告書」の正確性につながっていると考えられる。

(3) 実地調査の実施時期の拡大（正確性）

前述のとおり、倉敷市が行う各事業者に対する実態調査の時期は、毎年おおむね同じ時期で実施されているが、調定額が最も多い繁忙月と調査時期とが重なることが多い。宿泊施設全室にユニットバスが完備されている（ユニットバスのお湯は温泉ではない）ある事業所の調査を平日の1日に限定して行っていた。

このように実施した調査から判明した利用率と、1ヶ月の申告人数から分かる利用率を比較し、概ね適正に申告されているという結果に至っている。

【 意見 16 】

実地調査の結果自体に問題は無かったが、事業所へ調査する時期を毎年同じ様な時期に実施することは実地調査のマンネリ化を招き、延いては実地調査の効果自体も遜減させてしまう。例えば、実地調査の実施時期に多少幅を持たせ、年度によって調査の実施時期を変化させることで、良い意味での緊張感のある実態調査を実施でき、これにより適正な申告の有無について、より正確な判断が期待できるのではないか。限られた行政資源の中であればこそ実態調査は効果的に実施されたい。

(4) データによる検証について

入湯税の申告について不審な点がないかを調査するにあたっては、過去の実数を比較するという方法が考えられる。例えば、当該事業所の利用者数が過去の年度に比べて不自然に減少していないか、あるいはそれぞれの事業所の利用者数増減と比較して当該事業所の利用者数増減に不自然な点がないかをチェックするといった方法が考えられる。

【 意見 17 】

担当係によると、入湯税に関して各年月の利用者数や入湯税額を月単位で把握しているということであった。合わせて事業所ごとに申告額の前年同月値との比較を行い、増減額が大きい場合には相手方に問合わせるなどして、申告額の正確性を確認しているということであった。

入湯税は過去に現在にも続く大きな更正額が出ており、監査人の私見ではあるが、この過去の更正などは相応に注意と関心を持って入湯税申告書を確認していれば、容易に発見できたものであり、その後この様なケースは発生していないとはいえ、当時、これを外部監査報告を受けるまで看過していたことも考えれば、今後も確認と検証を徹底されたい。

特に入湯税は特別徴収の方法を採っているため、申告もれ及び納入もれは厳に戒めるべきものであり、より一層の確認と検証を徹底されたい。なお、主な事業所の平成 30 年度から令和 2 年度の申告者ごとの納税額及び前年度比は次頁のとおりである。

< A社 >

(単位：円)

	平成 30 年度	令和元年度	前年度比	令和 2 年度	前年度比
4 月	639,000	611,100	95.6%	252,000	41.2%
5 月	640,050	620,100	96.8%	78,000	12.5%
6 月	634,050	627,000	98.8%	97,950	15.6%
7 月	545,100	557,100	102.2%	226,800	40.7%
8 月	577,500	573,000	99.2%	374,400	65.3%
9 月	661,050	658,050	99.5%	297,300	45.1%
10 月	592,950	550,050	92.7%	352,800	64.1%
11 月	592,950	616,050	103.8%	442,500	71.8%
12 月	621,000	582,000	93.7%	491,100	84.3%
1 月	575,100	450,000	78.2%	363,900	80.8%
2 月	546,000	468,000	85.7%	217,950	46.5%
3 月	520,050	384,000	73.8%	231,450	60.2%
合計	7,144,800	6,696,450		3,426,150	

< B社 >

(単位：円)

	平成 30 年度	令和元年度	前年度比	令和 2 年度	前年度比
4 月	87,900	108,300	123.2%	85,200	78.6%
5 月	81,000	123,450	152.4%	53,850	43.6%
6 月	89,550	126,750	141.5%	47,100	37.1%
7 月	74,700	82,350	110.2%	56,250	68.3%
8 月	86,550	113,550	131.1%	61,800	54.4%
9 月	116,550	160,950	138.0%	64,500	40.0%

10月	92,550	87,900	94.9%	56,700	64.5%
11月	96,300	84,450	87.7%	66,750	78.9%
12月	91,050	109,950	120.7%	67,350	61.2%
1月	98,250	109,650	111.6%	61,650	56.2%
2月	94,350	97,800	103.6%	44,100	45.0%
3月	83,850	87,600	104.4%	49,950	57.0%
合計	1,092,600	1,292,790		715,200	

A社及びB社の納税額を過去3年間比較し確認したところ、令和2年度は前年より大きく減少傾向にあることがわかった。これは、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う緊急事態宣言の発令により、入湯客数が減少したことに起因し、各社ともに不自然な増減はなかったと言える。

(5) 他の類似中核市との比較

平成30年度の入湯客数及び税額について、人口や財政規模が類似している中核市において比較したが、税率は地方ごとに異なること、また地域の特徴によって入湯客数に差があることから中核市との比較が困難であることを確認した。

VIII 税務事務所

1. 税務事務所・支所 往査結果

児島・玉島・水島の各税務事務所、船穂支所市民税務係、真備支所市民課税務係に往査し、証明業務、市税の収納業務について聴取し、現金実査等の監査を以下の観点から実施した。

(支所によっては省略した手続きも記載してある)

監査結果は下表のとおりである。

- ①支所の金庫中の現金等（小切手、約束手形含む）を実査し、帳簿残高と照合する。
ポイントは金庫の鍵の管理、現金過不足の有無。
- ②窓口業務の体制状況、レジのつり銭の確認状況。レジ清算テープと現金は合致しているか。
納付明細書（金種票）、収納金払込書（銀行預入額合計表）、領収済通知書（領収書控え）と現金は合致しているか。誰が銀行に預け入れに行っているか。適時に預け入れしているか。
- ③原付等の標識（プレート）の保管場所と管理状況について適正に管理されているか。
なお、本庁においての窓口収納の視察は12月1日にて実施、問題点は見受けられなかった。

税務事務所・支所住査時確認事項

	児島 税務事務所	玉島 税務事務所	水島 税務事務所	船穂 市民税務係	真備 市民課税務係
人数	4名	4名 (うち年度職員1名)	5名 (うち年度職員2名)	13名 (うち年度職員6名)	3名
他の係との兼任	なし	なし	なし	なし (ただし窓口業務は兼任)	なし (収納窓口の応援は行っている)
業務内容	市税証明 市税納付 原付登録・ 廃車・減免 申告受付 (賦課が発生 しないもの)	市税証明 市税納付 原付登録・ 廃車・減免 申告受付 (賦課が発生 しないもの)	市税証明 市税納付 原付登録・ 廃車・減免 申告受付 (賦課が発生 しないもの)	市税証明 市税納付 原付登録・ 廃車・減免 申告受付 (賦課が発生 しないもの)	市税証明 原付登録・廃車・減免 申告受付 (賦課が発生 しないもの)
市税証明書発行年間件数 (所得証明、納税証明)	約5,600件	約5,500件	約7,800件	約1,500件	約3,400件
市税納付年間件数	年間 約8,400件 176,179,888円	年間 約6,500件 166,465,382円	年間 約9,700件 271,139,704円	年間 約2,300件 56,956,346円 収納窓口取扱数	年間 約5,200件 104,108,553円 収納窓口取扱数
原付登録・廃車・ 減免申請の手続きについて	いずれも受け付ける	いずれも受け付ける	いずれも受け付ける	いずれも受け付ける	いずれも受け付ける
農業車両の把握	約5件/年	資料用意	約5件/年	把握していない	把握していない
原付等の標識(プレート)の 保管場所と管理状況	鍵付倉庫で適切に 管理されている	鍵付倉庫で適切に 管理されている	鍵付倉庫で適切に 管理されている	鍵付倉庫で適切に 管理されている	鍵付倉庫で適切に 管理されている
市民税の 相談・申告窓口業務	約180件/年	約200件/年	約240件/年	基本的には 受け付けない	約150件/年
金庫の有無	設置場所を確認した	設置場所を確認した	設置場所を確認した	設置場所を確認した	設置場所を確認した
金庫の管理方法	出納員が管理規則に 則って管理	出納員が管理規則に 則って管理	出納員が管理規則に 則って管理	出納員が管理規則に 則って管理	窓口係が管理
金庫内の実査	現金	現金・小切手・切手	現金	現金	現金
預り小切手・約束手形の有無	なし	郵便小為替・小切手	なし	なし	なし
現金実査の結果	保管方法に問題なし	保管方法に問題なし	保管方法に問題なし	保管方法に問題なし	保管方法に問題なし
出納帳の有無	電算によるものあり	電算によるものあり	電算によるものあり	あり(税制課作成)	あり(税制課作成)
レジの数	2台(証明・納付)	2台(証明・納付)	2台(証明・納付)	3台(税証明・ 税納付・市民課)	1台(証明)
レジの照合の回数/日	5回	3回	3回	2回	2回
窓口の担当者数	全員(4名)	全員(4名)	全員(5名)	9名	全員(3名)
釣銭の金額	規定額を確認した	規定額を確認した	規定額を確認した	規定額を確認した	規定額を確認した
レジ清算テープと現金の照合	毎日実施	毎日実施	毎日実施	毎日実施	毎日実施
納付明細書・収納金払込書 ・領収済通知書と現金の照合	毎日実施	毎日実施	毎日実施	毎日実施	毎日実施
納税相談への対応	本庁へ	本庁へ	本庁へ	本庁へ	本庁へ
徴収手続きの問題点	特になし	特になし	特になし	特になし	特になし
金融機関訪問時の担当者数	2名(うち1名は市民課)	2名	2名	2名(受付1名・審査1名)	1名
通帳管理	支所には無し	支所には無し	支所には無し	支所には無し	支所には無し
収納金払込書と 普通預金通帳の照合	支所では不可	支所では不可	支所では不可	支所では不可	支所では不可
未使用手書納付書の管理簿	なし	なし	なし	なし	なし
未使用手書納付書の枚数	約200枚	—	約30枚	—	—

2. 監査の結果及び意見

(1) 窓口業務の対応状況について（正確性）

【意見18】

どこの支所・税務事務所でも共通しているのは窓口での誤交付に対する細心の注意である。総じて3名から5名と少人数でありながら、証明業務、収納業務、プレートの交付を行っている。誤交付などの防止のためにダブルチェック等の統制行為をする必要があるが、業務に取り掛かっている者が居る場合に適切な統制行為を取れない場合もある。これまでに誤交付等があった事例はないが、リスクを減らすために利用者数が多い場合は、呼び出しにプラスチックの番号札などの導入を検討されたい。また全ての支所・税務事務所でも人繰りが問題となっているが、業務の性質上 face-to-face の側面も強いいため増員も検討されたい。

IX 収納事務

1. 収納事務の概要

市税は地方税法及び地方税法331条6項等で準用される国税徴収法により賦課徴収され、納税者は納付又は納入の告知に基づき納税し、市町村は収納を行う。倉敷市における市税の収納事務は、納税者から市税の納付を受けた後、税務部納税課（以下、「納税課」という）において必要な事務手続が進められている。

2. 納税課の組織体制

納税課各係の職員数及び主な業務内容は下記のとおりである。なお、下表の人数は令和3年4月1日時点の人数である。

	正規職員数	主な分掌事務
課長、課長代理	2	—
収納管理係	係長 1 職員 10	<ul style="list-style-type: none">● 課の庶務・税広報に関する事項● 収納管理及び収納計画に関する事項● 過誤納金の還付及び充当に関する事項● 収納簿の保管に関する事項● 口座振替事務に関する事項● 徴収金の収納管理及び把握に関する事項● 電算処理に関する事項
徴収係	係長 1 職員 10	現年度分及び滞納繰越分（70万円未満）の案件について <ul style="list-style-type: none">● 徴収に関する事項● 納税相談への対応業務● 督促・催告に関する事項● 滞納処分に関する事項● 納税の猶予及び執行停止に関する事項● 交付要求等の処理に関する事項

徴収管理係	係長 1 職員 6	<ul style="list-style-type: none"> ● 徴収管理に関する事項 ● 差押財産の調査 ● 納税呼びかけセンターに関する事項 ● 納税相談への対応業務 ● 証券の受託管理に関する事項 ● 督促・催告に関する事項 ● 交付要求等の処理に関する事項
滞納対策室	室長 1 職員 3	<p>高額滞納繰越分（70万円以上）及び高額滞納現年分の案件について</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 徴収に関する事項 ● 納税相談への対応業務 ● 督促・催告に関する事項 ● 滞納処分に関する事項 ● 差押財産の公売に関する事項 ● 交付要求等の処理に関する事項 ● 納税の猶予及び執行停止に関する事項
合計	35	

3. 納税課収納管理係収納事務の流れ

(1) 市税の納付方法

市税の納付方法は、大きく次の4つに分けられる。

- ① 地方税共通納税システム（eLTAX）による納付
- ② 納付書で納付
- ③ 口座振替納付
- ④ スマートフォン決済納付

(2) 納税課収納管理係が行う収納事務の概要

上記(1)の納付に係る収納事務手続きの概要は下記のとおりである。

納付方法	収納事務手続
<p>① 地方税共通納税システム (eLTAX)</p> <p>eLTAX (※1) を利用してパソコンから電子納税し、インターネットバンキングによる納付や、ダイレクト納付 (※2) する仕組み。個人住民税 (特別徴収分) などを複数の地方公共団体に対して、一度の操作で電子的に納税することが出来る。</p> <p>(※1) eLTAX は「地方税共同機構」が運営する地方税ポータルシステムの呼称で、地方税における手続きを、インターネットを利用して電子的に行うシステム。</p> <p>(※2) 事前に登録した金融機関口座から、直接税金を納付する方法。</p>	
地方税共通納税システムによる収納	納税後は地方税共同機構から倉敷市指定金融機関の会計管理者口座へ入金され公金となる。倉敷市へ送付されたデータは基幹システムへ取り込む。
② 納付書 ※	
市役所収納窓口での収納 (現金)	窓口担当者で現金を受領する際、「納付書」「領収済通知書」「領収証書」の3箇所を受領印を鮮明に押す。領収した収納金は午前11時と午後3時に取りまとめ、領収済通知書と共に倉敷市指定金融機関に持ち込む。収納日については、午前に取りまとめたものが当日、午後に取りまとめたものが翌営業日となる。
市役所収納窓口での収納 (証券受領)	小切手を受領する際、小切手整理番号が「岡山」となっていること、及び振出日が当日もしくは振出の翌日から10日以内であることを条件に、現金による受領と同じ取扱いをする。先付け小切手、約束手形の場合は、現金として取り扱うことができないため、納付 (納入) 受託証書を作成のうえ受領し、取り立てを行う。
倉敷市公金収納取扱金融機関窓口での収納	収納金は倉敷市指定金融機関に集約され公金となる。銀行及び郵便局から領収済通知書と払込取扱票 (郵便局経由の場合はイメージデータのプリント) が一旦出納室に送付され、仕分け後に納税課に届く。原本及びイメージデータのプリントは納税課で保管する。

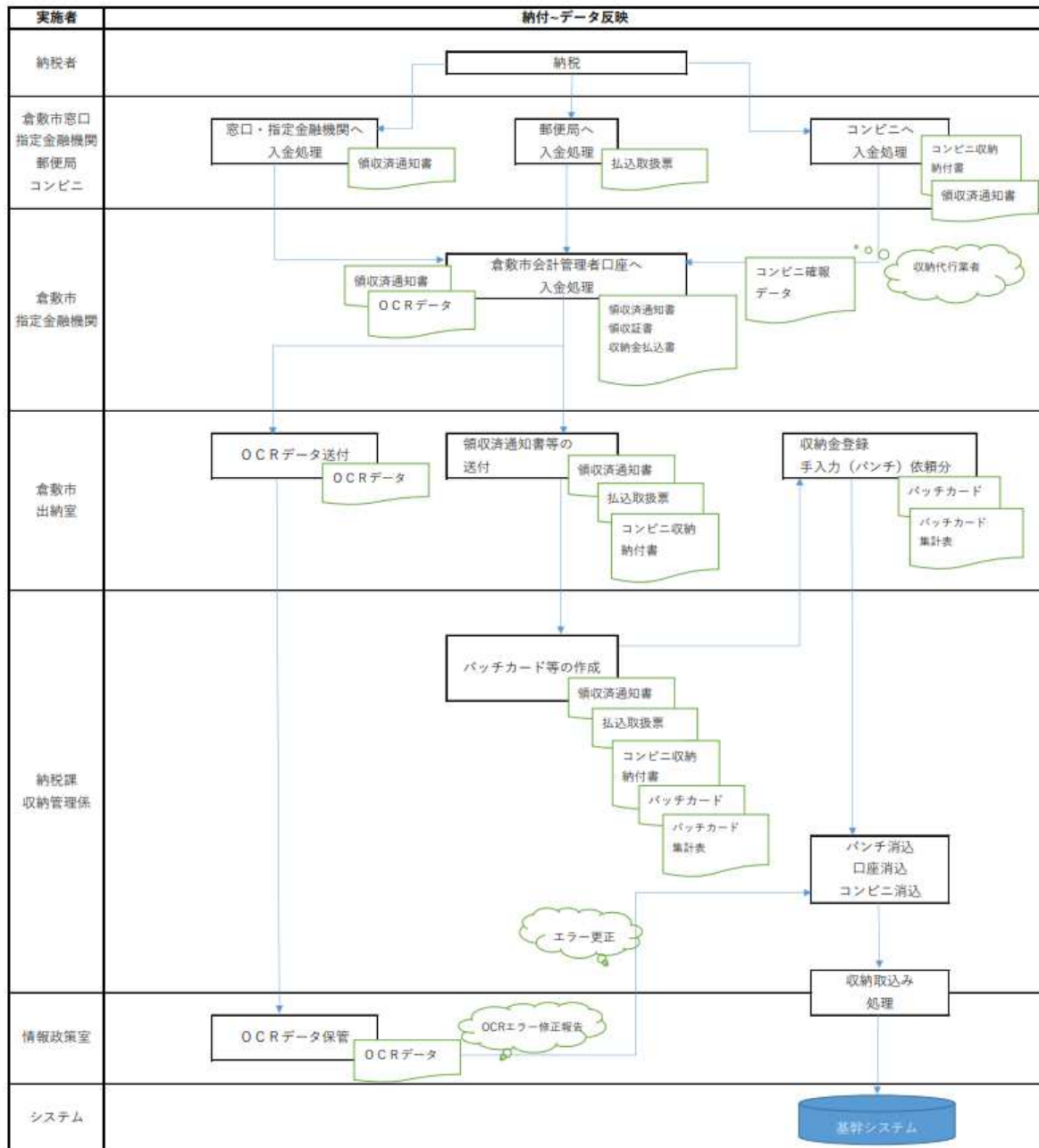
<p>コンビニエンスストアでの収納</p>	<p>収納金は、コンビニ収納代行業者（以下、「代行業者」という）を介して倉敷市指定金融機関に集約され公金となる。公金となる日（以下、「公金日」という）は、月に6回ある。</p> <p>収納データは代行業者から納税課へ送付され、公金日の消込処理により納付履歴となる。領収済通知書などは送付されない。</p>
<p>③ 口座振替</p>	
<p>金融機関口座振替による収納</p>	<p>電子媒体で引き渡した振替依頼データにより金融機関が振替処理を行う。公金日は振替日当日。</p> <p>倉敷市は納付履歴となる振替結果データを受領し、基幹システムへ取り込む。</p>
<p>④ スマートフォン決済</p>	
<p>スマートフォン決済アプリを利用して納付書のバーコードをスマートフォン等のカメラで読み込むことで、事前に登録されている口座やアプリにチャージされた金額から市税を納付する方法。納付には専用の決済アプリの登録が必要。</p>	
<p>スマートフォン決済アプリを利用した収納</p>	<p>コンビニエンスストアでの収納と同じ事務手続きを行う。領収証書が発行されないため、領収証書が必要な場合は窓口（市役所・各支所、金融機関、コンビニ）納付する必要がある。</p> <p>また納税証明書が発行可能になるのは、納付から公金日となるまでの2週間程度を要する。</p>

期限内のバーコード付納付書や1枚当たりの納付額が30万円以下の納付書でなければ、コンビニエンスストア及びスマートフォン決済で納付できない。

※金融機関窓口等で収納した場合、システム反映までの業務フロー概要は下記のとおりである。

(倉敷市消込処理マニュアル及びヒアリングを参考に監査人作成)

収納事務の流れ（現金・証券受取）

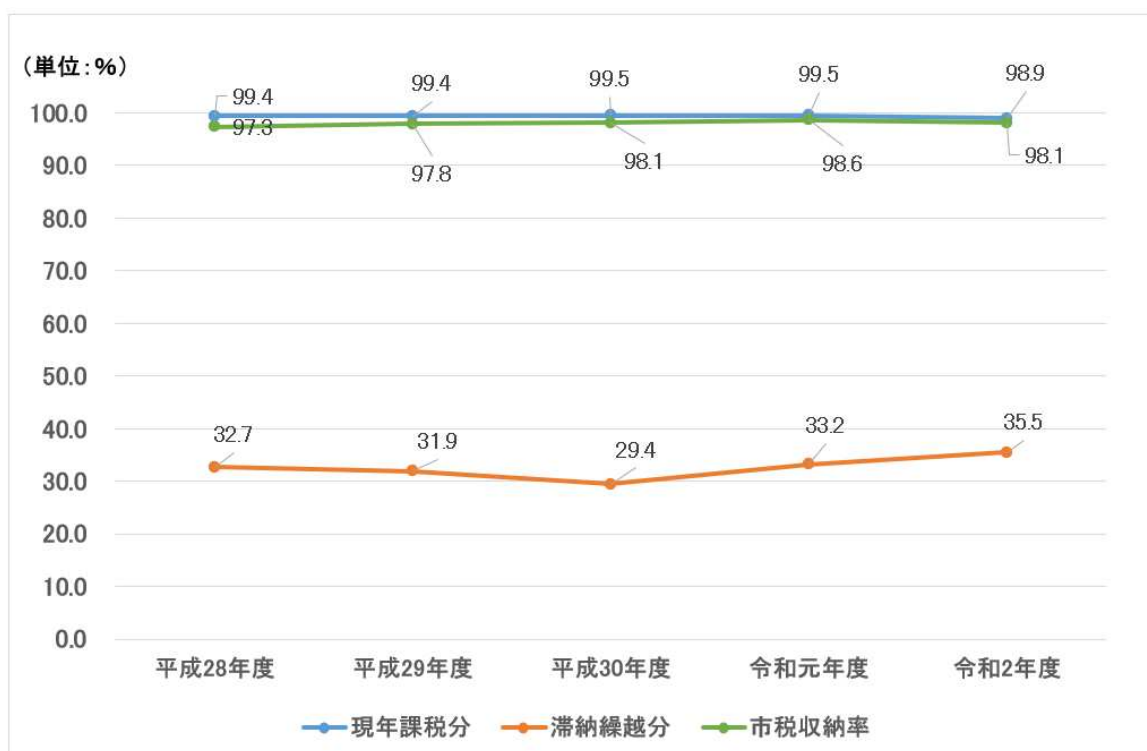


出納室から領収済通知書その他の納付根拠資料を受領後、税目・調定区分・公金日に仕分けする。納付根拠資料を基に入力送付票を作成し、情報政策室へ納付根拠資料と共に提出する。入力送付票を基に情報政策室でパンチ入力が行われ、納税課にて作成されたデータを確認後バッチ処理で、基幹システムへの納付取り込み処理を行う。

4. 市税収納率の推移

過年度からの市税収納率の推移は下記のとおりである。

(参考：倉敷市提供資料を基に監査人作成)



令和2年度の市税収納率は98.1%となっており、高い収納率を保持している。また、全国平均や同規模の中核市と比較しても市の収納率は高い状況にある。

その主な要因は、滞納繰越分の収納率が他の中核市と比較して高いことによるものであると考えられる。

(参考：令和3年度版市税概要を基に監査人作成)

他の中核市との比較

(単位：件・百万円)

令和2年度	調定額	収入額	収納率
倉敷市	85,346	83,740	98.1%
豊田市	107,991	106,946	99.0%
大分市	79,831	78,691	98.6%
東大阪市	79,193	77,710	98.1%
福山市	76,634	74,494	97.2%
西宮市	90,424	87,652	96.9%
柏市	71,425	69,218	96.9%
高松市	66,486	64,405	96.9%
金沢市	85,057	82,263	96.7%
尼崎市	82,312	79,557	96.7%
富山市	77,369	73,826	95.4%
中核市の平均	59,666	57,961	97.1%

5. 監査の着眼点

- (1) 収納管理事務は法令等に準拠して行われているか(合規性)。
- (2) 収納管理事務は効率的かつ経済的に行われているか(効率性、経済性)。
- (3) 収納管理事務は正確に行われているか(正確性)。
- (4) 収納管理事務は公平に行われているか(公平性)。
- (5) 収納管理事務の整備状況(人員配置等)は適正かつ有効的か(有効性)。

6. 主な監査手続

監査手続		閲覧資料・担当課等
①	所管課へ往査、担当者への質問・意見聴取	・ 市民局税務部 納税課 収納管理係
②	合規性の観点から、法令、条例等を閲覧	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地方税法 ・ 倉敷市市税条例 ・ 地方税法施行令 ・ 国税徴収法
③	正確性の観点から、質問、資料などによる概況把握	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市税概要 ・ 税務統計 など
④	効率性の観点から収納管理事務の概況把握	<ul style="list-style-type: none"> ・ 納税課組織図 ・ 収納事務の流れ ・ 令和 2 年度滞納整理方針 ・ 口座振替処理マニュアル ・ 還付事務マニュアル ・ 日計処理マニュアル ・ 消込処理マニュアル ・ 電算処理マニュアル
⑤	過去 5 年間の分析	・ 過去 5 年間の収納率の推移
⑥	その他	・ 必要に応じて資料を請求

7. 監査の結果及び意見

徴収事務の執行状況について

監査の結果

全国的に見ても非常に高い水準の収納率であり、特別な問題点はない。今後もより一層の業務執行に努められたい。

【意見19】

業務の執行状況については特別な問題点は見当たらないが、監査人の意見として収納管理係がより一層の高みを目指して、eLTAXにおける共通納税システムの推進をして頂きたい。この方法であれば電子申告を行った申告情報や特徴税額通知データを共通納税システムに引き継いで納税することができるため、収納率もさることながら管理業務の軽減にも繋がり、納税者の利便性も向上する。当該システムの周知活動、県単位での勧奨活動などを働き掛けていくことを提案する。

X 滞納整理事務

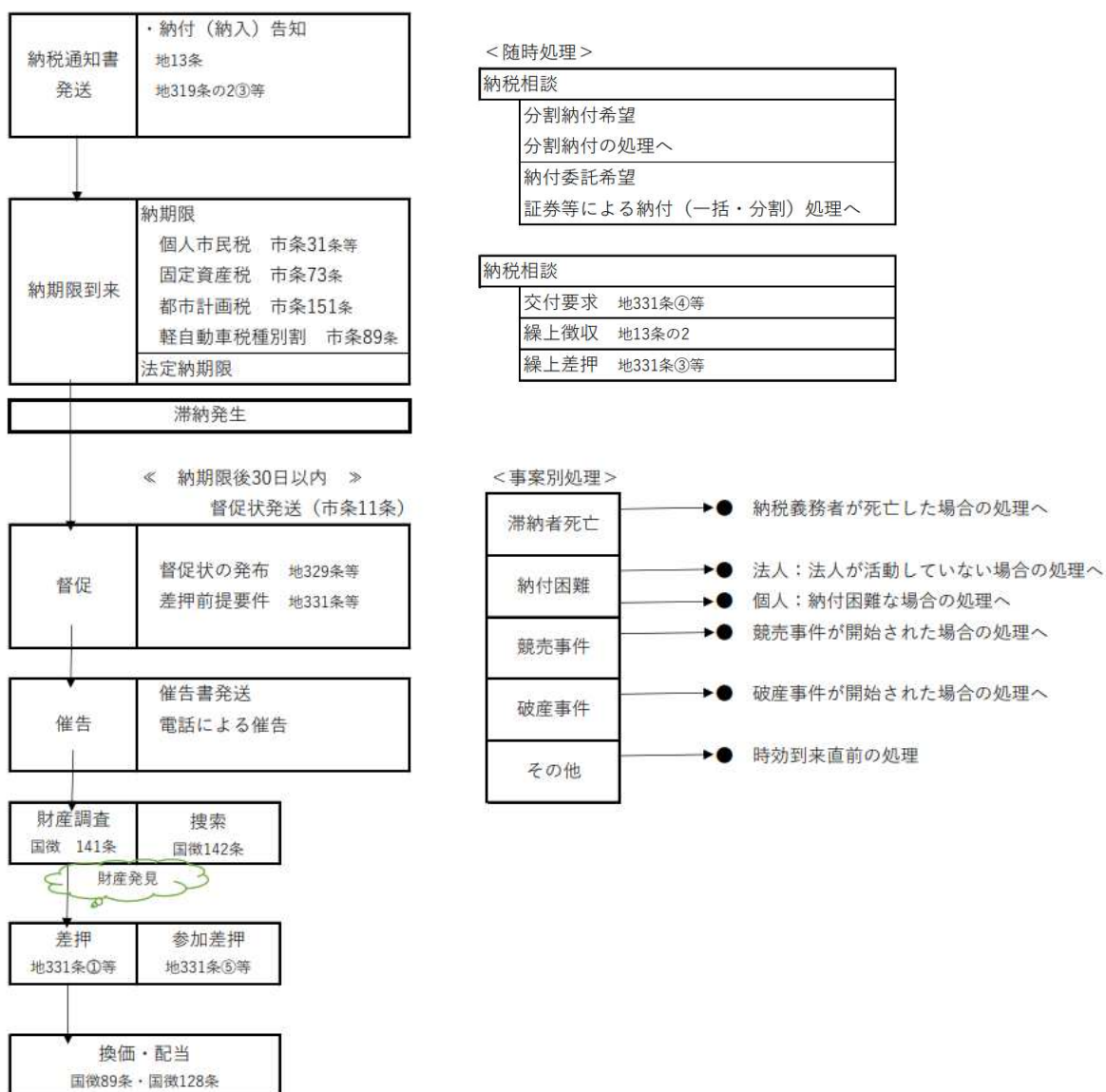
I. 滞納整理事務の概要

(1) 滞納発生から完納/不納欠損処理までの流れ

滞納整理事務は、納税者から納期限までに市税の納付が行われなかった際に滞納処分を行うための手続であり、納税課において実施される手続の総称である。主な流れは下記表のとおりである。

(倉敷市「滞納整理の基準」及びヒアリングを参考に監査人作成)

徴収事務の流れ



(注) 略称表記内容 地：地方税法、国徴：国税徴収法、市条：倉敷市市税条例

- 納税義務者が死亡した場合の処理へ
相続人の有無や差押有効財産の有無を調査した上で、相続状況を勘案し、差押えや即時欠損に至る。

- 法人：法人が活動していない場合の処理へ
法人の解散の有無や法人の活動実態の有無を勘案し、差押えや即時欠損に至る。

- 個人：納付困難な場合の処理へ
納付可能かどうかを調査した上で、納税相談に応じたり、執行停止を行う。

- 競売事件が開始された場合の処理へ
交付要求を行い、配当見込みがなければ差押有効財産の有無を勘案し、差押えなどを行う。

- 破産事件が開始された場合の処理へ
交付要求を行い、破産終結後、差押有効財産の有無を勘案し、差押えなどを行う。

- 時効到来直前の処理
催告や財産調査を行った上で、分割納付の処理を開始する場合や差押有効財産を差押える場合がある。時効により租税債権を消滅させることは納税者に著しく不公平感を与えるため、翌年度末までに時効を迎える事案の滞納整理を優先して行う。

(2) 滞納処分に係る各手続の概要

①督促

市税の納期限が過ぎると30日以内に督促状が一括して発送される。

なお、地方税法329条等においては、督促状の発送期限を「納期限後二十日以内」とし、特別の事情がある市町村においては当該市町村の条例で地方税法第329条等に規定する期間と異なる期間を定めることができるとされているため、別途条例を定め、30日以内に送付することとしている。

倉敷市市税条例

第11条 納税者又は特別徴収義務者が納期限までに、徴収金を完納しない場合においては、徴税吏員は、納期限後30日以内に期限を指定して、督促状を発しなければならない。ただし、繰上徴収をする場合においては、この限りでない。

倉敷市における督促状発送状況は下記のとおりであり、発送件数は平成28年度の年間約12万件から令和2年度の年間約10万件へと5年間で約2万件減少している状況にある。

(出典：倉敷市提供資料)

滞納処分に係る手続(督促)について

税目		年度	(単位:件・千円)				
			平成28年度 H29.3末 督促	平成29年度 H30.3末 督促	平成30年度 H31.3末 督促	令和元年度 R2.3末 督促	令和2年度 R3.3末 督促
市・県民税 (普通徴収)	件数		31,509	30,630	30,363	29,940	27,753
	金額		959,490	983,425	965,735	981,330	916,024
固定資産税 都市計画税	件数		56,753	56,143	54,186	51,218	46,749
	金額		1,411,945	1,425,697	1,361,829	1,274,654	1,171,805
軽自動車税	件数		21,368	20,935	20,502	19,762	16,071
	金額		147,465	150,528	151,179	149,830	123,179
市・県民税 (特別徴収)	件数		10,448	11,390	11,713	11,806	10,146
	金額		334,001	354,387	365,607	375,015	313,868
申告税	法人 市民税	件数	699	689	709	774	612
		金額	52,739	49,871	53,720	60,553	57,561
	事業所税	件数	12	15	19	25	20
		金額	13,205	12,020	30,709	23,243	91,696
	入湯税	件数	0	0	0	0	0
		金額	0	0	0	0	0
	市たばこ税	件数	0	8	0	3	5
		金額	0	8,625	0	9	301
計	件数		120,789	119,810	117,492	113,528	101,356
	金額		2,918,845	2,984,553	2,928,779	2,864,634	2,674,434

②催告

催告の方法としては、文書による催告、電話による催告がある。文書による催告は、年度ごとに作成する滞納整理事業計画においてスケジュールを定めた上で、督促状発送後も未納が続く現年度及び繰越滞納者に対して一斉に催告文書が発送される。令和2年度においては、10月、12月、3月、5月に現年度滞納者、7月及び12月に繰越滞納者に対して一斉に催告文書を発送している。また、スケジュール外においても、必要に応じて個別に催告文書を発送している。

電話による催告は、納税呼びかけセンターの会計年度任用職員により年間を通じて随時実施されている。市県民税特別徴収の現年度分の未納者に対して納付の呼びかけを行い、市税の早期納税を図る目的で実施されている。

電話催告の実施状況（納税者と電話による交渉を実施できた件数）は以下のとおりである。架電件数は毎年減少傾向にあるものの、催告後の納付件数及び納付金額に大きな変動はない。

（出典：倉敷市提供資料）

架電件数と架電後の納付件数

（単位：件・千円）

税目	年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
		H29.3末	H30.3末	H31.3末	R2.3末	R3.3末
		催告				
総架電件数		27,616	22,413	5,224	2,249	1,349
納付書送付件数		-	-	-	4,701	5,448
約束件数		7,514	6,352	1,976	993	745
納付件数		9,123	7,149	4,868	7,114	6,216
納付金額		233,185	222,649	209,006	252,732	216,517

平成27年度から5名（令和元年6月から令和2年3月までは4名）での実績

平成28年度より市県民税（特別徴収）の呼びかけを開始

平成29年度より受電業務を開始（下記「受電件数」参照）

平成30年度は西日本豪雨災害のため7月から9月にかけて架電等を一時的に中止

令和元年度より納付書（口座振替不能分）送付を開始

受電件数

税目	年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
		H29.3末	H30.3末	H31.3末	R2.3末	R3.3末
受電件数		-	6,210	43,620	37,700	36,942

受電件数：納税課にかかってきた電話件数

受電は平成30年2月より開始（平成29年度は2ヶ月の実績）

③財産調査

財産調査は、滞納処分のために滞納者の財産を調査することを目的として実施される。財産調査には以下のような調査があり、銀行や郵便局、保険会社、取引先等へ照会することにより実施する。

預貯金の調査

給与や年金の調査

売掛金の調査

家賃収入の調査

保険契約の調査

その他債権の調査

借入状況等の調査

不動産の調査

自動車の調査

その他所有動産の調査

④搜索

搜索は、差押えるべき財産を発見すること、差押不動産の換価価値を評価すること、以前に差押えた財産を搬出すること等を目的として、相手の意思の有無にかかわらず行う職権による強制調査である。滞納者だけでなく、滞納者の財産を所持し引き渡しをしない第三者の居宅なども搜索の対象となる。

⑤差押え

差押えとは、執行機関が債務者の一定財産についての処分を禁止する行為であり、差押財産は市税徴収上不利になるような法律上の財産処分（売買・贈与）や事実上の財産処分（毀損・廃棄）が禁止されることとなる。なお、滞納処分の差押えは徴税職員が行う強制的な行政行為のため、滞納者の同意を必要としない。差押えの要件は、法令上、地方税法の各節（税目ごと）に定められており、納期限後に督促状を発送した日から起算して10日を経過した日の翌日に差押えが可能となる。差押えを行った場合、財産によっては滞納者本人だけでなく、その財産の利害関係者（勤務先、金融機関、不動産の抵当権者等）に差押通知書などを送付する。平成28年度以降の差押えの状況は次の表のとおりであり、重要な変動は生じていない。

滞納処分に係る手続き(差押え)について

(出典：倉敷市提供資料)

滞納処分に係る手続き(差押)について

(単位：件・千円)

区分		年度		平成28年度 H29.3末				
				不動産等	動産・有価証券等	債権	参加差押	電話加入権 無体財産権
前年度からの繰越	件数	316	1	603	278	0	1,198	
	金額	948,047	909	451,880	273,122	0	1,673,958	
本年度の処分	件数	33	1	2,199	28	0	2,261	
	金額	26,476	1,313	551,527	12,965	0	592,281	
本年度の解除	件数	110	1	2,116	49	0	2,276	
	金額	178,341	1,313	554,293	51,962	0	785,909	
翌年度への繰越	件数	239	1	686	257	0	1,183	
	金額	796,182	909	449,114	234,125	0	1,480,330	

区分		年度		平成29年度 H30.3末				
				不動産等	動産・有価証券等	債権	参加差押	電話加入権 無体財産権
前年度からの繰越	件数	239	1	686	257	0	1,183	
	金額	796,182	909	449,114	234,125	0	1,480,330	
本年度の処分	件数	34	18	2,120	11	0	2,183	
	金額	43,841	22,974	404,473	14,627	0	485,915	
本年度の解除	件数	95	18	2,179	64	0	2,356	
	金額	165,132	23,555	514,833	89,837	0	793,357	
翌年度への繰越	件数	178	1	627	204	0	1,010	
	金額	674,891	328	338,754	158,915	0	1,172,888	

区分		年度		平成30年度 H31.3末				
				不動産等	動産・有価証券等	債権	参加差押	電話加入権 無体財産権
前年度からの繰越	件数	178	1	627	204	0	1,010	
	金額	674,891	328	338,754	158,915	0	1,172,888	
本年度の処分	件数	39	0	2,229	9	0	2,277	
	金額	33,531	0	324,711	13,838	0	372,080	
本年度の解除	件数	80	0	2,345	78	0	2,503	
	金額	65,641	0	447,154	57,852	0	570,647	
翌年度への繰越	件数	137	1	511	135	0	784	
	金額	642,781	328	216,311	114,901	0	974,321	

区分		年度		令和元年度 R2.3末				
				不動産等	動産・有価証券等	債権	参加差押	電話加入権 無体財産権
前年度からの繰越	件数	137	1	511	135	0	784	
	金額	642,781	328	216,311	114,901	0	974,321	
本年度の処分	件数	22	6	1,809	9	0	1,846	
	金額	31,476	5,310	270,652	8,190	0	315,628	
本年度の解除	件数	56	1	1,830	37	0	1,924	
	金額	47,752	3,266	303,843	26,019	0	380,880	
翌年度への繰越	件数	103	6	490	107	0	706	
	金額	626,505	2,372	183,120	97,072	0	909,069	

区分		年度		令和2年度 R3.3末				
				不動産等	動産・有価証券等	債権	参加差押	電話加入権 無体財産権
前年度からの繰越	件数	103	6	490	107	0	706	
	金額	626,505	2,372	183,120	97,072	0	909,069	
本年度の処分	件数	12	4	989	3	0	1,008	
	金額	11,789	10,009	188,484	11,169	0	221,451	
本年度の解除	件数	34	4	1,176	19	0	1,233	
	金額	27,948	9,493	211,396	12,548	0	261,385	
翌年度への繰越	件数	81	6	303	91	0	481	
	金額	610,346	2,888	160,208	95,693	0	869,135	

⑥繰上徴収・繰上差押

繰上徴収とは、徴収の確保を図るために、競売や破産手続が開始されたとき等、地方税の徴収を完全に履行できないと認められる一定の事由が存在する場合に、納期限前であってもその納期限を繰り上げて徴収することができる制度である。繰り上げた納期限後には、差押えや交付要求することが可能となる。

繰上差押については、上記同様、地方税の徴収を完全に履行できないと認められる一定の事由が存在する場合には、上記⑤にて記載した「督促状を発送した日から起算して10日を経過した日の翌日」を待たずに差押えを実行することができる制度である。

⑦交付要求

交付要求とは、滞納者の財産について、既に強制換価手続（滞納処分や強制執行、競売、破産手続）が開始されている場合に、その手続に参加して配当を受け、それにより租税を徴収する手続のことをいう。未納市税があり、かつその財産について強制換価手続が行われた場合に、執行機関に対し交付要求が行われる。

⑧参加差押

参加差押とは、既に滞納処分による差押えがされた不動産や動産などについて、後から参加して行う差押えのことをいう。参加差押を行った場合は、先行の執行機関より換価代金から配当を受けることができ、先行差押が解除された場合には、参加差押をしたときにさかのぼって差押えの効力が生じることとなる。

⑨換価

差押財産の換価は、差押えた滞納者の財産を売却し、その売却代金をもって未納市税を徴収することを目的として実施される。預貯金等の債権は金融機関等からの金銭の取り立てにより行われ、動産や不動産は公売（差押えた財産を入札等の方法により売却して金銭に換える手続）による換価手続が行われる。平成28年度以降の公売の実施状況は下記のとおりであり、公売実績はごく少数となっている。

(出典：倉敷市提供資料)

滞納処分に係る手続き(換価)について

(単位：件・千円)

区分		年度	平成28年度 H29.3末			
			不動産	動産	その他	計
公売公告をしたもの	人数		4			4
	物件数		4			4
	税額		10,267			10,267
公売をしたもの	人数		3			3
	物件数		3			3
	税額		6,497			6,497
	公売代金		23,840			23,840
	本税充当		6,497			6,497

(単位：件・千円)

区分		年度	平成29年度 H30.3末			
			不動産等	動産	その他	計
公売公告をしたもの	人数		5			5
	物件数		5			5
	税額		16,467			16,467
公売をしたもの	人数		4			4
	物件数		4			4
	税額		15,741			15,741
	公売代金		17,040			17,040
	本税充当		9,814			9,814

(単位：件・千円)

区分		年度	平成30年度 H31.3末			
			不動産等	動産	その他	計
公売公告をしたもの	人数		3			3
	物件数		3			3
	税額		2,050			2,050
公売をしたもの	人数		2			2
	物件数		2			2
	税額		1,303			1,303
	公売代金		10,800			10,800
	本税充当		1,293			1,293

(単位：件・千円)

区分		年度	令和元年度 R2.3末			
			不動産	動産	その他	計
公売公告をしたもの	人数		4			4
	物件数		4			4
	税額		3,800			3,800
公売をしたもの	人数		1			1
	物件数		1			1
	税額		1,043			1,043
	公売代金		1,470			1,470
	本税充当		1,043			1,043

(単位：件・千円)

区分		年度	令和2年度 R3.3末			
			不動産	動産	その他	計
公売公告をしたもの	人数		1	1	1	3
	物件数		1	5	1	7
	税額		755	1,602	0	2,357
公売をしたもの	人数			1		1
	物件数			5		5
	税額			1,602		1,602
	公売代金			16		16
	本税充当			16		16

※人数・物件数欄は、年度中に重複しているものは1件として計数

⑩配当

強制換価手続により得られた金銭を、手続費用及び差押えに係る債権に充てるとともに債権者に配分し、なお残余があれば財産の所有者（滞納者）に交付する手続のことをいう。

⑪分割納付

期限内一括納付が原則であるが、分割納付の申出があった場合において、生活状況、財産状況、収支状況などを確認のうえ、分割納付がやむを得ない、かつ分割納付額が妥当であると判断した場合には分割納付を認める。

なお、原則として分納を誓約する書類「未納の市税債務の承認及び納付確約書」を提出させる。

また、分割納付を行っている滞納者は、定期的に分割納付が履行されているかを監視し、不履行の場合には電話又は文書にて催告を行うこととされている。

⑫徴収の猶予

徴収の猶予とは、下記の事由によって市税を一時に納付することができないと認められる場合、申請に基づき、資金調達のための時間的余裕を与えるために一定期間、財産の差押えや換価（売却）を猶予し、納税の緩和をはかる制度である。

- 納税者等の財産が震災、風水害、火災その他の災害を受け、又は盗難に遭った場合
- 納税者本人もしくは一定の親族が病気にかかった、又は負傷した場合
- 事業の休廃止等の場合
- 事業に著しい損失を受けた場合

⑬換価の猶予

換価の猶予とは、市税を一時に納付することにより事業の継続又は生活の維持が困難になるおそれがあると認められるときに、申請に基づき、滞納処分による換価を猶予して納税の緩和をはかる制度である。

⑭滞納処分の執行停止

滞納者が一定の事由に該当するときに、滞納処分の執行を一時停止することであり、徴収の猶予、換価の猶予とともに徴収の緩和制度の一つである。地方税法第15条の7において執行停止の要件が定められており、次の各号のいずれかに該当する事実があると認めるときは滞納処分の執行停止を行うことができる。

- 滞納処分する財産がない場合（1項1号）、
- 滞納処分をすることによって生活を著しく窮迫させる場合（1項2号）、
- 所在及び財産がともに不明の場合（1項3号）

⑮不納欠損処理

不納欠損とは、税の納税義務を消滅させる行為のことであり、「執行停止」によるものと「消滅時効」によるものがある。「執行停止」による不納欠損処理については、原則として、滞納者が法律に定められている事由（生活困窮等）に該当し執行停止となった状態が3年継続したものについて納税義務が消滅する。「消滅時効」による不納欠損については、差押え等の権利を行使することなく一定期間が経過したことに伴い、時効が成立し、その権利が消滅する。平成28年度以降の不納欠損処理状況は下記のとおりとなっており、不納欠損処理金額は減少傾向にある。

(出典：倉敷市提供資料)

不納欠損処理

税目		年度	(単位:件・千円)				
			平成28年度 H29.3末	平成29年度 H30.3末	平成30年度 H31.3末	令和元年度 R2.3末	令和2年度 R3.3末
不納欠損処理							
市・県民税 (普通徴収)	件数	4,386	3,178	2,448	1,708	1,154	
	金額	125,411	97,188	60,578	60,279	41,746	
市・県民税 (特別徴収)	件数	410	309	186	384	210	
	金額	10,331	7,839	2,724	9,928	3,567	
固定資産税 都市計画税	件数	3,790	2,928	3,357	2,291	1,277	
	金額	153,989	90,749	62,292	107,547	42,323	
軽自動車税	件数	1,388	991	696	652	502	
	金額	5,581	4,048	2,808	2,933	2,506	
申告税	法人 市民税	件数	146	128	91	128	54
		金額	8,614	7,129	4,984	9,233	2,281
	事業所税	件数	1	3	0	0	0
		金額	103	2,295	0	0	0
	入湯税	件数	0	0	0	0	0
		金額	0	0	0	0	0
	市たばこ税	件数	0	0	2	0	0
		金額	0	0	969	0	0
	計	件数	10,121	7,537	6,780	5,163	3,197
		金額	304,029	209,248	134,355	189,920	92,423

⑯延滞金の発生

延滞金とは、納期限までに税金を納付しなかったときに、納期限の翌日から納付の日までの日数に応じて以下の割合で計算した金額を納付しなければならない制度である。この制度は、期限内に納付した納税者との負担の均衡をはかり、併せて期限内納付の促進のために設けられた。延滞金割合の推移は下記のとおりとなっている。

期間	納期限の翌日から1か月間	納期限の翌日から 1か月経過後から納 付の日まで
平成11年12月31日以前	年7.3%	年14.6%
平成12年1月1日から 平成25年12月31日まで	(注1) 特例基準割合	年14.6%
平成26年1月1日から 令和2年12月31日まで	(注2) 特例基準割合+1%	特例基準割合 +7.3%
令和3年1月1日以降	(注3) 延滞金特例基準割合 +1%	延滞金特例基準割合 +7.3%

(注1) 平成12年1月1日から平成25年12月31日までの期間における特例基準割合
各年の前年の11月30日を経過するときにおける日本銀行法第15条第1項
第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率（当該割合に0.1%未
満の端数があるときは、これを切り捨てる）に年4%の割合を加算した割合。

(注2) 平成26年1月1日から令和2年12月31日までの期間における特例基準割合
各年の前々年の10月から前年の9月までの各月における銀行の新規の短期
貸出約定平均金利の合計を12で除して得た割合として各年の前年の12月
15日までに財務大臣が告示する割合に年1%の割合を加算した割合。

(注3) 令和3年1月1日以後の期間における延滞金特例基準割合
各年の前々年の9月から前年の8月までの各月における銀行の新規の短期貸
出約定平均金利の合計を12で除して得た割合として各年の前年の11月30
日までに財務大臣が告示する割合に年1%の割合を加算した割合。

<参考 特例基準割合の率>

令和 3年1月1日から令和 3年12月31日まで	年1.5%
平成30年1月1日から令和 2年12月31日まで	年1.6%
平成29年1月1日から平成29年12月31日まで	年1.7%
平成27年1月1日から平成28年12月31日まで	年1.8%
平成26年1月1日から平成26年12月31日まで	年1.9%
平成22年1月1日から平成25年12月31日まで	年4.3%
平成21年1月1日から平成21年12月31日まで	年4.5%
平成20年1月1日から平成20年12月31日まで	年4.7%
平成19年1月1日から平成19年12月31日まで	年4.4%
平成14年1月1日から平成18年12月31日まで	年4.1%
平成12年1月1日から平成13年12月31日まで	年4.5%

【注意事項】

1. 税額に1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てて計算する。
2. 税額が2,000円未満のときは、延滞金は発生しない。
3. 算出した延滞金に100円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てる。
4. 算出した延滞金が1,000円未満のときは、延滞金は発生しない。

⑰延滞金の減免

災害等により市税の納付に関する期限を延長した場合には、その市税にかかる延滞金のうちその延長した期間に対応する部分の金額が免除される。また、徴収の猶予や換価の猶予の適用を受けた場合には、猶予した市税にかかる延滞金のうち、猶予期間に対応する部分の金額の一部又は全部が免除される。

2. 監査の着眼点

- (1) 滞納整理事務は法令等に準拠して行われているか（合規性）。
- (2) 滞納整理事務は効率的かつ経済的に行われているか（効率性、経済性）。
- (3) 滞納整理事務は正確に行われているか（正確性）。
- (4) 滞納整理事務は公平に行われているか（公平性）。
- (5) 滞納整理事務の整備状況（人員配置等）は適正かつ有効的か（有効性）。

3. 主な監査手続

監査手続	閲覧資料・担当課等
① 所管課へ往査、担当者への質問・意見聴取	・ 市民局税務部 納税課 徴収係、徴収管理係、滞納対策室
② 合规性の観点から、法令、条例等を閲覧	・ 地方税法 ・ 倉敷市市税条例 ・ 地方税法施行令 ・ 国税徴収法
③ 正確性の観点から、質問、資料などによる概況把握	・ 市税概要 ・ 税務統計 など
④ 効率性の観点から滞納整理事務の概況把握	・ 納税課組織図 ・ 滞納整理事務の流れ ・ 令和2年度滞納整理方針 ・ 倉敷市税財産調査及び差押運用指針 ・ 倉敷市税滞納処分対応指針 ・ 倉敷市税滞納処分の執行停止に係る運用指針 ・ 倉敷市税延滞金減免取扱指針 ・ 滞納整理の基準など
⑤ 滞納整理の効率性等の検証 ・ 催告、財産調査及び滞納処分の効率性等 ・ サンプルテストを実施	・ 令和3年3月末時点の滞納者リスト ・ 交渉経過記事
⑥ 不納欠損処理の合规性等の検証 ・ 滞納処分の執行停止、不納欠損処理の妥当性 ・ サンプルテストを実施	・ 執行停止リスト ・ 執行停止に関する決裁文書及び添付資料
⑦ 過去5年間の分析	・ 過去5年間の新規差押件数など
⑧ 効率性の観点から各税目の滞納税額上位5名に対する対応状況の把握	・ 滞納状況推移表 ・ 各税目の滞納税額上位5名とその累積期間の一覧表
⑨ その他	・ 必要に応じて資料を請求

4. 監査の結果及び意見

(1) 過去5年間の執行状況について(公平性、効率性)

各税目(個人市県民税、法人市民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税、入湯税)の滞納税額の推移及び業務の執行状況を監査した。なお、事業所税、市たばこ税、特別土地保有税については滞納税額が無い。徴収業務執行の根幹を現す滞納税額の推移であるが、平成31年(令和元年)度倉敷市行政組織改正において組織体制の再編が行われ、同年度3月末に滞納税額は大きく減少している。組織再編後は従来の「納税1~3係」及び「徴収対策室」体制から「徴収係」、「徴収管理係」、「滞納対策室」に再編し、「徴収管理係」に財産調査業務を一元化するなど業務の専門化と効率化を推進している。組織体制再編後の徴収業務の執行について評価する。

【評価21】

徴収業務の最前線にあたる「徴収係」と高額滞納対策を担当する「滞納対策室」との業務分担の基準額は現在、滞納税額70万円としている。この基準額は10年前には滞納税額200万円であった。基準額の引き下げは滞納対策が進むことにより、高額滞納者数が減少していったことによるものであり、これは取りも直さず徴収業務の執行が効果的に行われていることを証するものであり、当該業務の執行について評価する。

また、再編以前よりの滞納整理の取り組みを通して滞納者数全体が減少していることも付記しておく。

(2) 各税目の滞納税額上位5名に対する対応状況について
(公平性、合規性、効率性)

滞納状況の推移

(単位：件・千円)

税目		年度	平成28年度 H29.3末	平成29年度 H30.3末	平成30年度 H31.3末	令和元年度 R2.3末	令和2年度 R3.3末
個人市県民税	件数		4,919	3,721	3,077	2,866	2,656
	金額		1,231,519	965,884	884,111	451,459	370,511
固定資産税 都市計画税	件数		1,991	1,517	1,234	1,097	1,084
	金額		521,609	385,232	313,491	282,788	277,486
軽自動車税	件数		2,344	1,758	1,508	1,390	1,316
	金額		26,362	22,991	20,926	19,882	19,739
特別土地保有税	件数		2	2	1	0	0
	金額		1,099	1,099	969	0	0
申告税	法人 市民税	件数	223	169	148	135	149
		金額	49,067	41,234	37,627	34,456	37,099
	事業所税	件数	2	0	1	0	0
		金額	3,755	0	771	0	0
	入湯税	件数	1	1	1	1	1
		金額	22,007	20,691	19,459	17,959	16,459
	市たばこ 税	件数	0	0	0	0	0
		金額	0	0	0	0	0
3税目以上	件数		154	115	79	65	59
	金額		119,618	63,430	33,535	22,138	18,768

備考

- 件数・金額は滞納繰越分のみ。現年度分は含まれていない。
- 個人市県民税には、市民税だけでなく県民税も含まれる。
- 納税猶予・時効消滅の期別は集計に含まれるが、執行停止・即時欠損は含まれていない。

各税目（個人市県民税、法人市民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税、入湯税、の5税目※事業所税、市たばこ税、特別土地保有税については滞納税額は無い）の滞納税額の上位5名について、その対応状況を監査した。（入湯税については1件のみであるため、全部で21件）

先ず各税目の滞納金額のうち上位5件が占める割合は非常に高く、個人市県民税では20.6%、法人市民税では58.6%、固定資産税・都市計画税では45.6%、軽自動車税では3.7%、入湯税では100%、全税目では33.5%であり、高額滞納事案の滞納整理が非常に重要となっている。

ただし、上記の21件の滞納事案については滞納金額があまりにも高額であるため、滞納額の全額を一時に納付しようとするれば、事業の継続や生活の維持が困難となってしまうことから、滞納整理が長期間となる傾向が他の滞納事案に比して特に強く、今回の監査対象とした21件のうち14件は滞納期間が10年以上の長期滞納事案となっている。

上記の状況を前提とした上で、上述した(1)「過去5年間の執行状況について」の組織体制再編後の滞納整理業務の執行については全般的に順調に進んでいると言えるが、このうち監査人が注視した高額滞納事案に関する懸念事項について記述する。滞納金額の大きな滞納者については、債権の保全を重要視しつつ、債務の承認(時効中断措置)を含めた滞納折衝をより一層に徹底すべきである。

【 指摘 4 】

差押えを執行する等、債権の保全に努めるべきである。債務の生成経緯とその累積期間、滞納金額からみると可能な限り差押え等の債権の保全措置を行うべき事案が認められる。平成18年度の監査報告書にも当該滞納者と思しき記述が見られるが、その当時からは交渉が進展した時期もあるが、現下のコロナ禍の影響で再び膠着しているようである。今後、早期に折衝を再開し、債権保全措置等に向けて対応すべきである。

【 意見 20 】

一部事案において、現時点では十分な債権の保全がなされていないものが見受けられるものの、全体的には債権の保全に向け、また、状況の改善に向けた努力を続けていることは評価する。ただし、高額な滞納事案については、より一層具体的な債権の保全に努められたい。

【 指摘 5 】

債権の保全に関して、非常に高額な滞納金額でありながら、債務の承認(時効中断措置)が口頭でなされている事案が認められた。債務の承認については時効の中断という重要な手続きであるため、例外を認めず滞納整理の基準に基づき書面によってなされるべきである。万が一にも滞納者との間に滞納状況の認識に齟齬が生じた場合のリスクを鑑みれば、口頭承認では滞納金額を立証し難いケースが想定されるためである。あくまでも債務の承認(時効中断措置)は書面によってなされるべきである。

【 意見 21 】

滞納対策は法令解釈等を踏まえた滞納整理の基準に沿って執行されるべきである。滞納対策業務の執行にあたり、事案によって温度差を生じさせないように、滞納整理の基準は業務を公平に進めるためのバイブルとなるものである。滞納対策はその業務の性質上1件ごとの滞納事案が全て個別事案と呼べるものであり、ケースバイケースの運用も求められるが、ケースバイケースとはその根底に厳とした基準があつてこそであり、基準を都合よく解釈するための方便ではない。非常に高額な滞納金額であるため慎重に事を進める必要性は認めるが、長期化もやむなしとするのではなく、自主納付での完納が望めないと判断された時点で毅然と滞納整理を進めるなど、通常の事案と同様に業務を執行するべきである。